

第 2 期高松市教育振興基本計画 (案) (令和 2 年度改定版)

高 松 市
高松市教育委員会

目 次

【総 論】

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	我が国を取り巻く状況	
	(1) 少子化・高齢化による社会全体の活力の低下	2
	(2) グローバル化や技術革新の進展	2
	(3) 雇用環境の変容と就業状況	2
	(4) 地域社会や家族関係の変容	2
	(5) 格差の再生産・固定化と子どもの貧困など社会経済的な課題	2
	(6) 地球規模の課題や自然災害への対応	2
5	本市の教育の状況	
	(1) 社会の動向	3
	(2) 子どもの状況	8
	(3) 学校の状況	17
	(4) 生涯学習の状況	19
6	第1期計画の成果と課題	20
7	基本理念	21
8	基本目標	22
9	施策体系	23
10	重点取組事項	24

【各 論】

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

(1)	総合的な学力向上の推進	27
(2)	キャリア教育の推進	29
(3)	英語教育の推進	30
(4)	情報教育の推進	31
(5)	環境教育の推進	32
(6)	特別支援教育の推進	33
(7)	高等学校教育の推進	34

(8) 主権者教育の推進	36
2 豊かな心と体を育てる教育の推進	
(1) 道徳教育の推進	38
(2) いじめ対策等生徒指導と支援体制の充実	39
(3) 不登校の子どもへの支援	41
(4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上	42
(5) 食育の推進と心身の健康づくり	43
(6) 学校人権教育の推進	45
(7) 小中一貫・連携教育の推進	46
(8) ふるさと教育の推進	47
(9) 読書活動の推進	48
(10) 体験活動の推進	50
(11) 就学前教育の充実	51
3 教員の資質向上と教育指導体制の充実	
(1) 子どもに向き合う環境づくりと教職員の働き方改革	55
(2) 教員の資質向上	57
(3) 学校評価の推進と学校運営の改善	58
Ⅱ 学校教育環境の整備	
1 学校教育施設の整備	
(1) 学校教育施設の整備	60
2 教育機能と就学支援の充実	
(1) 教材・図書の実備	62
(2) 学校の情報化の充実	63
(3) 教育に関する研究成果の蓄積・活用	64
(4) 奨学金事業等の推進	65
Ⅲ 子どもの安全確保	
1 子どもの安全対策の推進	
(1) 子どもの安全対策	66
2 子どもの交通安全対策の推進	
(1) 子どもの交通安全対策	69
Ⅳ 青少年の健全育成	
1 子ども体験活動の充実	
(1) 放課後や週末の体験・交流活動の場づくり	70
2 青少年の健全育成の推進	

(1) 子どもが安心できる場所づくり……………	71
(2) 青少年の非行防止活動の推進……………	72
(3) 情報モラル教育とネット・ゲーム依存対策の推進……………	72
V 家庭・地域の教育力の向上	
1 学校・家庭・地域の連携強化	
(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化……………	74
2 家庭及び地域の教育力向上の推進	
(1) 家庭の教育力の向上……………	76
(2) 地域の教育力の向上……………	77
VI 生涯学習の推進	
1 学習機会の充実	
(1) 多様なニーズに応じた学習機会の充実……………	79
(2) 学習成果をいかせる環境づくり……………	80
2 学習施設・機能の充実	
(1) 学習施設・機能の充実……………	82
【計画の推進】	
1 計画の進行管理……………	87
2 関係部局、関係機関との連携……………	87
【施策の目標】	
1 施策の目標……………	91
【資料】	
1 高松市教育委員会主要計画等の策定状況……………	99
2 改定前の目標指標の実績値一覧……………	100
3 改定経過……………	103
4 設置要綱……………	104

総論

1. 計画改定の趣旨

国は、平成18年12月に施行された、改正教育基本法に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定めることとし、20年7月に第1期教育振興基本計画、25年6月に第2期教育振興基本計画、30年6月に第3期教育振興基本計画を策定しました。

また、地方公共団体には、策定についての努力義務が課され、本市においては、22年3月に「高松市教育振興基本計画」を、28年3月には、28年度から令和5年度までの8年間を計画期間とする「第2期高松市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校・家庭・地域及び関係団体と一体となって教育施策に取り組んでいるところです。

一方、本計画策定後、グローバル化の進展や超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けたビッグデータやAI（人工知能）等の急速な技術革新や、地震、大雨等の自然災害や虐待など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故が発生するとともに、子どもの貧困やネット・ゲーム依存が社会問題化するなどの社会情勢の変化がありました。

また、国においては、障がいや不登校等の多様なニーズに対応した教育機会の確保・提供や、学校における働き方改革、学校教育の情報化の推進などをテーマに様々な教育改革が行われ、教育環境が変わろうとしています。

このような状況を踏まえ、高松市教育委員会では、本計画の「基本理念、基本目標及び施策の基本方向」といった基本的な考え方を継承しつつも、今後4年間の「具体的な施策の展開」及び「施策の目標」の項目・数値を見直す必要があると考え、改定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。また、本市の市政運営の基本方針である「第6次高松市総合計画」の教育に関する分野別計画として位置付けるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に位置付けることとしています。

生涯学習に関する部分については、教育基本法第3条の「生涯学習の理念」を実現するための計画として位置付けています。

3. 計画の期間

計画期間は、平成28年度から令和5年度までの8年間とします。なお、本計画策定後の教育環境の変化、施策の進捗状況などを踏まえ、「具体的な施策の展開」及び「施策の目標」の項目・数値について、中間見直しを行いました。

4. 我が国の教育を取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化による社会全体の活力の低下

2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢になることが予想されています。このような急激な少子化・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少、我が国経済の規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが懸念されており、早急な対応が迫られています。

(2) グローバル化や技術革新の進展

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。

また、将来、IoTやビッグデータ、AI（人工知能）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていくことが予想されています。

(3) 雇用環境の変容と就業状況

サービス産業の拡大、国籍を問わない人材採用、成果・能力主義の賃金制度の導入など、かつてのような終身雇用・年功序列といった一律横並びの雇用慣行が変容しつつあり、従来の企業内教育による人材育成機能の低下が懸念されています。また、就職ミスマッチの問題を背景として、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、雇用情勢は厳しさを増しています。

また、就業状況に関しては、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多く、改善の状況は見られるものの、出産後の継続就業が、依然として課題となっているとともに、65歳以上の雇用者は増加しており、定年到達者の8割以上が継続雇用されている状況です。

(4) 地域社会や家族関係の変容

都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景にして、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能、家庭の教育力、子育て力の低下が指摘されています。また、人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国において培われてきた文化・規範の次世代への継承が困難になる恐れがあり、規範意識の低下といった教育上の問題の一因にもなっています。

(5) 格差の再生産・固定化と子どもの貧困など社会経済的な課題

地方の衰退・疲弊など地域間の格差、世代間・世代内の社会的・経済的格差、さらには希望の格差の一層の進行が指摘されており、教育やその後の就業の状況とあいまって格差の再生産・固定化が進行し、社会の活力低下や不安定化につながることを懸念されています。

また、学歴等により生涯賃金にも差が見られる中、子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、今後も、貧困の連鎖・格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

(6) 地球規模の課題や自然災害への対応

環境問題、食糧・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しています。かつてのような物質的な豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが求められています。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震など各地の災害に対して、学校施設の復旧や就

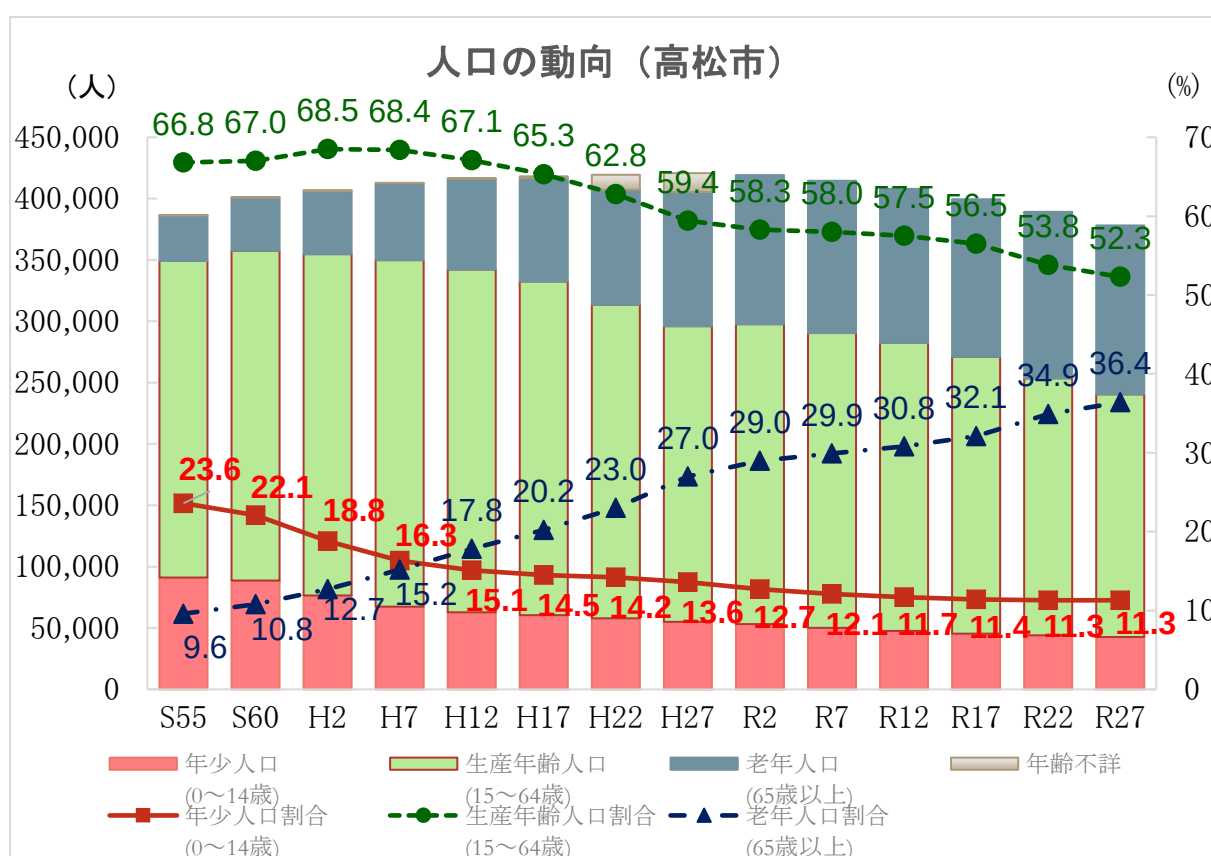
学支援、児童生徒の心のケア、学習支援、復興を支える人材の育成や地域の再生などが求められています。

5. 本市の教育の状況

(1) 社会の動向

■ 少子高齢化の進行

本市の年少人口(0～14歳)の割合は、減少し続けている一方で、老年人口(65歳以上)の割合は、増加し続けており、総人口が減少する中で、今後、少子高齢化が一層進展する見込みとなっています。

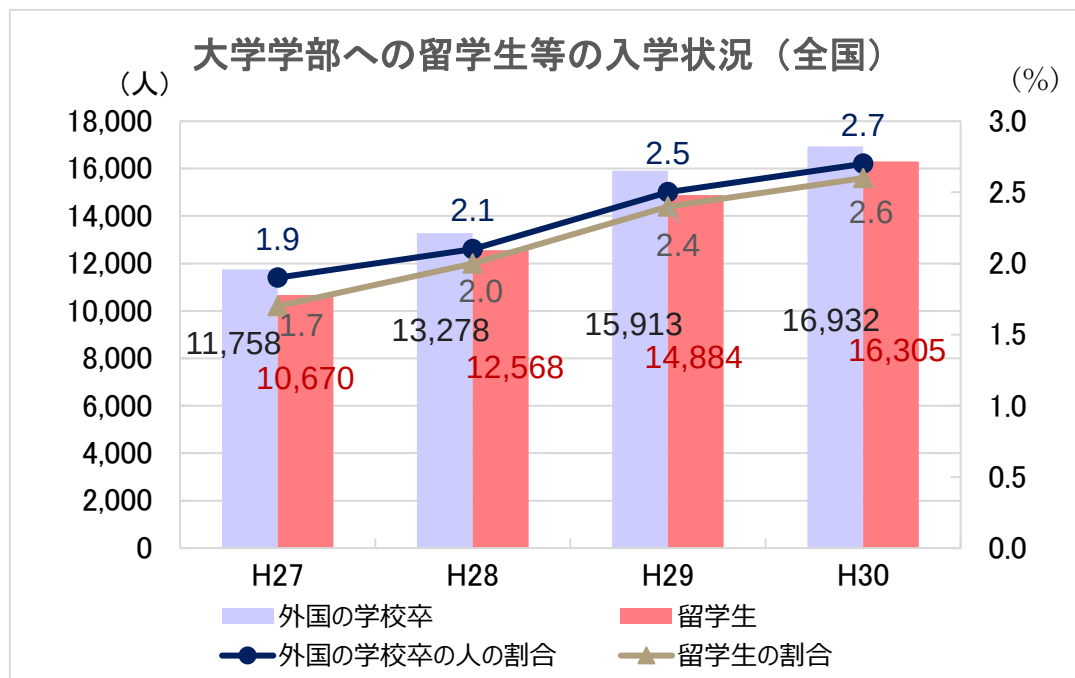


S55～H27「国勢調査」（総務省）、R2～「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

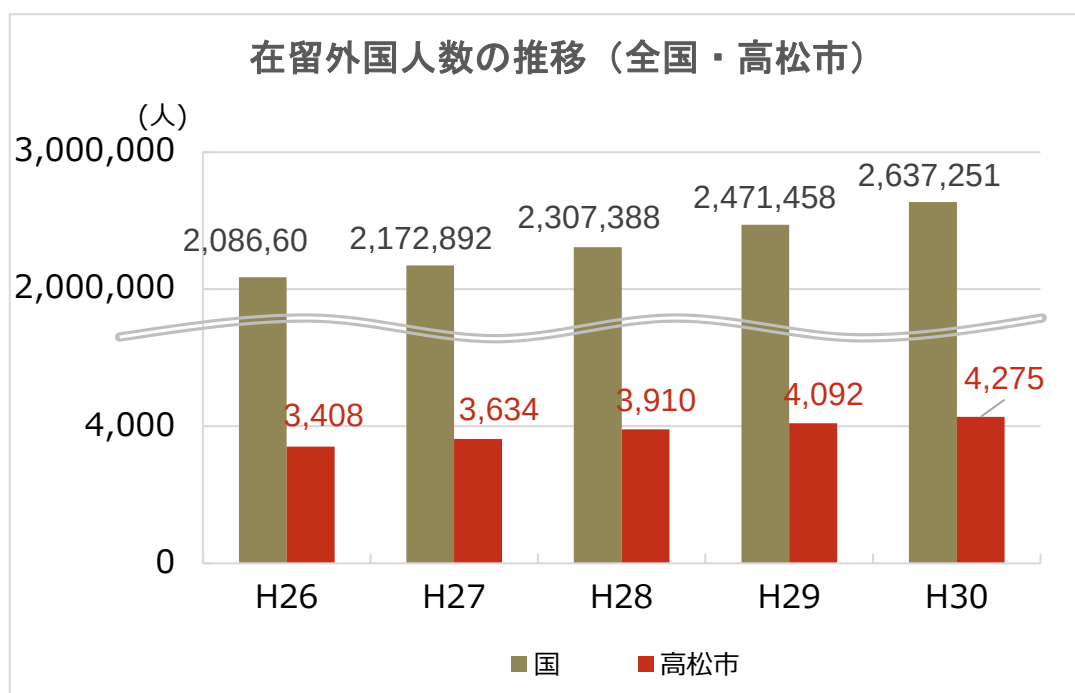
■グローバル化の進展

大学学部への入学者数のうち、外国の学校卒、外国からの留学生の人数・割合はいずれも増加傾向です。

また、在留外国人数も年々増加しています。



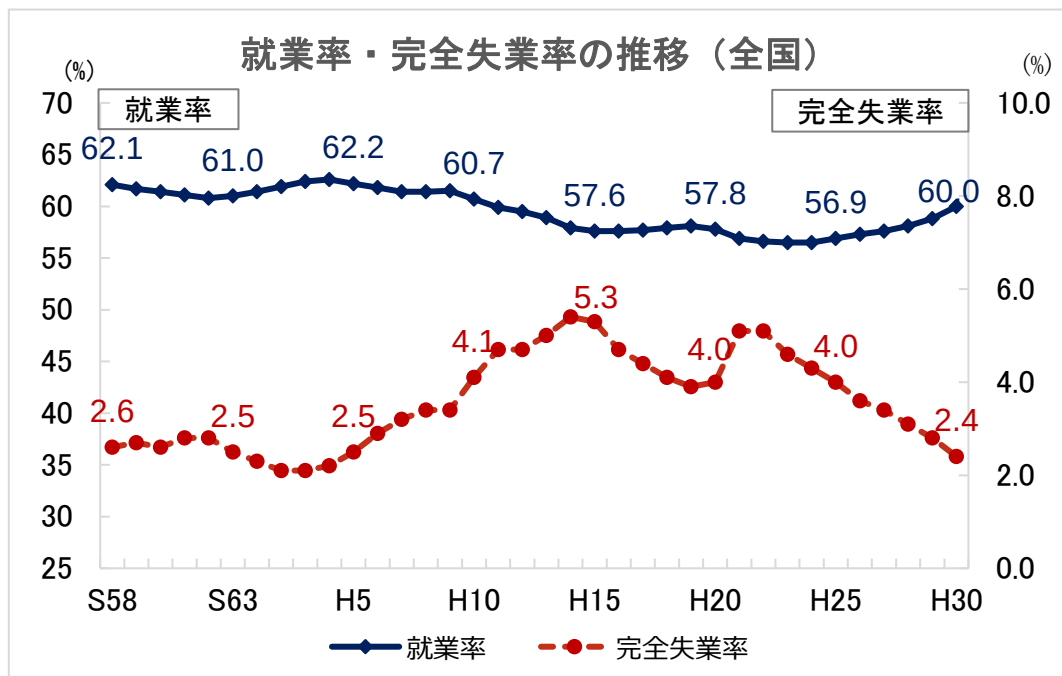
「在留外国人統計」（法務省）



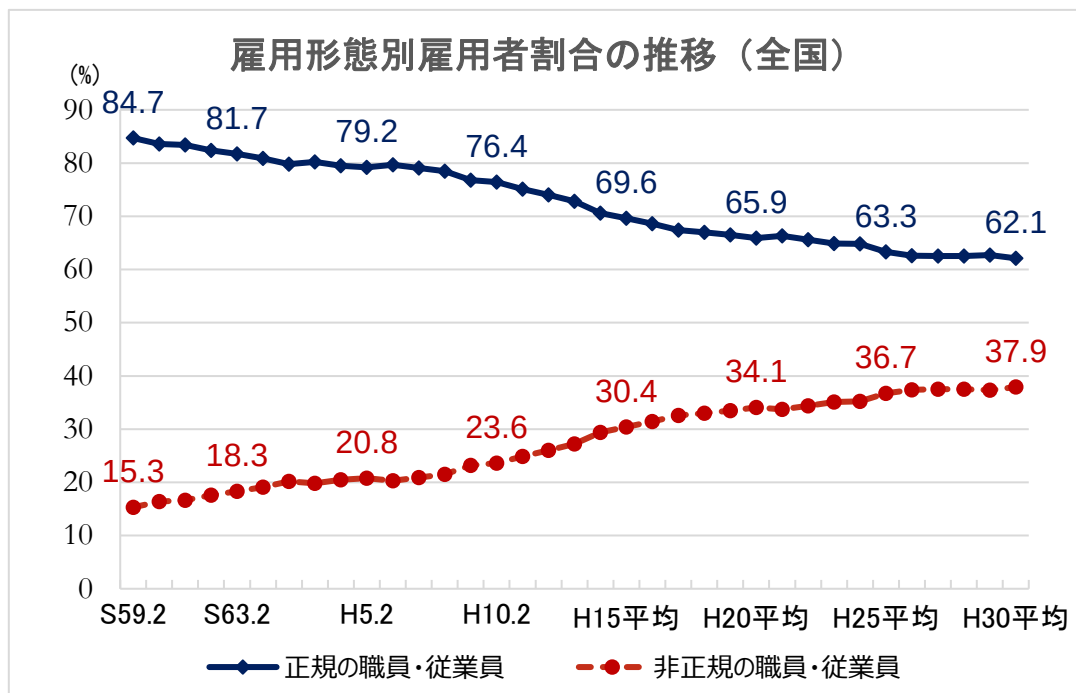
「在留外国人統計」（法務省）

■雇用環境の変容

就業率は回復傾向、完全失業率は減少傾向となっているものの、雇用形態の多様化や非正規雇用の増加が続いています。



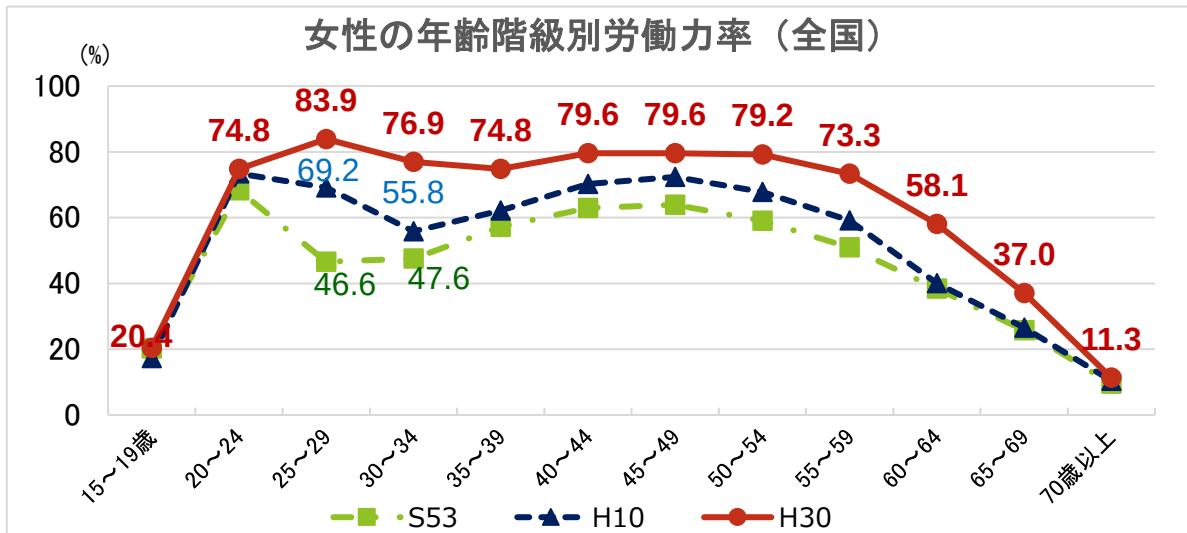
「労働力調査 基本集計」（総務省）



「労働力調査 詳細集計」（総務省）

■就業状況

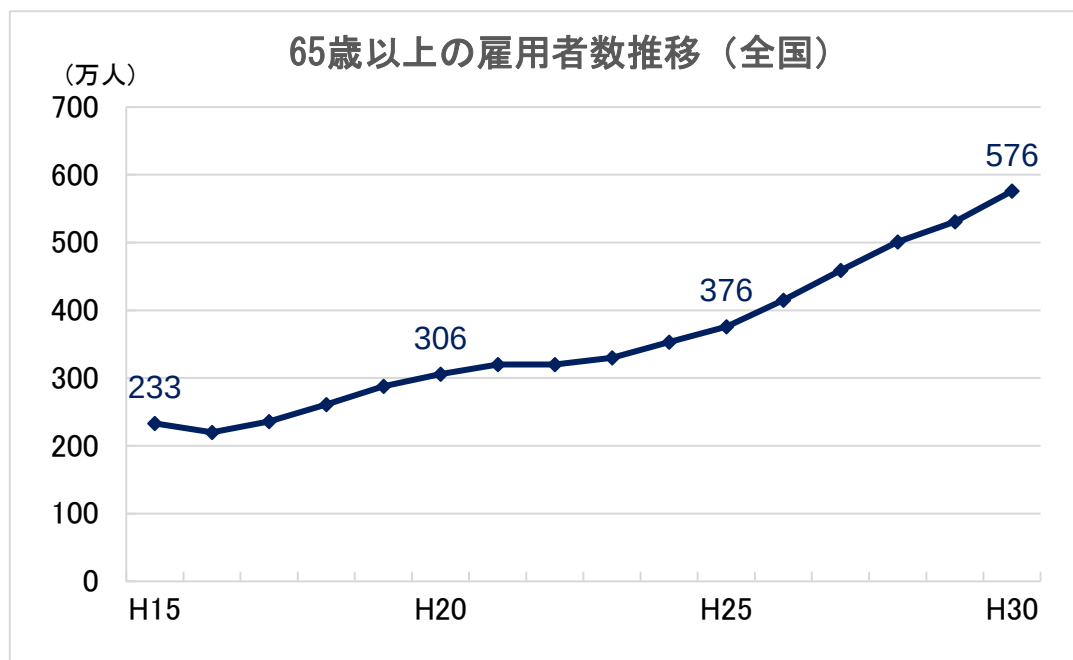
女性の年齢階級別労働力率は、昭和53年からの変化をみると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは、以前に比べて浅くなっています。



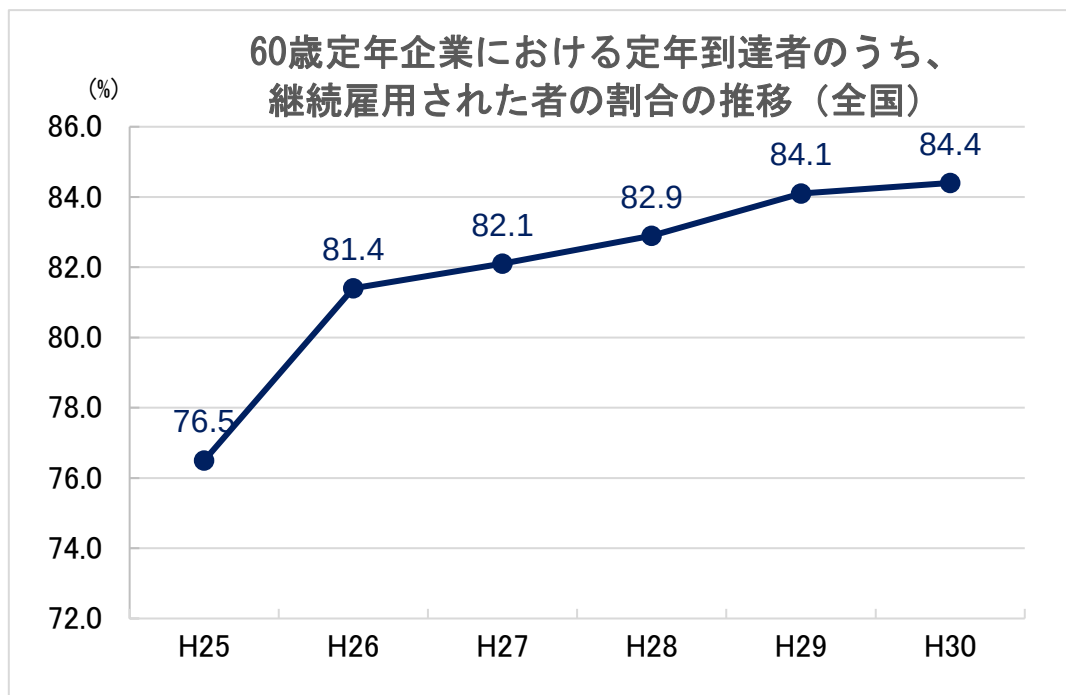
「労働力調査 基本集計」（総務省）

■就業状況

65歳以上の雇用者数は増加しており、定年到達者の8割以上が継続雇用されている状況です。



「労働力調査 基本集計」（総務省）

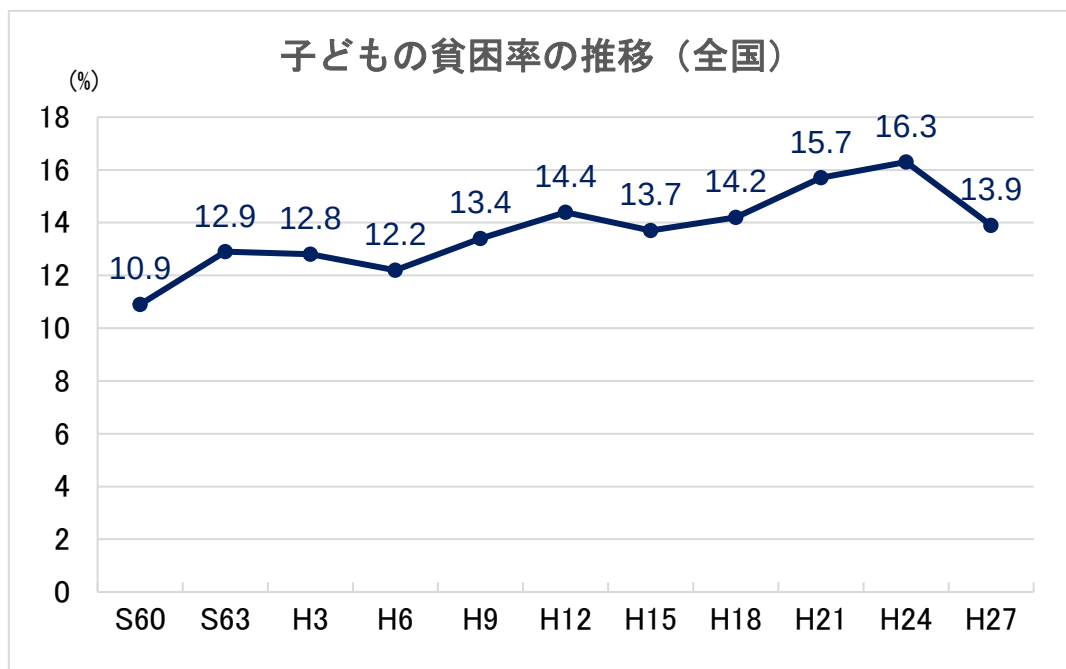


「高齢者の雇用状況」（厚生労働省）

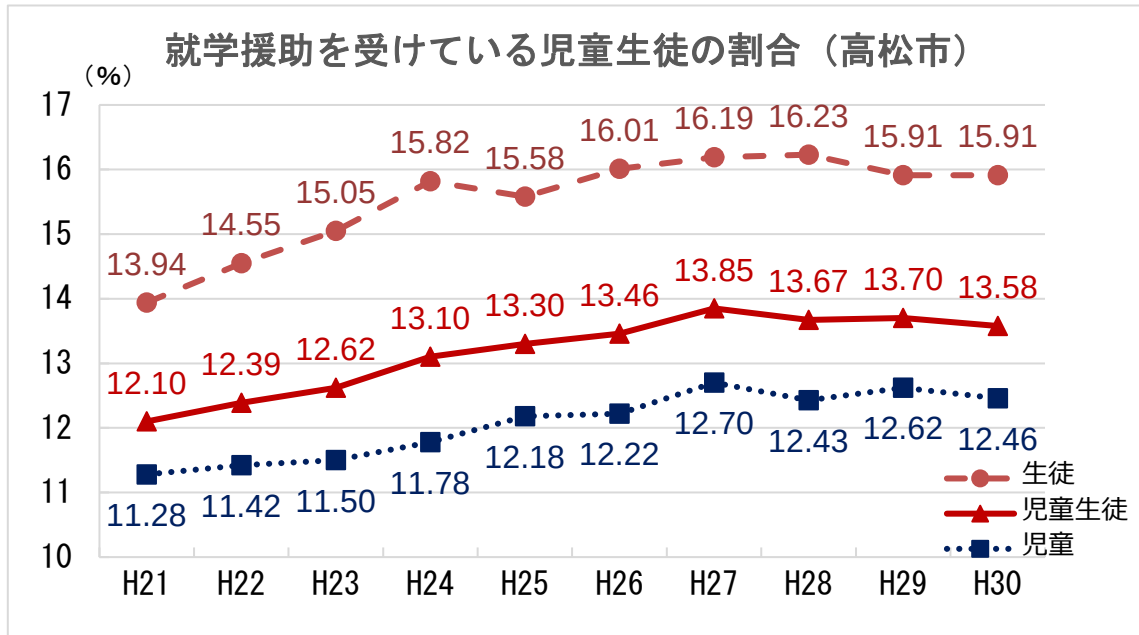
■子どもの貧困など社会経済的な課題

子どもの貧困率は、平成24年をピークに27年では減少しています。

就学援助の認定をしている子どもの割合は、小学校では12～13%の間、中学校では16%程度、全体では13～14%の間で推移しています。



「国民生活基礎調査」（厚生労働省）



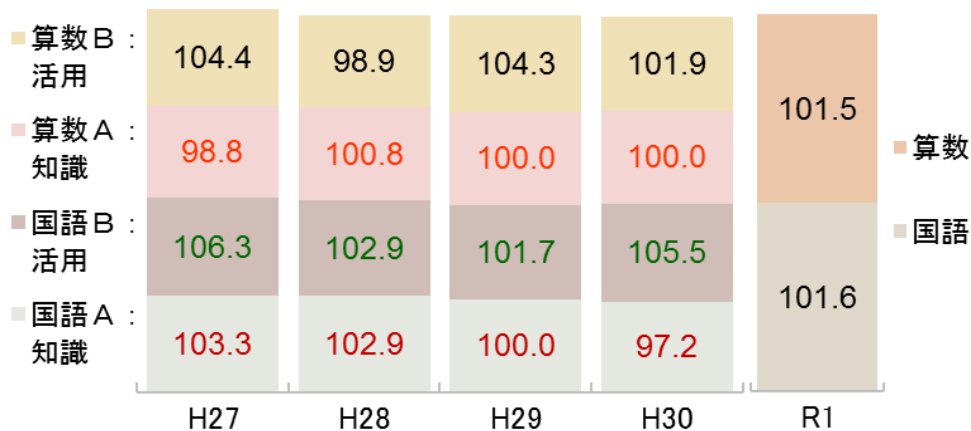
（２）子どもの状況

■学力の状況

令和元年度の本市の小学校６年生・中学校３年生の国語、算数・数学の平均正答率は、香川県の平均及び全国平均を上回っておりますが、英語は香川県の平均を上回っているものの、全国平均は下回っている状況です。

小学校６年生（香川県）

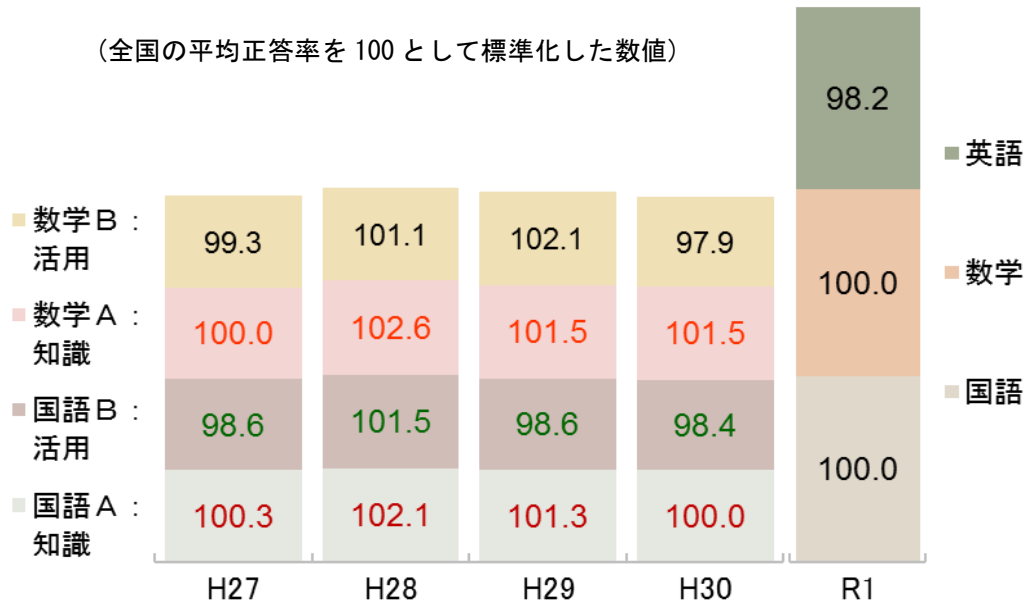
（全国平均正答率を100として標準化した数値）



「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

中学校3年生（香川県）

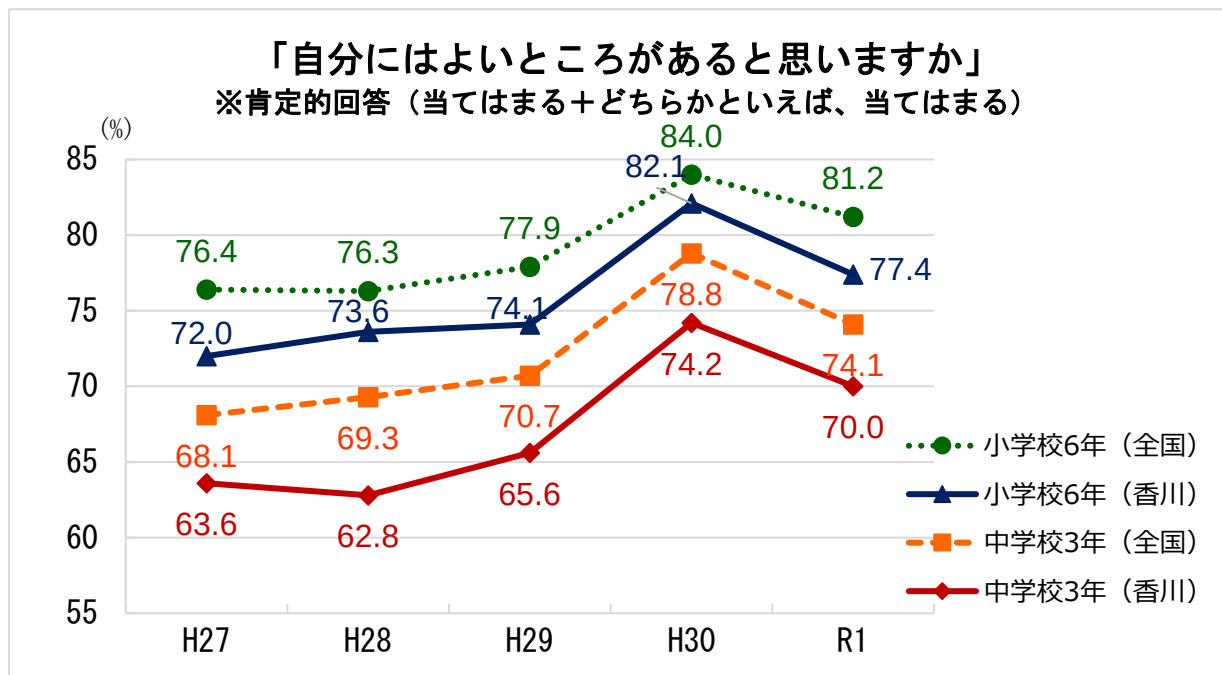
（全国の平均正答率を 100 として標準化した数値）



「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

■自己肯定感（自尊感情）

小・中学校ともに、肯定的回答の割合は、上昇傾向にあるものの、全国と比べて、依然として低い状況となっています。

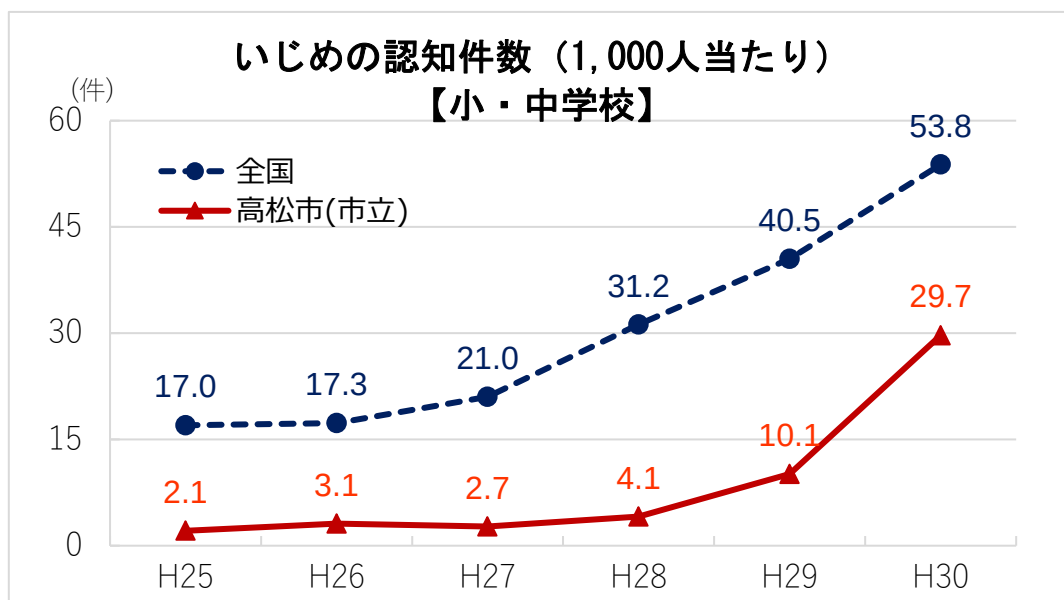


「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

■いじめ、暴力行為の状況

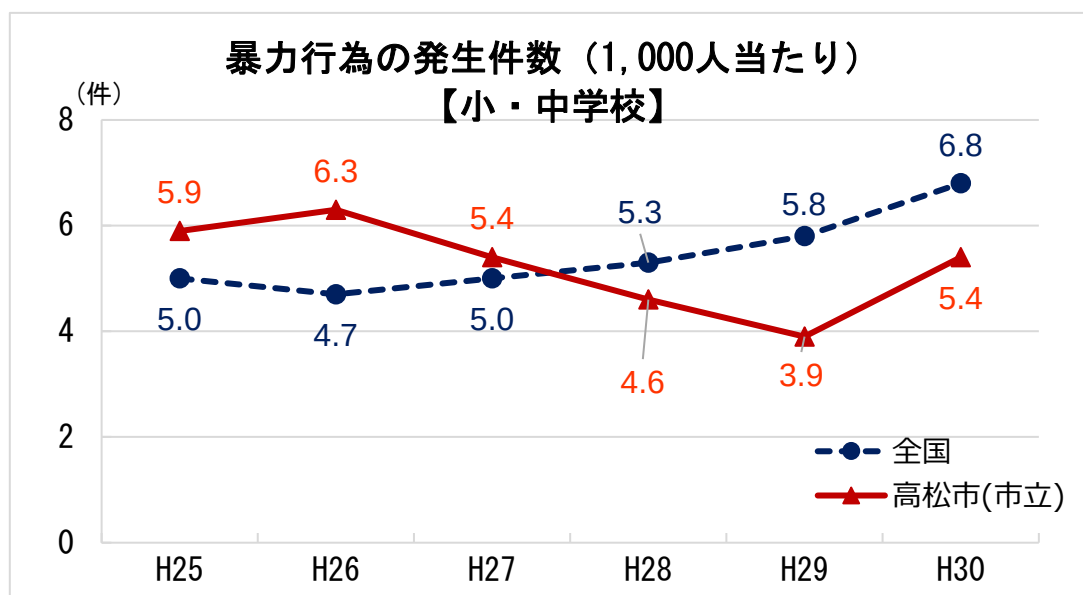
本市の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、全国より少なくなっています。認知件数は、いじめの定義の解釈の見直しにより、27年度以降、全国的に増加しています。

また、児童生徒1,000人当たりの暴力行為の発生件数は、27年度までは全国を上回っていましたが、28年度以降は全国を下回っています。



全国：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

高松市：「問題行動・不登校等の月別状況調査」（香川県教育委員会）

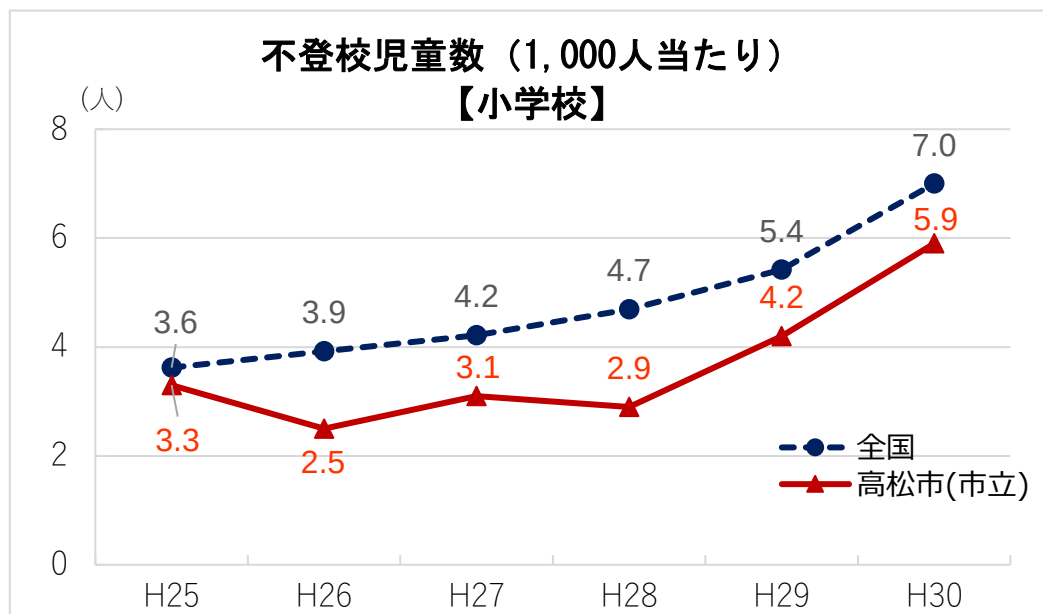


全国：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

高松市：「問題行動・不登校等の月別状況調査」（香川県教育委員会）

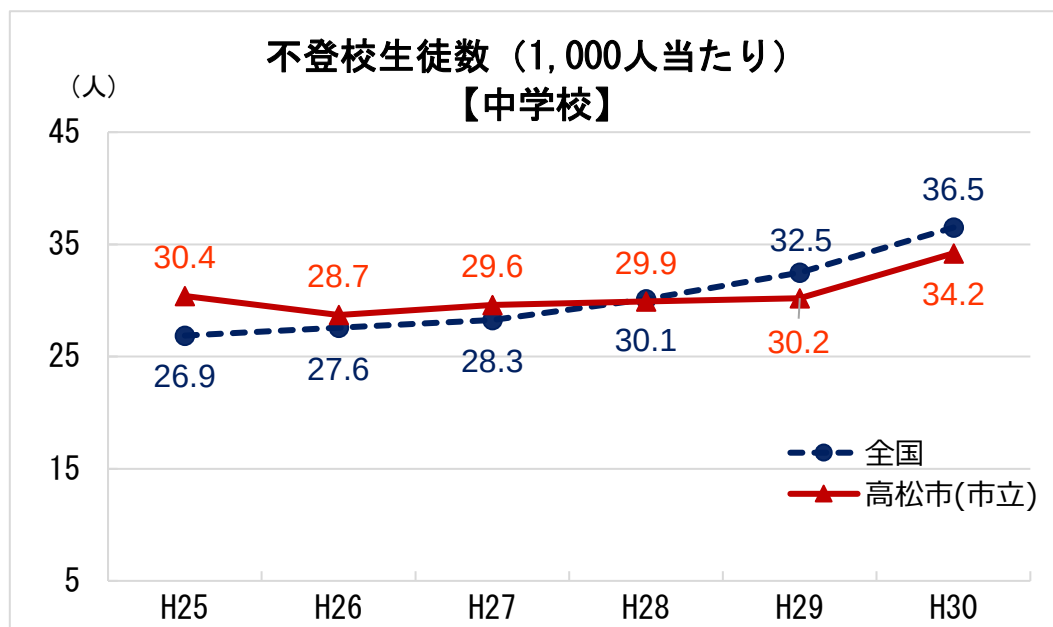
■不登校の状況

本市の不登校の子ども割合は、小学校では26年度以降、上昇傾向、中学校では横ばい状態にあります。また、不登校児童数（小学校）の割合は、全国より低いものの、29年度には、大幅に上昇しています。



全国：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

高松市：「問題行動・不登校等の月別状況調査」（香川県教育委員会）

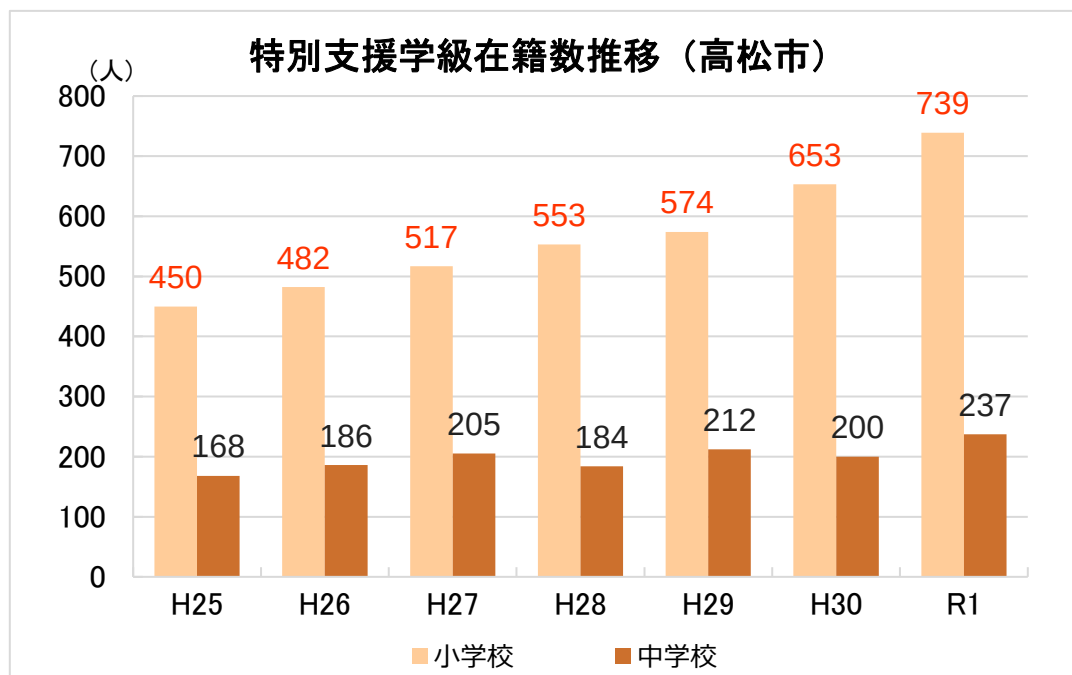
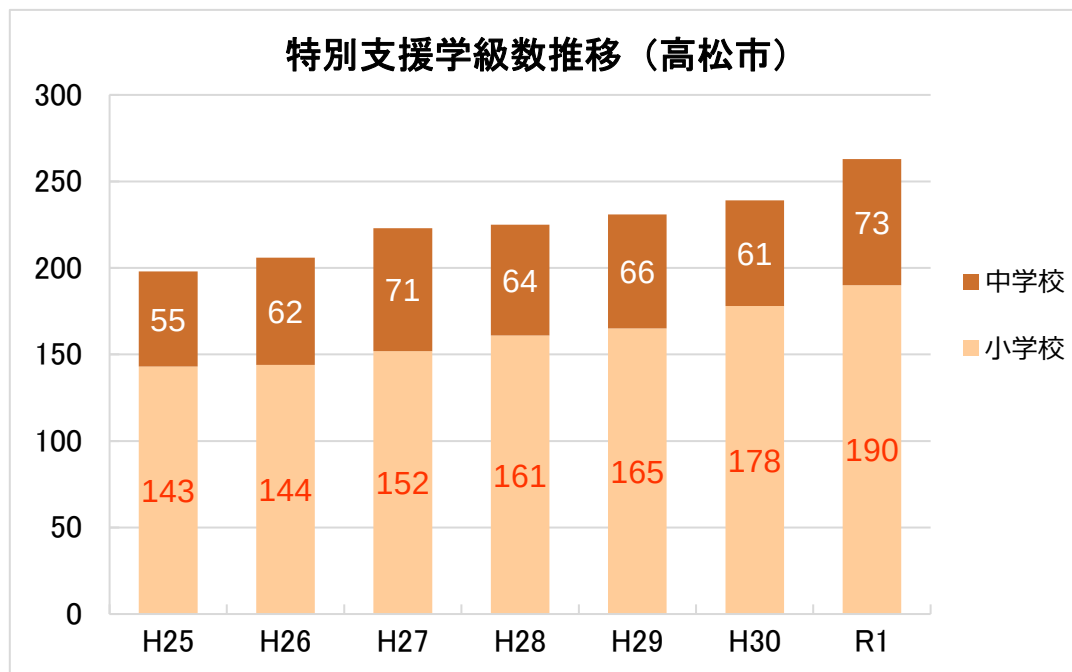


全国：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

高松市：「問題行動・不登校等の月別状況調査」（香川県教育委員会）

■特別な支援が必要な児童生徒の状況

本市の特別支援学級数・特別支援学級在籍数は、ともに増加傾向となっており、特に、小学校の増加が顕著となっています。また、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒数の割合も、増加傾向となっています。

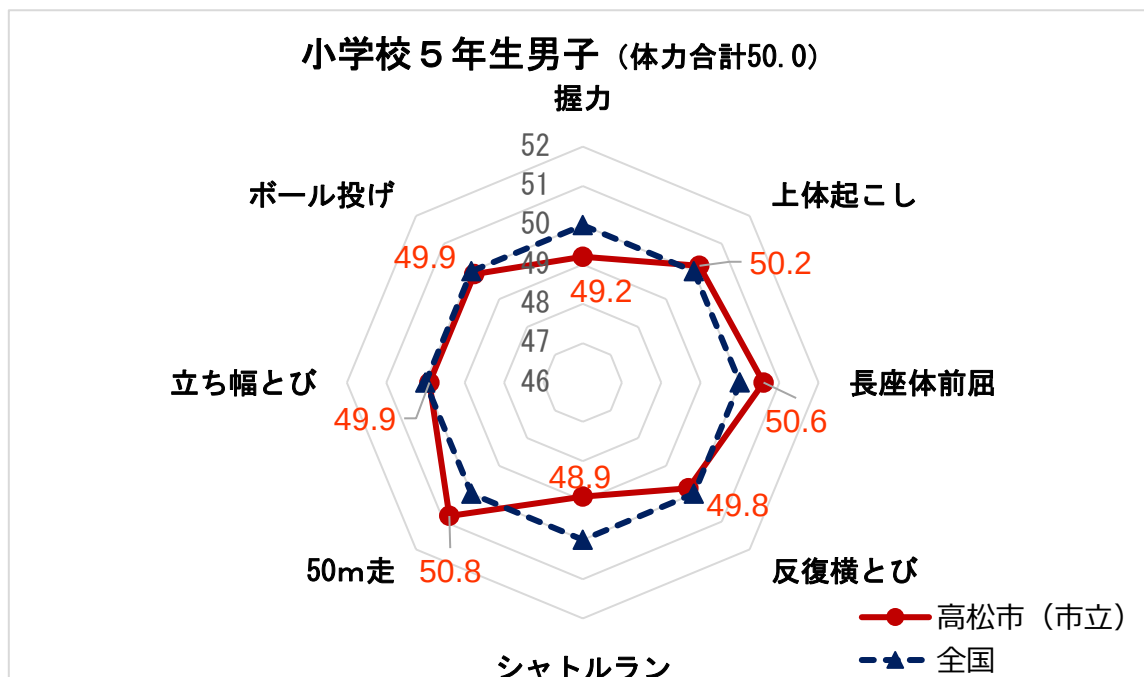


■体力・運動能力の状況（各種目の全国平均との比較：T 得点）

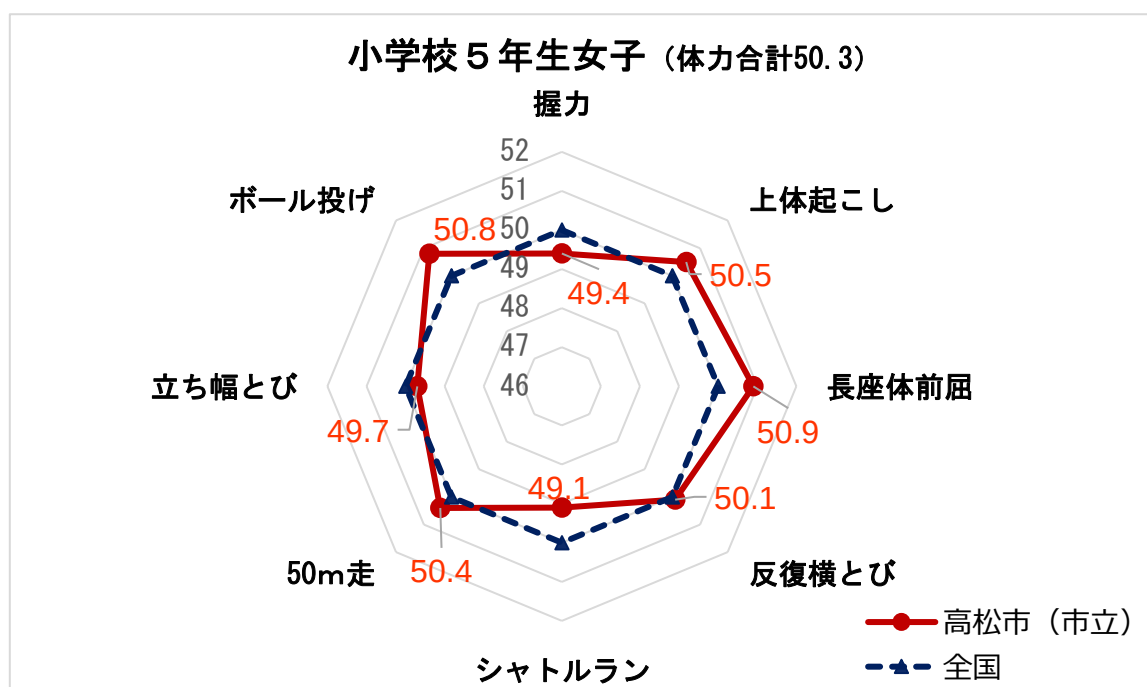
○小学校5年生

男女ともに、「握力（筋力）」・「シャトルラン（全身持久力）」・「立ち幅とび」が全国平均を下回っています。

*T 得点：全国平均値を50点と換算したときの当該平均値に対する相対的位置を示している。



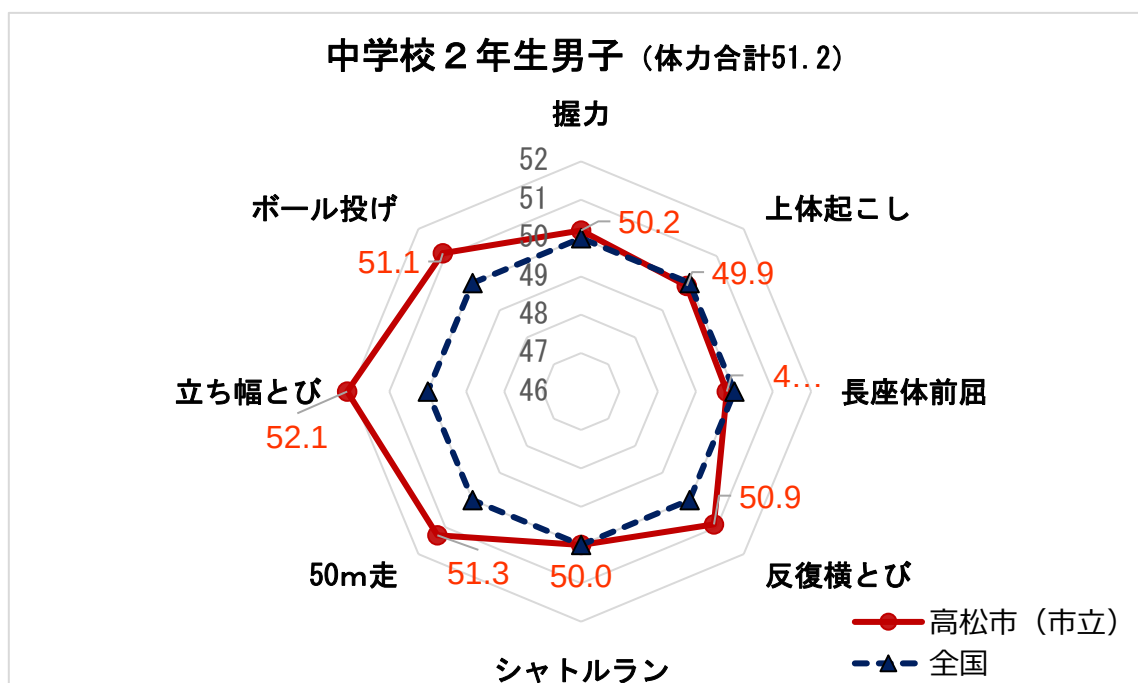
「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）



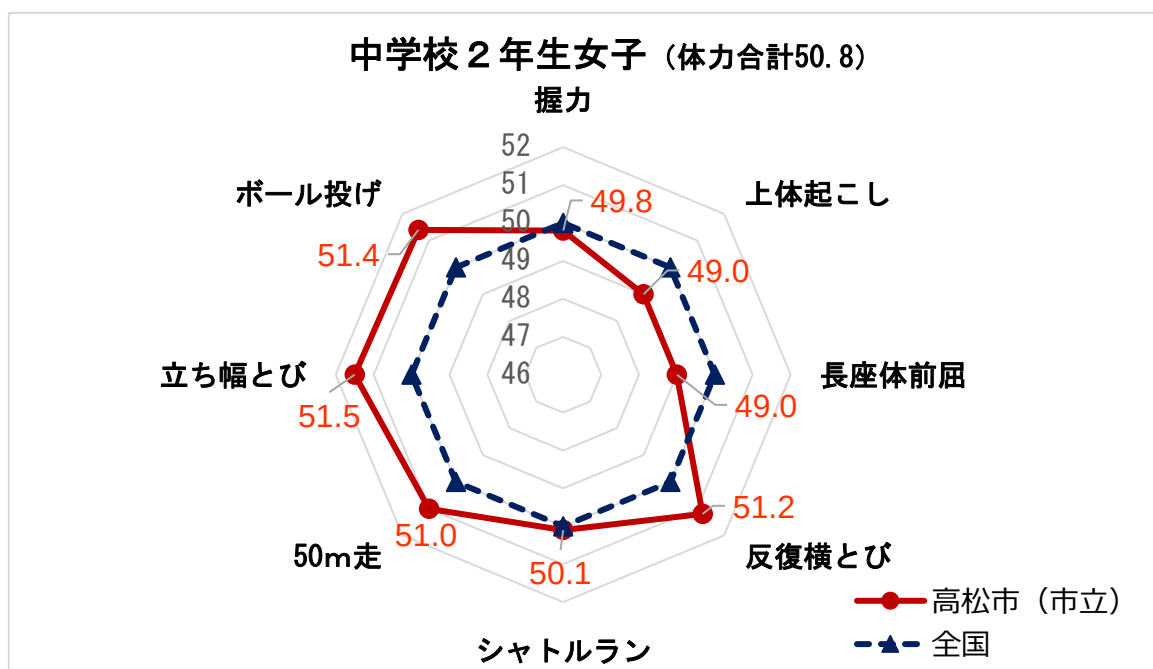
「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）

○中学校2年生

男子は、「上体起こし（筋持久力）」・「長座体前屈（柔軟性）」の種目が全国平均を下回っています。女子は、「握力（筋力）」・「上体起こし（筋持久力）」・「長座体前屈（柔軟性）」が全国平均を下回っています。



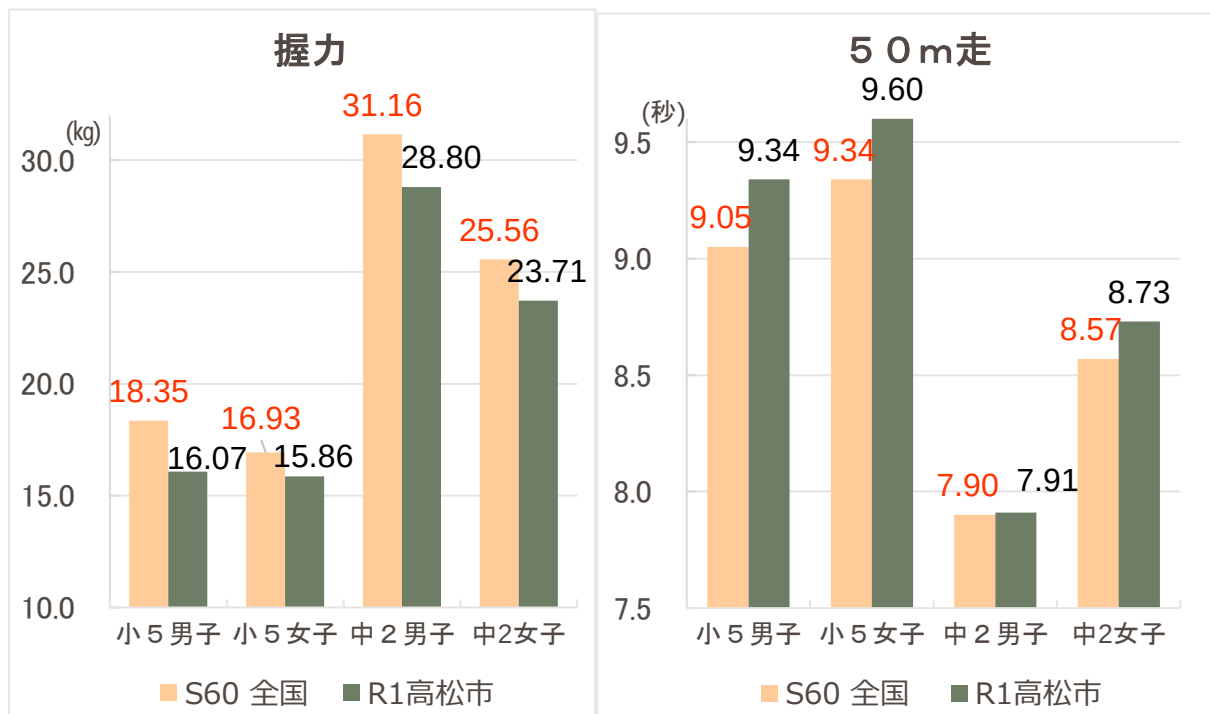
「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）



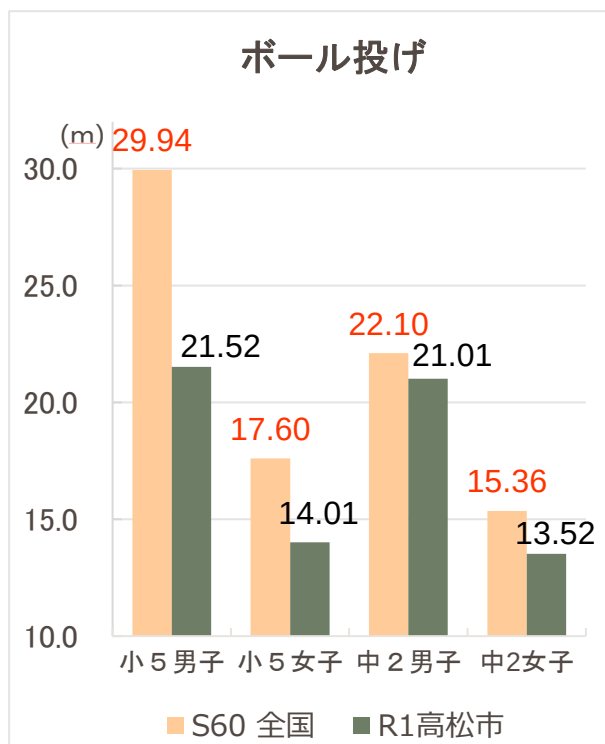
「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）

■体力・運動能力（昭和60年度の児童生徒の体力水準（全国）との比較）

体力水準が高かった昭和60年度と比較すると、依然として、低い水準となっています。



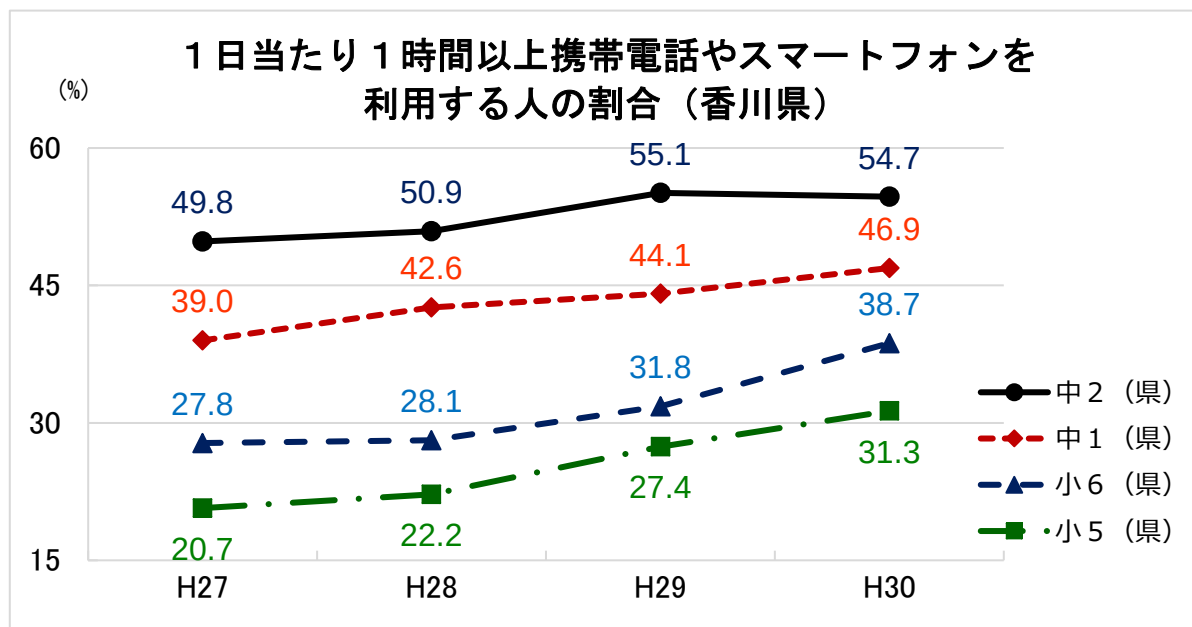
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）



「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）

■生活状況（メディアの利用状況）

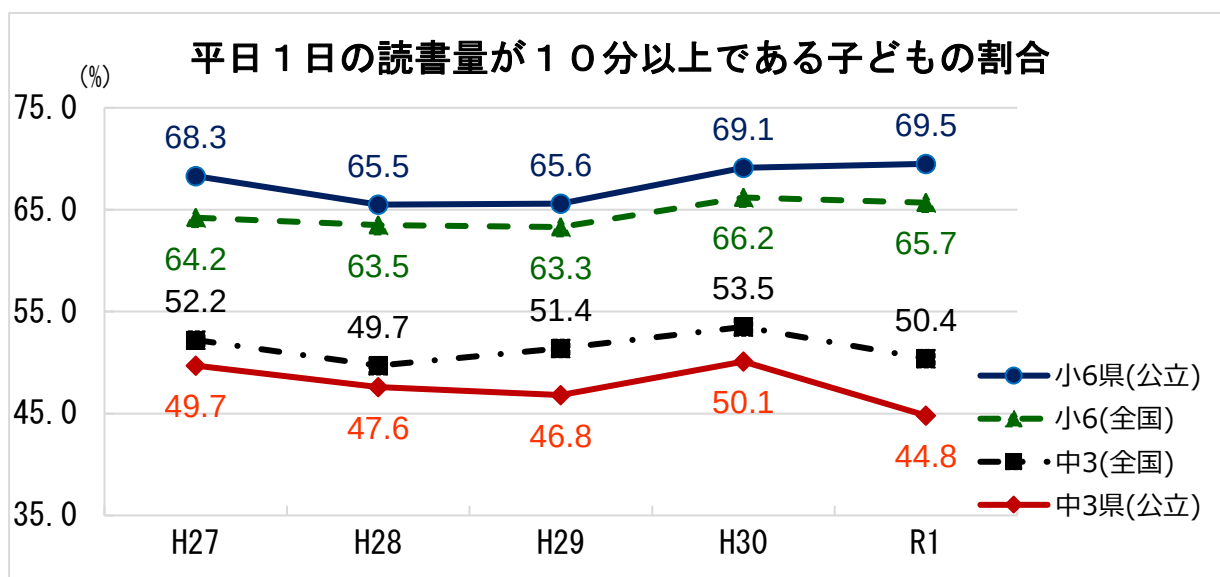
「普段、1日あたりにどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか」の問いに「1時間以上」と回答した人の割合は、学年が上がるにつれて、高くなっており、中学校2年生では、半数を超える状況となっています。また、28年度以降、小学校において大きく伸びています。



「香川県学習状況調査」

■読書活動の状況

平日1日の読書量が10分以上の子どもの割合は、全国に比べ、小学校6年生では高く、中学校3年生では低い状況ですが、30年度は、29年度に比べ、小・中学校ともに高くなっています。

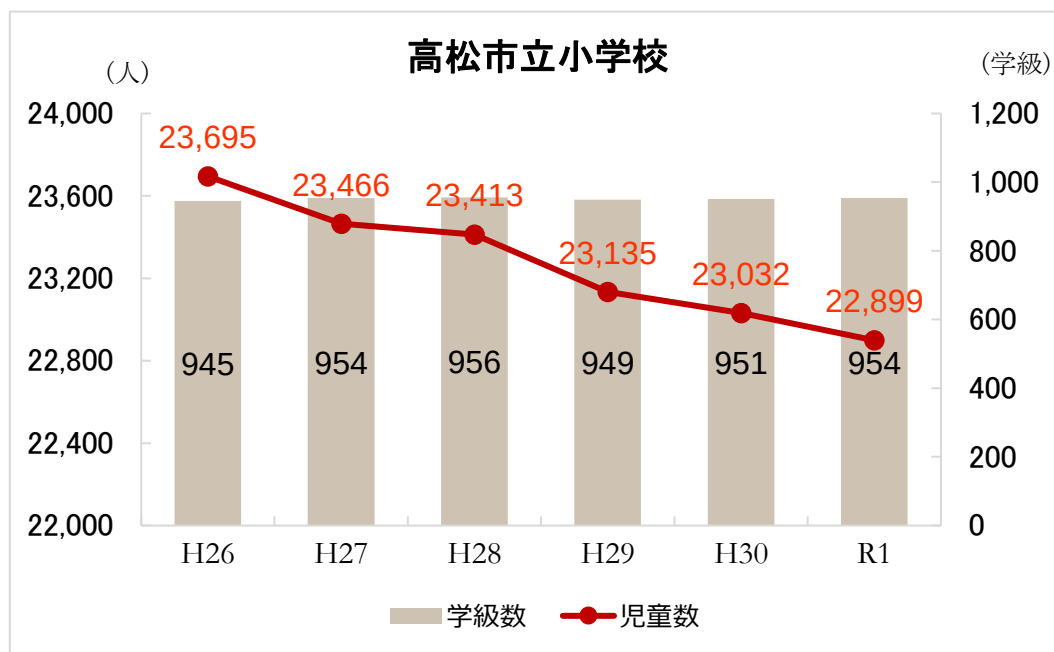


「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

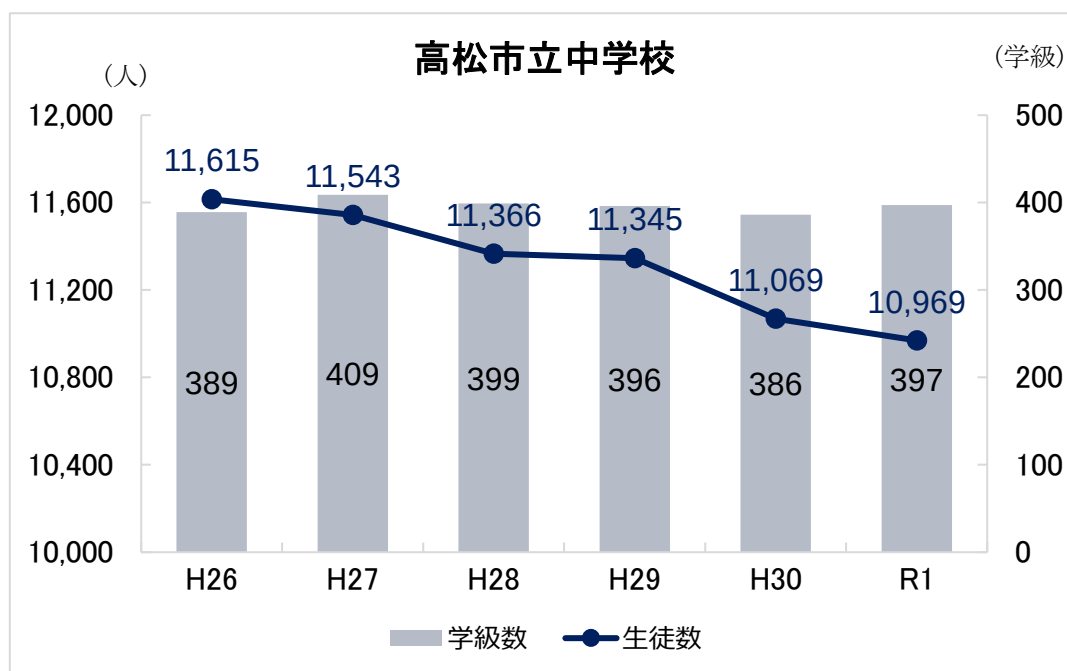
(3) 学校の状況

■小・中学校の児童生徒数、学級数

一部の小・中学校では、児童生徒数が増加しているものの、少子化の進展等により、総数は小・中学校とも減少しています。しかしながら、学級数は、少人数学級編制や特別支援学級の増加により、横ばい状態が続いています。



「学校基本調査」(文部科学省)



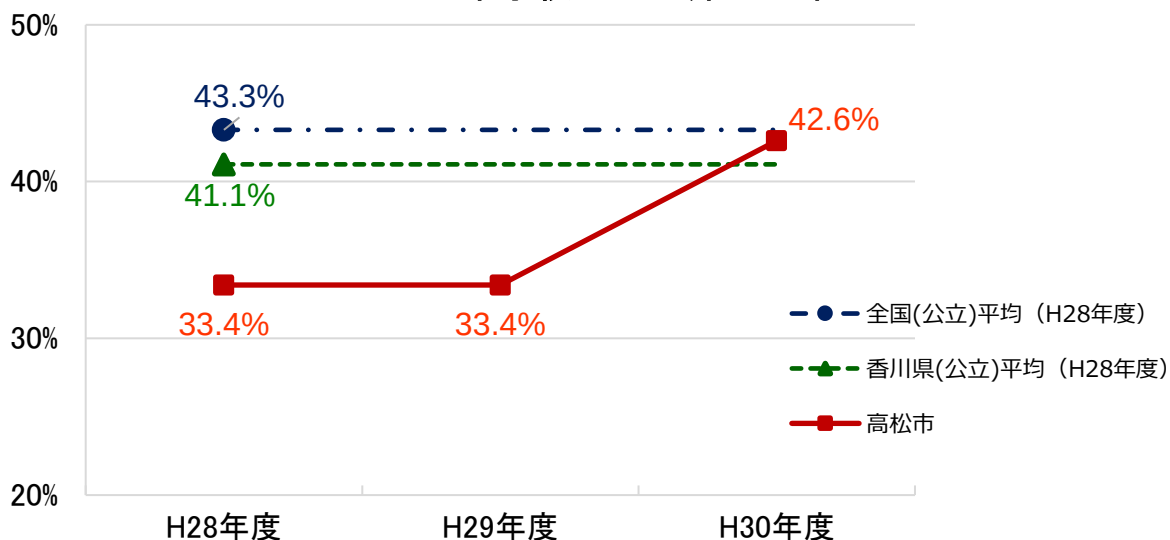
「学校基本調査」(文部科学省)

■小・中学校の施設整備

26年度をもって、小・中学校（新設・改築・休校中の校舎を除く。）の全教室に空調機を設置し、27年度には、全校の耐震化工事が終了しました。一方、施設の多くが1970年代から80年代に整備されており、建築後30年以上を経過した割合は、8割を超えており、老朽化が進んでいる状況です。

また、学校トイレの洋式化の割合は、28年度の全国平均値を下回っています。

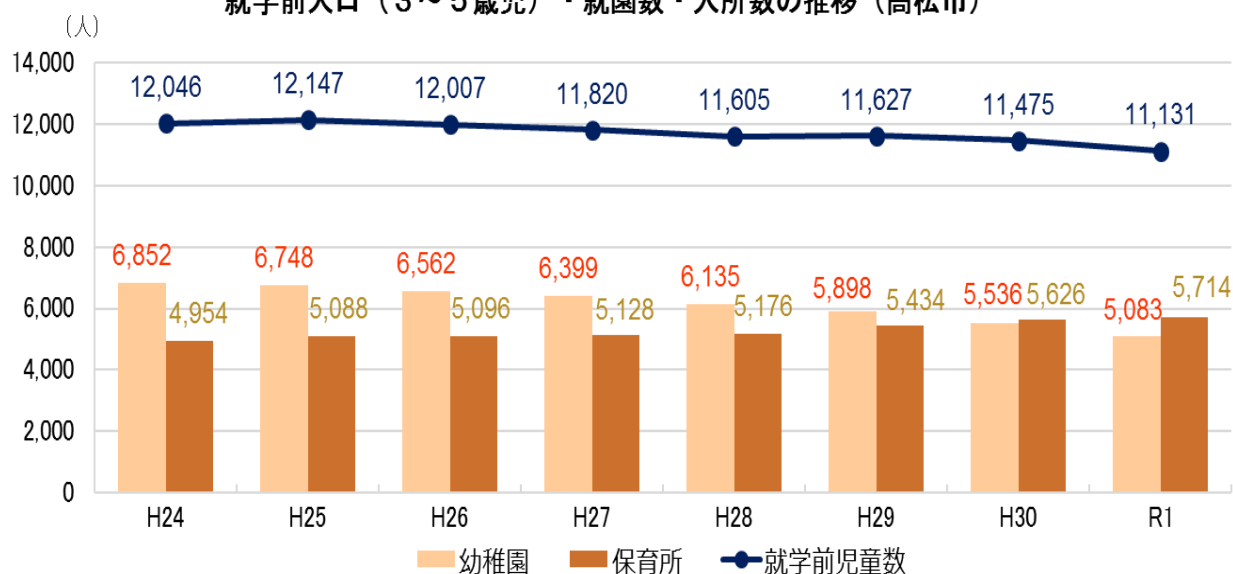
小・中学校トイレ洋式化率



■幼稚園の就園数、保育所の入所数

就学前の子ども的人口は、減少傾向となっていますが、女性の就業状況の変化等により、幼稚園の就園数が減少している一方で、保育所の入所数は、増加しています。

就学前人口（3～5歳児）・就園数・入所数の推移（高松市）

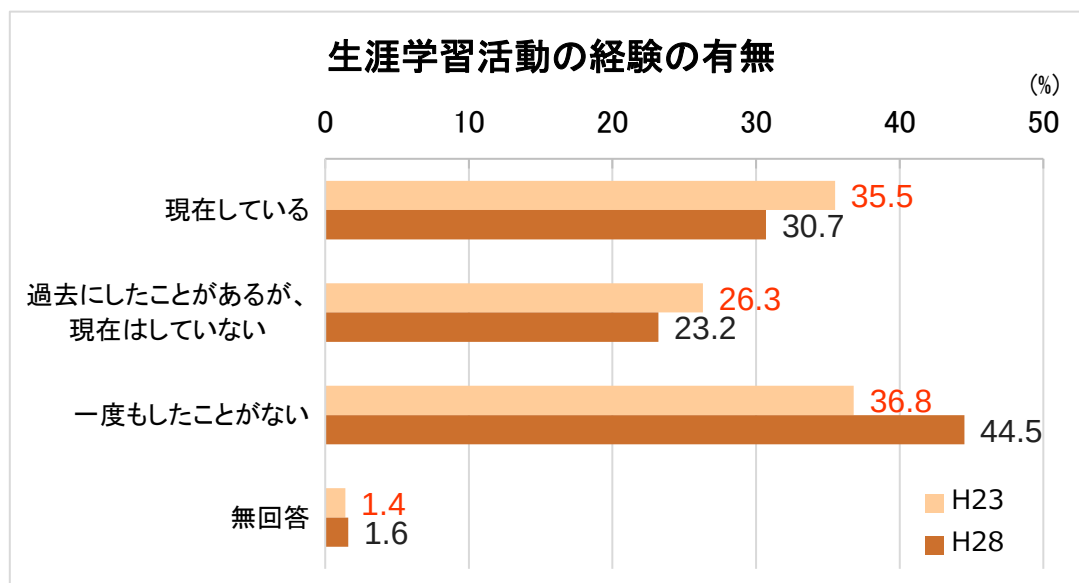


(4) 生涯学習の状況

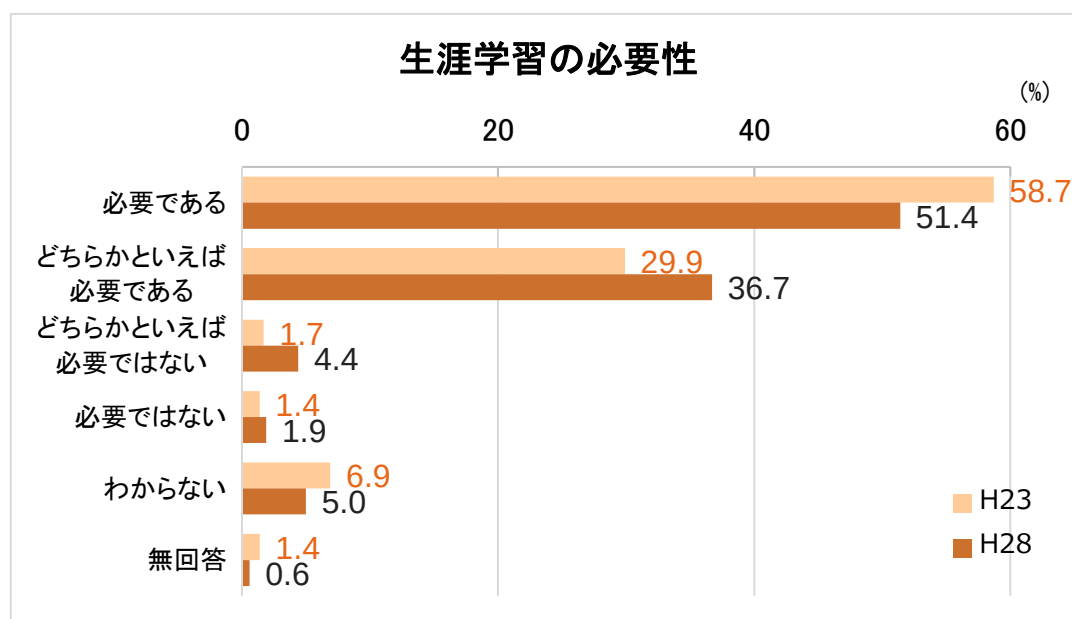
■生涯学習活動等

生涯学習について「現在している」、「過去にしたことがある」を合わせると、約5割の人が生涯学習の経験があると回答しましたが、23年度調査よりも減少しています。

一方、「生涯学習が必要である」と「どちらかといえば必要である」を合わせた割合は、ほとんど変わらず、約9割となっており、生涯学習の必要性に係る市民の意識はかなり高いといえます。



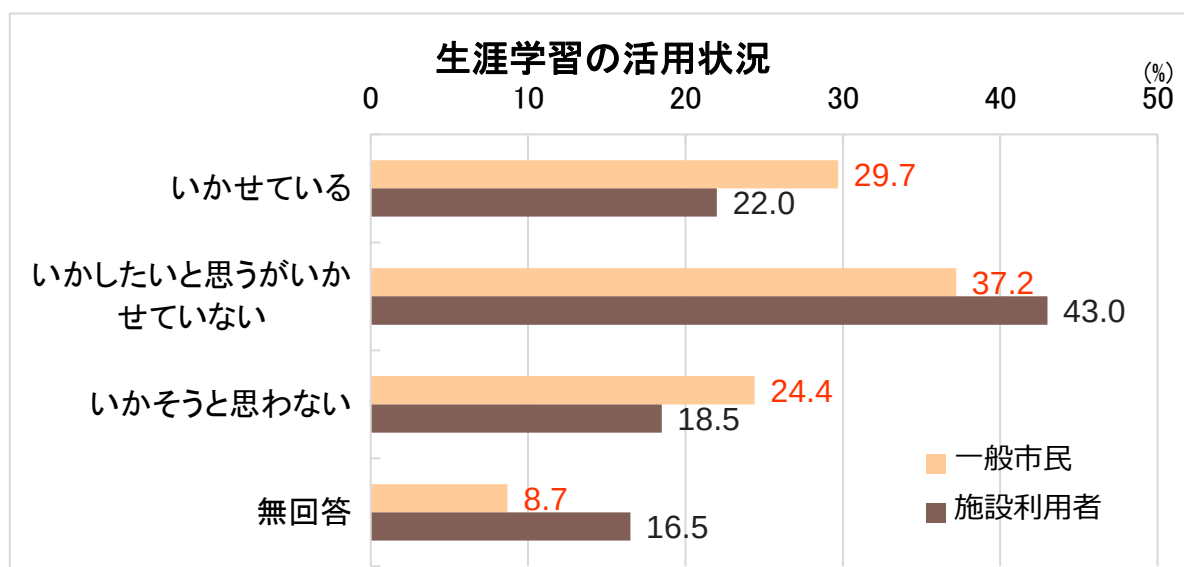
「高松市生涯学習市民意識アンケート調査」



「高松市生涯学習市民意識アンケート調査」

■地域や社会での生涯学習の活用状況

「生涯学習で学んだことをいかしたいと思うがいかせていない」と回答した人の割合が最も多くなっています。



※ 一般市民…郵送による調査

施設利用者…生涯学習施設等の利用者

「平成28年度高松市生涯学習市民意識アンケート調査」

6. 第1期計画の成果と課題

第1期教育振興基本計画（平成22年3月策定）においては、「確かな学力と豊かな心をはぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり」を基本理念に、将来の夢や希望をもって、夢にむかってたくましくチャレンジする子どもの育成を目指してまいりました。

その結果、学習及び生徒指導面では、良好な学力状況が維持されているほか、いじめ・暴力行為の発生件数についても年々減少傾向にあり、平成26年度全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果では、いじめはどんな理由があってもいけないことだという認識が高まっていること、小・中学校とも朝食を食べることが全体的に定着していることなど、一定の成果が表れてきております。

また、学校教育施設の整備においても、耐震化や、空調機の設置により夏季の猛暑対策等を図り、良好な学習環境の整備に努めてきました。

しかしながら、学習面では「思考力・判断力・表現力」については依然課題が見られ、学習意識や家庭学習の仕方に関しても学年が上がるにつれて肯定的回答が減少する傾向が見られます。

また、小学校の英語教科化などによる英語教育の充実が求められているほか、いじめや子どもの問題行動が社会問題となる中で、道徳の時間が「特別の教科 道徳」として位置付けられるなど、思いやりの心や自尊意識等の育成に引き続き取り組んでいく必要があります。

このほか、体力・運動能力調査の結果が全国平均を下回るなど、運動習慣の改善への取組

や学校・家庭・地域の連携強化等といった課題が残されており、これらの課題の解決にも取り組んでいく必要があります。

7. 基本理念

本市の教育の現状や課題を踏まえ、高松市総合計画の目指すべき都市像「活力にあふれ創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現のため、「心豊かで未来を築く人を育むまち」の考えの下、この計画の目指すべき基本理念を次のとおりとします。

確かな学力と豊かな心をはぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり

人づくりは、豊かな未来を切り拓く（築く）ための基本であり、市民一人一人が生涯を通じて心豊かに生きがいのある人生を送り、将来にわたり豊かな活力ある地域を築くための原動力となります。

次代を担う子ども一人一人が個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いて（築いて）いくための基盤ともなる、「生きる力」の育成を図るためにも、教育の充実が必要となります。

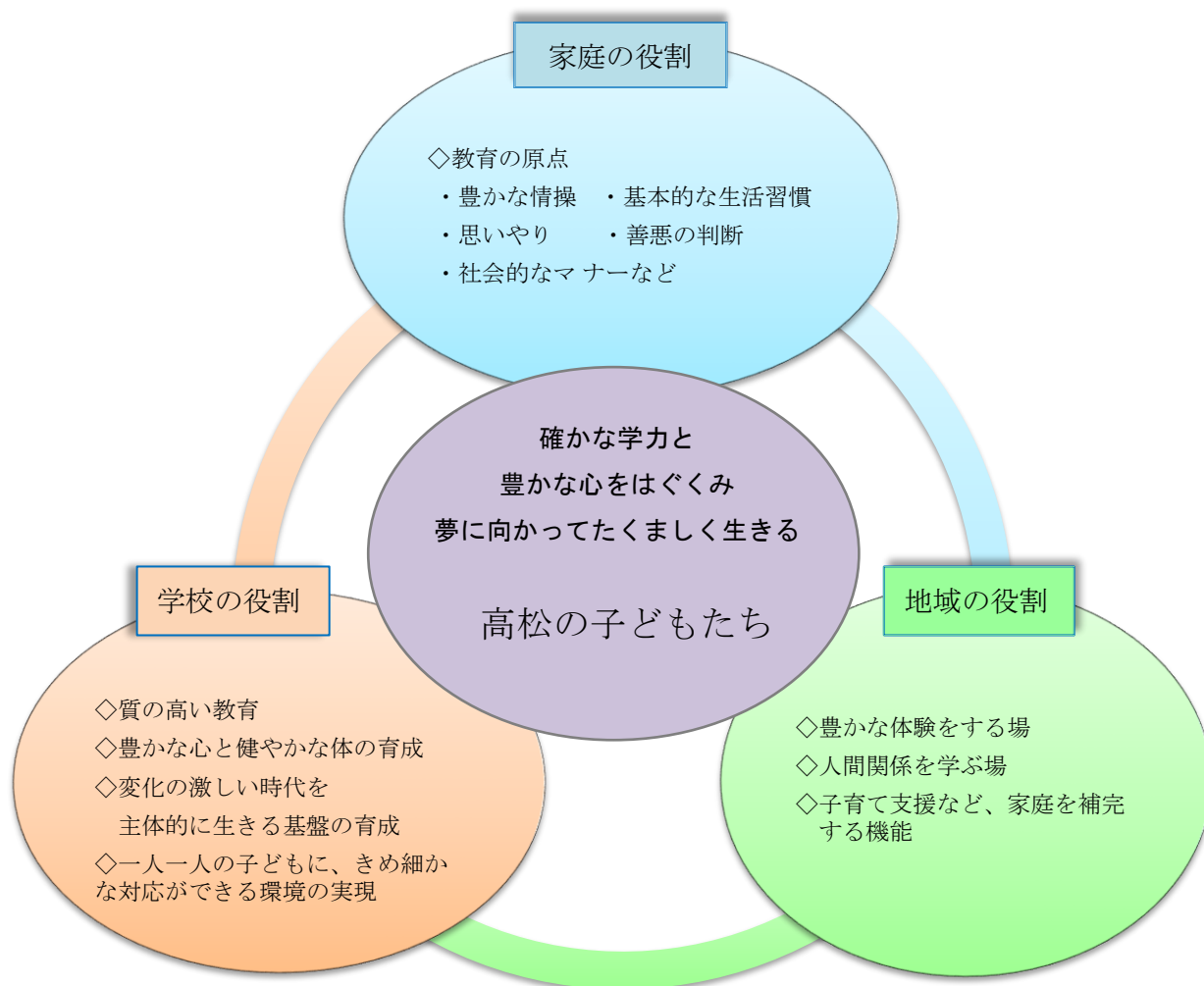
しかしながら、子どもの教育は、学校だけで行われるものではありません。

学校は、子どもの学習への意欲を基に、発達段階に応じて質の高い教育を行うとともに、豊かな心と健やかな体を育成し、今後の激しい時代を主体的に生きるための基盤を養うなどの役割があります。

家庭は、全ての教育の原点であり、豊かな情操、基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的マナー、自制心や自立心を養うなどの役割があります。

地域は、日常的に行われる大人と子どもの触れ合いや、それぞれの地域が有する文化、歴史、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供することなどにより、地域の構成員としての社会性、規範意識や自主性、創造性等の豊かな人間性を養うなどの役割があります。

そのためにも、学校・家庭・地域が強い絆の下で、それぞれの役割を十分認識し、子どもたちが将来の夢や希望を持って、目標に向かってたくましく生きることができる環境整備に努め、学校やそこに学ぶ子どもが、地域の人々をつなぎ、地域の未来をつないでいくような社会を目指します。

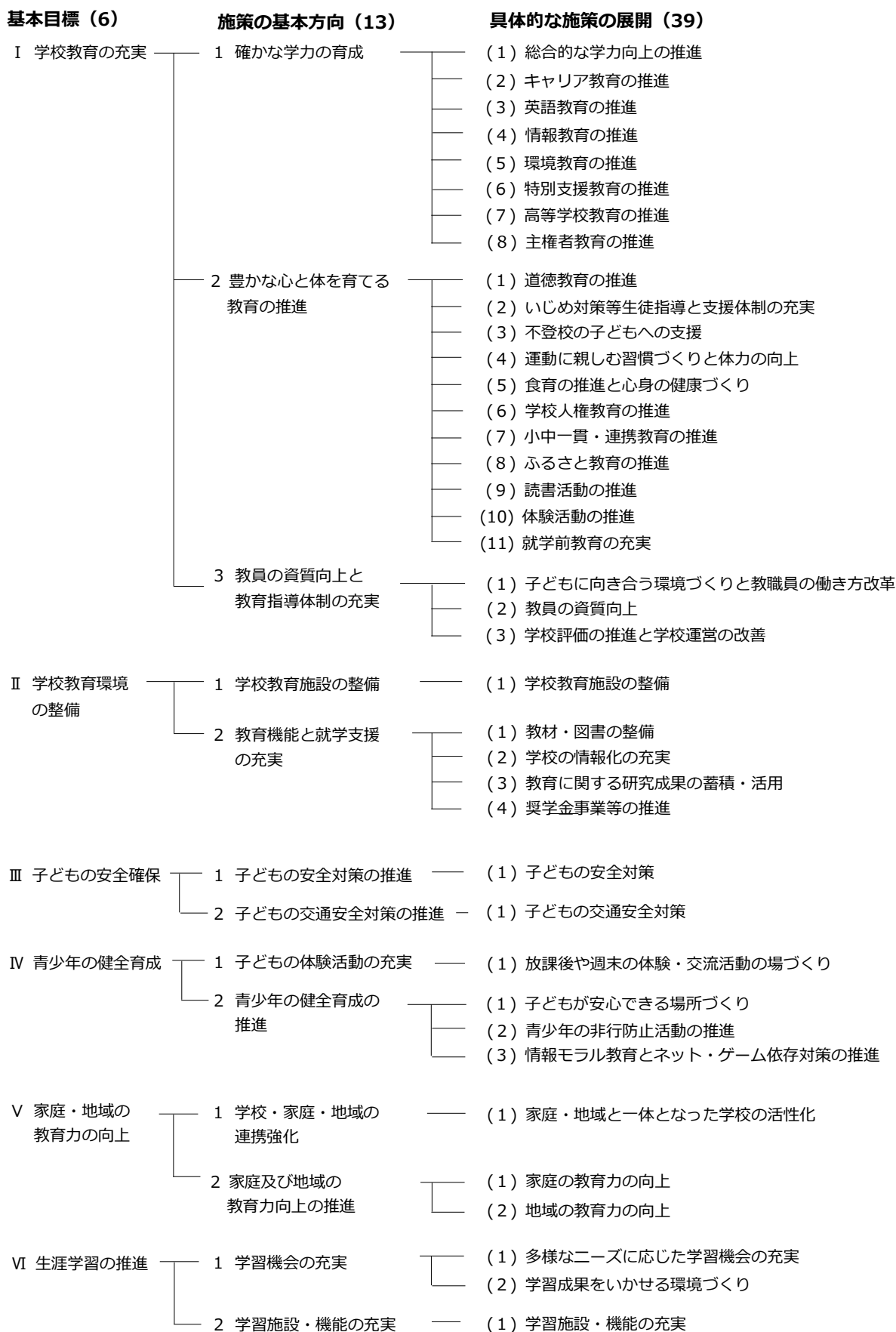


8. 基本目標

この計画の基本理念に基づき、次の6つを基本目標とし、計画を推進します。

- (1) 学校教育の充実
子どもたちの確かな学力と、豊かな心と体を育成するとともに、教員の資質の向上と教育指導体制を充実させます。
- (2) 学校教育環境の整備
子どもたちが、学校において、安全・安心に、健康的で、快適に学習・生活できる教育環境を整備します。
- (3) 子どもの安全確保
学校・家庭・地域及び関係機関が連携し、子どもたちを事件、事故、災害等から守ります。
- (4) 青少年の健全育成
青少年の健やかな成長に必要な支援教育の充実を図ります。
- (5) 家庭・地域の教育力の向上
学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を促す教育力を向上させます。
- (6) 生涯学習の推進
生涯学習の意欲を高めるとともに、気軽に学習できる環境をつくれます。

9. 施策体系



10. 重点取組事項

(1) 学力の向上

子どもの学力分析に基づく授業改善を図るとともに、主体的な学びや学習習慣の確立等に努めます。

(2) 豊かな心の育成

道徳教育を充実させるとともに、小中一貫・連携教育、ふるさと教育などを通して、規範意識、他人への思いやりの心などの育成に努めます。

(3) 体力の向上

体育の授業の充実及び運動部活動の活性化などを通して、子どもたちの運動に親しむ習慣づくりと体力の向上を図ります。

(4) 生徒指導の充実

生徒指導体制の充実や関係機関との連携強化を図りながら、子どもの暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と早期対応に努めます。

(5) 教員の指導力の向上

子どもに向き合う環境づくりと働き方改革を推進するとともに、研修の充実により、教員の資質や指導力の向上を図ります。

(6) 教育環境の充実

良好な教育環境を維持するため、学校施設長寿命化計画に基づき、小・中学校校舎等の長寿命化を図るなど、必要な学校教育施設の整備に努めます。

(7) 学校・家庭・地域の連携強化

学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組める体制整備に努めます。

(8) 生涯学習環境の充実

生涯にわたって、様々な学習機会を提供するとともに、学習の成果をいかせる環境づくりに努めます。

各論

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

知識・技術等を実生活の様々な場面に活用する力や、総合的な学力向上を図るため、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成や、少人数学級編制の推進、学校二一ズに応じた特別支援教育支援員・サポーター、英語指導補助員等の配置をするなど、きめ細かな指導に取り組むとともに、特別な支援を必要とする子どもの教育や指導を充実させます。

また、グローバル化等の社会環境の変化に対応できるとともに、自主と自立による自由の精神を備えた人間を育成するため、英語教育・情報教育等の推進や高等学校教育を充実させることなどにより、確かな学力の育成に取り組みます。

(1) 総合的な学力向上の推進

現状と課題

本市の小・中学生の学力は、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査や香川県教育委員会が実施する香川県学習状況調査の結果から、小・中学校とも、国や県との比較では、概ね平均正答率は上回っています。

全国学力・学習状況調査の結果の分析から、更なる向上への課題は、小学校では基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、中学校では知識・技能の活用、そして、ほとんど正答がない児童生徒への対応が挙げられます。一方、無解答率については改善傾向が見られます。

さらに、同調査における質問紙調査から、学習意欲や家庭学習の仕方に関して学年が上がるにつれて肯定的な回答が減少する傾向が見られます。

対応方針

- 全国学力・学習状況調査や県学習状況調査等を活用して、子どもの学力・学習状況を把握し、授業改善に生かします。

また、市費講師や指導員等を活用して、課題を抱えている子どもの安定を図り、落ち着いて授業に参加できるように学習支援を行うなど、学習内容の定着を図ります。

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進により、子どもが自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習できるようにします。

施策内容

- 授業研究を通して、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、誰もが分かる楽しさのある授業の創造を推進するとともに、「マイ・スタディ」や「ベーシックTAKAMATSU」等による子ども一人一人の理解や習熟に応じた学習を行います。
- 小中一貫教育校の実践研究により得られた成果を反映させるため、全小・中学校において引き続き小中連携教育を推進します。
- 総合的な学習の時間や小学校英語教育などにおいて、地域の人材や外国語指導助手

(ALT)の活用など、多くの人から生きた学習や体験ができる機会を積極的に設けます。

- 少人数学級編制を拡充し、きめ細かな指導に努めます。
- 市費講師及び地域の人材等を活用した指導員等の任用に努めます。
- 幼児期からの「学びの芽生え」を踏まえた教育内容の充実を図るとともに、子どもの発達と学びの連続性を確保するために、アプローチ・スタートカリキュラムの作成及び実践に努め、幼稚園・こども園・保育所と小学校の連携教育を推進します。



用語解説

○全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成19年度から小学校6年生、中学校3年生全員を対象に毎年4月に実施している。

○香川県学習状況調査

県内の児童生徒の学力や学習状況を把握し、指導方法の工夫・改善や個に応じたきめ細かな指導に生かすことを目的とした調査（平成14年度から実施）。県内公立学校の小学校3年生から中学校2年生までの全ての児童生徒を対象に毎年11月に実施している。

○「主体的・対話的で深い学び」

複雑で予測困難な社会においては、問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と互いの人格を尊重し、協働しながら、解決に導く力を育成することが重要となる。このため、学校教育においては、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解するとともに資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにすることを目指した学びである「主体的・対話的で深い学び」の実現や、この視点による授業の工夫・改善を重ねることが求められている。

○「マイ・スタディ」

放課後の時間等を活用して、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実するための、個別の補充学習の時間

○「ベーシックTAKAMATSU」

国や県の学習状況調査の結果から分かる市内の児童生徒の実態を踏まえ、全ての児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることができるように、教育委員会が作成したプリント問題集（小学校の国語、算数と中学校の国語、数学）

○小中一貫教育、小中連携教育

I-2-(7) 小中一貫・連携教育の推進 参照

○総合的な学習の時間

I-1-(5) 環境教育の推進 参照

○外国語指導助手（ALT）

I-1-(3) 英語教育の推進 参照

○少人数学級編制

国が標準としている「1学級＝40人」よりも、少ない人数で1学級を編制すること。

○アプローチ・スタートカリキュラム

I-2-(11) 就学前教育の充実 参照

(2) キャリア教育の推進

現状と課題

今日のグローバル化の進展や、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けたＩｏＴ（Internet of Things）やビッグデータ、人工知能（ＡＩ）等を始めとする技術革新による社会や産業の変化は、雇用形態の多様化・流動化にも直結しており、子ども一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てることが重要です。

変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちが自信を持って自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に育んでいくことが必要となっています。

対応方針

- 実社会とのつながりを意識し、目的を持って学べるよう、職場体験活動やものづくり体験等を通して、社会的・職業的自立の基盤となる「基礎的・汎用的能力」を育む教育を目指します。
- 子ども一人一人の発達を踏まえたキャリア教育が進められるよう、小中連携を充実させ、義務教育９年間を見通した指導を行うことを目指します。

施策内容

- 保護者や地域の協力を得る中で、子どもの主体性や自主性が発揮できる工夫を凝らすなど、地域の職場見学や、職場体験学習等の充実を図ります。
- 「高松市生徒みらい議会」を活用し、各中学校及び高松第一高等学校の代表を通して、生徒が市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心を持ち、未来の有権者として、より良いまちづくりに関わっていく心を育むことを推進します。

用語解説

○超スマート社会（Society 5.0）

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会

○ＩｏＴ（Internet of Things）

あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素、技術の総称

○ビッグデータ

インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデジタルデータ。ブログや動画サイト、SNS、ネットショッピング等の利用者の増加により、利用状況や通信記録等の非定型でリアルタイム性の高いもの

○「基礎的・汎用的能力」

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力をいい、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の４つの能力によって構成

○「高松市生徒みらい議会」

市立中学校・高松一高の生徒の代表が、市議会の仕組みを知り、市政への理解を深め、関心を持つとと

もに、グループ討議などを通して、よりよいまちづくりに関わっていく態度や郷土を愛する心などを育む
取組

(3) 英語教育の推進

現状と課題

現在、グローバル化が加速する中、広く世界に目を向ける態度や異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていく、国際社会に貢献できる人材の育成が求められています。

また、令和2年度実施の小学校の学習指導要領では、小学校5・6年生での英語教科化及び小学校3・4年生での外国語活動の必修化が、3年度実施の中学校の学習指導要領では、言語活動の充実が求められていることから、今後、子どもの英語学習への意欲向上や英語を使う機会の拡充などの取組が必要となります。

本市では、学習指導要領の小学校英語を平成30年度から先行実施しています。

対応方針

- 英語への意欲を高めるため、基礎的、実践的なコミュニケーション能力を育てるとともに、国際感覚を養成する学習指導の更なる推進を目指します。
- 子どもの発達段階に応じ、系統性を重視した英語教育の推進を目指します。
- 小・中学校を通じた一貫性のある英語教育を目指して、小・中学校の連携を強めるとともに、教員の指導力の向上に努めます。

施策内容

- 授業以外でも英語に接する機会を増やし、ネイティブスピーカーの英語に接する環境を整備するとともに、外国語指導助手（ALT）や英語指導補助員等によるチーム・ティーチングを推進します。
- 小学校では、電子黒板等のICT機器を効果的に活用し、子どもの発達段階に応じた指導、中学校では小学校で培ったコミュニケーションの素地を踏まえた実践的なコミュニケーション能力を育てる指導など、系統性を重視した英語教育を推進します。
- 小学校の教員対象に、英語科の指導力向上のための研修を充実します。

用語解説

○学習指導要領

学校教育法の規定により、国が定める小・中学校、高等学校などの教育課程に関する基準。小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から順次、新しい学習指導要領が実施される。幼・小・中・高を通して「社会に開かれた教育課程」、「資質・能力の育成」、「主体的・対話的で深い学び」が基本理念として挙げられており、そのためにカリキュラム・マネジメントを行うことが求められている。

○外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）

日本人の教員の助手として、中学校の英語や小学校の外国語活動などの授業を行う。

○チーム・ティーチング

複数の教員が協力して授業を行う指導方法。1学級を複数の教師が担当し、複数の教師の目できめ細かく指導する方法、1つ又は複数の学級を集団の質によって再編制し、それぞれの教師が集団に適した指導を行う方法など、さまざまな指導方法がある。

（４）情報教育の推進

現状と課題

急速な情報化の進展に伴い、これからの社会を生きる子どもたちに、情報を単に受け止めるだけでなく、整理・分析し、まとめ・表現したり、他者との協働で思考を深めたりして、物事を多角的・多面的に吟味し見定め、主体的に新たな価値を生み出す力を育むとともに、情報モラルを身に付け、情報社会に主体的に参画し、創造していこうとする態度を育てていくことが必要となっています。

令和２年度から順次実施される小・中学校の学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にＩＣＴを活用することが求められています。

対応方針

- 子どもがインターネットを利用して、情報の収集や選択をする力や、ソフトを利用して文章や図に表現するなど、情報活用能力の育成を目指します。
- 各教科等の目標を達成するため、授業における効果的なＩＣＴ機器の活用を図ります。
- 関係機関と連携し、プログラミング教育や情報モラル教育の指導の充実を図ります。
- 情報教育に関する校内研修を実施するなど、子どもをインターネット等に含まれている有害環境から守ることを目指します。

施策内容

- 学校のＩＣＴ環境を整備するとともに、電子黒板やタブレットパソコンなどのＩＣＴ機器を効果的に活用するための研修を実施することで、授業の改善・充実を目指します。
- 関係機関と連携し、最新の情報や子どもの実態に応じた研修を実施し、プログラミング教育や情報モラルに係る教員の指導力向上に努めます。
- 各学校で主体的に情報モラル教育に取り組めるよう、資料や教材の提供に努めます。

用語解説

○情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくための必要な資質・能力

○情報モラル・情報モラル教育

Ⅳ-2-（３）情報モラル教育とネット・ゲーム依存対策の推進 参照

○プログラミング教育

プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(5) 環境教育の推進

現状と課題

自然科学及び社会的な視点から、一人一人が環境保全に主体的に取り組むようになることが強く求められており、子どもに、環境や自然と人間との関わりを理解させ、環境の保全や資源の有効な活用など、持続可能な社会の構築に向けて主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することが大切になっています。

身近な地域の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境に対する関心等を培うことが必要ですが、現状では子どもが置かれた社会的環境の多様化や、各学校等が置かれた状況から、子どもの意識の高まりにも差が生じています。

各学校では、南部クリーンセンター「エコホタル」や上下水道施設の見学等を通して環境問題への関心を高め、実践を促すなどの発展的な取組も行われています。今後も学校や地域の状況、子どもの発達段階に応じて、体験活動を充実させていくことが重要です。

対応方針

- 教育課程に位置付けた、環境教育に関わる内容の指導の計画的な実施を目指します。
- 県・市・地域等が実施する取組・施設等を活用し、子どもの環境意識の高揚を目指します。

施策内容

- 教科等横断的に環境教育を進めるとともに、総合的な学習の時間において、地域の人材活用や関係機関との連携により、子どもの体験活動が充実するよう支援を行い、環境教育に対する意識の向上に努めます。
- 「香川用水の水源巡りの旅」等を活用した施設の見学やリサイクル体験を通して、実証的な環境教育を推進します。



用語解説

○総合的な学習の時間

子どもたちの、自ら学び、考え、解決する資質や能力などを育むことを目的として、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉など横断的・総合的な学習を実施する時間

(6) 特別支援教育の推進

現状と課題

学習面や学校生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒の割合が増加傾向となっている中、障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障がいがある子どもと障がいがない子どもが可能な限り共に十分に教育が受けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。

そのため、基礎的環境整備や合理的配慮の提供に努めるとともに、適切な指導や支援を行う必要があります。

また、外国人幼児児童生徒も増加傾向となっており、その母国語の多様化や日本語習熟度の差への対応が引き続き必要となっています。

対応方針

- 障がいのある子どもへの一層の正しい理解を目指します。
- 「高松市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいた対応を推進します。
- 特別支援学級に在籍、通級による指導を受けている子どものみならず、通常の学級に在籍している発達障がいのある子どものための「多様な学びの場」の提供を目指します。
- 特別支援教育加配教員、特別支援教育支援員・特別支援教育サポーター等を活用し、適切な教育的支援を目指します。
- 幼稚園・こども園・保育所・小学校・中学校の連携の充実を目指します。
- 日本語指導を必要とする外国人幼児児童生徒の状況に応じて、外部講師による指導員等、帰国児童・外国人幼児児童生徒指導援助の充実を目指します。

施策内容

- 個別の教育的ニーズに対応できるように、障がいによる特性の理解、合理的配慮、指導技術等の研修を充実させ、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 「サポートファイルかけはし移行支援シート」を活用し、幼稚園・こども園・保育所・小学校・中学校・高等学校の連携の推進に努めます。
- 特別支援教育支援員・特別支援教育サポーター等の配置に努めます。
- 「個別の指導計画」の活用とともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援が切れ目なくつながるように「個別の教育支援計画」の策定に努めます。
- 通常の学級に在籍し、支援が必要な児童生徒を対象とした通級指導教室の充実や個別指導を行う「アシスト教室」の開設など、多様な学びの場の提供に努めます。
- 日本語指導を行う指導員を派遣する「日本語教育推進事業」の推進に努めます。

用語解説

○基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となる環境整備であり、具体的には、専門性のある指導体制の確保や人的配置、教材の確保、施設・設備の整備等が挙げられる。

○合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」に定義に照らし、学校教育における「合理的配慮」は、障がいのある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有し、又は行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合において個別に必要とされるものであり、かつ、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

○通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、一部の授業について障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場（通級指導教室）で行う指導形態

○特別支援教育支援員・特別支援教育サポーター

小・中学校において発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活の介助や、学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う人

○「サポートファイルかけはし移行支援シート」

発達障がいを含む障がいのある子どもを対象として、乳幼児期から成人に至るまでの教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、包括的で一貫した支援を行うための相談支援ファイル

○「個別の指導計画」

子ども一人一人の障がいの状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、その子どもの個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画

○「個別の教育支援計画」

発達障がいを含む障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、医療、保健、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含み、長期的な視点で教育的な支援の目標や基本的な内容を明らかにするために作成する支援計画

○「アシスト教室」

令和元年度から発達障がい等児童生徒サポート事業として、発達障がいなどにより、学習や生活上の困難（不登校を含む。）がある児童生徒を対象に、放課後などの時間を利用した一定期間の個別指導を行う教室。総合教育センターと教育支援センター「みなみ」に設置

（7）高等学校教育の推進

現状と課題

高松第一高等学校は、普通科を始め、音楽科や進路に応じたコースを設置するなど、高等学校教育の充実に努めていますが、教育目標である「国際社会や国家、地域で活躍し、自主と自律に拠る自由の精神を備えた人間を育成する」ことを実現するためには、生徒が興味・関心を持って取り組める授業や、生徒一人一人の適性や希望に応じた進路指導等の一層の充実が必要となっています。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校教育では、社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探求を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められており、言語活動の積極的な導入を始め、生徒が受け身ではなく、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要となっています。

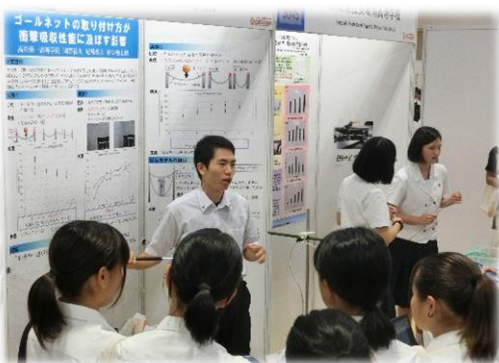
さらに、令和2年度（3年度入学者選抜）に実施される「大学入学共通テスト」や4年度から順次実施される学習指導要領に対応した教育課程の編成・実施を行うことが求められています。

対応方針

- 授業研究の積み重ねや、関係機関との連携等により、教員の資質・能力の向上を図り、生徒が興味・関心を持って取り組める授業を目指します。
- 多くの体験から学ぶ場や、自分の適性と進路について考える場の充実を目指します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指します。

施策内容

- 教員の指導力向上のために、研修会への参加回数の増加を図ります。
- 社会人講演会や進路講演会、海外研修等の充実を図ります。
- 全教科において「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた授業の実施に努めます。
- 「大学入学共通テスト」や学習指導要領の実施に向け、学習・指導方法の工夫・改善や教育環境の充実を図ります。
- 県立学校教員との人事異動の一体化を図り、学校運営の円滑化や教職員の更なる資質向上に努めます。



用語解説

○「大学入学共通テスト」

大学入試センター試験に代わり、大学入学希望者を対象に高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的としたもので、より思考力、読解力を問い、知識活用力を測る試験

(8) 主権者教育の推進

現状と課題

政治の仕組みについて必要な知識を習得させることや、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることが求められています。

子どもの発達段階に応じて、それぞれが構成員となる社会の範囲や関わり方も変容していくことから、主権者教育の推進にあたっては、学校・家庭・地域が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組を行うことが必要となっています。

対応方針

- 新たに選挙権を有することとなる生徒が在籍する高松第一高等学校において、政治参加意識を促進させるための取組や周知・啓発活動の充実を目指します。
- 子どもが、それぞれの発達段階に応じて社会（家族、家の近所、小・中学校の校区など）の構成員の一人として、現実にある課題や争点について、主体的に考え、判断する学習活動や体験活動の充実を目指します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って、小・中学校、高松第一高等学校における学習全体の更なる改善を図ることは、主権者教育の目的にも資することから、その一層の推進を図ります。

施策内容

- 政治への関心や社会参画の意欲を高め、将来の有権者として必要な知識等を身に付けさせるために、小・中学校の社会科の学習において、模擬議会や模擬選挙などの体験を伴う学習活動や、新聞記事を活用した学習活動を発達段階に応じて取り入れます。
- 役員選挙に際しては、選挙活動（ポスター掲示、あいさつ運動等）や立会演説会、投票、選挙事務などを体験させるなど、児童生徒による自治的、主体的な児童会・生徒会活動や委員会活動の活性化を図ります。
- 高松市立中学校及び高松第一高等学校の生徒の代表による「高松市生徒みらい議会」を開催し、市議会の仕組みや市政についての理解を深め、地域への関心を持つとともに、将来の有権者として、よりよいまちづくりに関わっていく態度や郷土を愛する心を育みます。



【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校評価平均評価得点 (確かな学力の育成に 関すること) ※ 最高点4点 (小・中学校)	3.16点	3.25点	3.5点
教育課程において、「思考 力・判断力・表現力」を重 点項目として取り組んで いる学校数	小学校 39校 中学校 17校	全小・中学校	全小・中学校
キャリア教育のカリキュ ラムを作成している学校 の割合 (小学校)	92%	97%	100%
中学校英語の授業におい て、発語の50%程度以上 を英語で行っている教員 の割合 (中学校)	93.6%	100%	100%
総合的な学習の時間で環 境学習に取り組んでいる 学校の割合	-	小学校89.4% 中学校47.8%	小学校100% 中学校 50%
新入学児童生徒の内、障 がいのある子どもや保護 者への教育相談等の回数 (小・中学校)	5回	7回	8回
アシスト教室利用者の満 足度 (小・中学校)	-	-	3.5点
情報モラル教育を実施し ている教員の割合	小 73.5% 中 59.0%	小 73.5% 中 59.0%	小 100% 中 100%

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

自他を尊重して関わり合う力や自己肯定感・自己有用感、目標に向かって粘り強くやり抜く力、豊かな人間性や社会性等を育むため、道徳教育、人権教育、小中連携教育、読書活動や体験活動、就学前教育などを充実します。

また、生徒指導上の諸問題の解消と未然防止に向けて、開発的・予防的な取組を推進するとともに不登校の子どもへの支援を行います。また、地域の伝統文化を大切にする心情や態度及び高い志を育むふるさと教育を推進します。

さらに、子どもの健康の保持増進、望ましい生活習慣の形成及び安全な生活を営むための知識・技能の獲得に向け、家庭や地域と連携して、運動に親しむ習慣づくりと体力の向上、食育の推進と心身の健康づくりに取り組むなど、豊かな心と体を育てる教育の推進に取り組みます

(1) 道徳教育の推進

現状と課題

「道徳の時間」が教育課程上、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付けられ、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から実施しています。

県学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果から、「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」や「人の気持ちが分かる人間になりたい」については、肯定的な回答をしている子どもの割合が高くなっています。

同調査の結果から、「難しいことも失敗を恐れなくて挑戦している」や「将来の夢や目標をもっている」、「学校のきまりを守っている」等については、県平均と比較して、肯定的な回答の割合が低く、本市の子どもの心の育ちには、自他を尊重して関わり合う力、目標に向かって粘り強くやり抜く力や規範意識の育成が求められています。

対応方針

- 実効性のある研修を行い、人格や教養を高めるとともに、道徳教育の要となる道徳科の授業の充実を目指します。
- 道徳科では、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を、一人一人の子どもが自分自身の問題として捉え、「考え、議論する道徳」へと質的転換を目指します。
- 幼稚園・こども園・保育所・学校は、家庭や地域社会と連携して、子どもに「感謝」の心を育むことを目指します。
- 子どもが保護者及び地域の方々と一緒に清掃活動を行い、規範意識の育成を目指します。

施策内容

- 道徳科の実施に当たって指導計画作成・授業研究等の教員研修を推進し、授業改善に努めます。
- 「ありがとうの日」、「『強めよう絆』月間」等について、前年度成果のあった園・学

校の取組を学校訪問や研修等で紹介し、実践校を増やす取組を推進します。

- 家庭や地域のコミュニティ協議会等との連携の下、「掃除教育 ぴかぴかデー」に取り組み、礼儀や作法を身に付けさせること、他人を思いやる心や社会貢献の精神を育むことを通して、規範意識の育成に努めます。

用語解説

○「ありがとうの日」

周りの人々とのかかわりや日々の生活に感謝し、自分たちの生活をより潤いのあるものにしていくとする心情を高める取組

○「『強めよう絆』月間」

いじめのない学校を目標に、各学校で「強めよう絆月間」を設定し、児童会や生徒会を中心に、友だち、家族、地域等との「絆を強める」活動を行い、より良い人間関係づくりを促進する取組

○「掃除教育 ぴかぴかデー」

保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携の下、クリーン作戦等を通して、規範意識を育成する取組



(2) いじめ対策等生徒指導と支援体制の充実

現状と課題

いじめについては、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知していくという認識が広がったことにより、本市では、平成29年度以降、認知件数が大幅に増加しています。

また、本市における暴力行為の発生件数は、小学校では増加、中学校では減少の傾向にあり、特定の子どもが繰り返し行うことや、その発生が低年齢化していることへの対応が課題となっています。

さらに、児童虐待相談対応件数の増加や子どもの貧困率も依然として高い傾向にある状況において、心理的、経済的に困難を抱えている児童生徒が増加していると考えられ、いじめや暴力行為等問題行動、児童虐待等に関わる事案も複雑化・深刻化しています。

このことから、学校・家庭・地域及び関係機関の円滑な連携のもとで、事案が発生してからのみでなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが必要となっています。

対応方針

- 学校の教育活動全体を通して、「生徒指導の教育的機能」を高め、児童生徒の自己指導能力の育成を目指します。
- 問題行動等に対して学校内の関係者が情報を共有し、チームとして取り組み、学校・家庭・地域及び関係機関との円滑な連携・協力体制が適切に構築されるようマニュアルや基本方針等を適宜見直すなど、生徒指導と支援体制の充実を目指します。
- 子どもの臨床心理や社会環境に対して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、問題行動等の未然防止、早期発見・早期支援・対応等の充実を目指します。

施策内容

- 「『強めよう絆』月間」、「スマイルあいさつ運動」等の取組の充実を図り、子どもの自律性を育成します。
- 問題行動等に対して、学校が組織として迅速かつ適切に取り組めるよう、具体的な支援・対応を進めるに当たってのポイントを示した「児童生徒問題行動等対応マニュアル（改訂版）（平成29年3月策定）」、「高松市いじめ防止基本方針（平成30年4月改定）」、「教職員のための児童虐待対応ガイドライン（平成31年4月策定）」等の活用を図るとともに、適宜見直しを行います。
- 学校、児童相談所、警察その他の関係機関等の職員及び学識経験者等で組織する「児童生徒問題行動対策連絡会」を開催し、学校と関係機関等とが連携して、問題行動等の対策を総合的・効果的に推進します。
- ケースに応じた迅速な対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと子ども・保護者との十分な相談時間の確保、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換や共通理解等、実働的な協力体制の整備に取り組めます。
- 市費による指導員等の配置の充実を図ります。

用語解説

○「生徒指導の教育的機能」

「児童生徒に自己存在感を与えること」、「共感的な人間関係を育成すること」、「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」など、生徒指導が学校の教育目標の達成のために果たすはたらき

○スクールカウンセラー

児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家

○スクールソーシャルワーカー

生徒の置かれた様々な状況に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用することで、問題解決のために援助・助言を行う専門家。社会福祉士等の資格を有する者、又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに優秀な活動実績等がある者により構成されている。

○「スマイルあいさつ運動」

学校・家庭・地域社会が一体となって挨拶や声をかけ合うことを通して、豊かな心を育むことや、学校・家庭・地域社会を明るく元気に活性化していくことを目指す運動

(3) 不登校の子どもへの支援

現状と課題

不登校は、全国的に増加しているとともに、長期化、低年齢化の傾向にあり、本市においても、同様の傾向が見られることから、小学校段階からの対応が重要となっています。不登校の要因は、複雑化かつ多様化していることから、関係機関やスクールカウンセラー等と連携して、組織的に対応するとともに、学校に登校するという指導のみを目指すのではなく、社会的自立を目指した支援を行う必要があります。

また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮した相談・指導や自立支援を行う教育支援センターの整備など、多様で適切な教育機会の確保のほか、教育相談体制の充実が求められています。

対応方針

- 不登校の子どもだけでなく、保護者も対象に心理的な支援ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を目指します。
- 各学校で子どもの「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組み、子どもが安心して学校生活を過ごせることを目指します。
- 様々な問題を抱えた子どもの個々の状況に応じ、適切な働きかけを行うとともに、教育支援センターやICTを活用した多様な学習の場を提供し、子どもの学校復帰や社会的自立を目指します。
- 教員や保護者が一緒に不登校について考えるとともに、関係機関の協力を得て、支援策を見いだすことを目指します。

施策内容

- 各学校の教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの複数配置に努めます。
- 不登校に対して、学校が組織として迅速かつ適切に取り組めるよう、具体的な支援・対応を示した不登校対応マニュアル「高松市不登校支援Q&A」(平成31年3月作成)の活用を図ります。さらに、保護者向けに「高松市不登校支援リーフ(令和元年9月発行)」を作成し、活用します。
- 不登校の子どもや、その保護者が学校外でも相談が受けられるシステムの充実を図ります。
- 様々な体験活動を通して、友人や教員等との人間関係を深め、社会性や自立心を育成するために「フレンドシップ事業」に取り組めます。
- 教育支援センターにおける相談・指導やICTを活用した学習支援システムなど、多様な教育機会の確保と、学力向上や社会的自立への支援に努めます。
- 不登校の子どもの保護者への支援として、保護者や教員など関係者が一緒に不登校について考える「親の会」や「不登校を考える会」の充実を図ります。
- 教育支援センターにおいて、小集団にも入れない子どもへの個別指導の充実を図ります。

用語解説

○教育支援センター

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行う教室

○「フレンドシップ事業」

不登校の児童生徒が体験を通して、友人や教師等とふれあうことで、自立心や社会性を育むことを目的とした事業。デイキャンプ、進路説明会、教育支援センター活動発表会などがある。

○「親の会」

教育支援センター通室者の保護者を対象としたカウンセラーを交えた懇談会。年2回行う「親の会夜会」は通室生以外の保護者も参加可能

○「不登校を考える会」

不登校の保護者や教員を対象に専門家による講演や個別相談などを行う会

(4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上

現状と課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小学生の男女とも柔軟性を必要とする長座体前屈や瞬発力を必要とする立ち幅跳びが優れている一方で、握力と20mシャトルランが全国平均よりも低く、筋力や全身持久力に課題があります。中学生では、立ち幅跳びやハンドボール投げなど瞬発力等に優れ、上体起こしや20mシャトルランなどの筋力や全身持久力でやや劣る傾向が見られます。

運動習慣の調査結果では、小学校において男女ともに1週間の総運動時間が全国・県平均より少ない傾向が続いています。

対応方針

- 幼児期から生涯にわたって運動に親しむ態度を育成するため、体を使った外遊びや体育の授業の充実を目指します。
- 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通じた計画的・継続的な体育活動を目指します。
- 運動部活動での、外部指導者や顧問として生徒を指導・引率する部活動指導員の活用のほか、地域との連携を推進し、子どもの体力の向上を目指します。
- 競技や記録に挑戦するため、各種大会を開催します。
- 平成23年度から取り組んでいる、一校一運動の継続実践により、子どもの体力向上や運動の習慣化を目指します。

施策内容

- 子どもが生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣づくりと意欲の向上を目指し、十分な運動量を確保するなど、体育の授業の改善に取り組みます。
- 幼児期においては、体を使った外遊びを通して、運動の基本となる動きを経験させることにより、体力や身体調整力の向上を図ります。
- ペア学習やグループ活動を積極的に取り入れ、授業の改善を図ることで、運動の楽しさを実感し、子どもの体力向上や運動の習慣化を図ります。

- 教員が武道、ダンスの指導方法を身に付け、指導力向上に取り組みます。
- 体力・運動能力調査の結果を踏まえ、各学校が作成する体力向上に係る計画（体力向上プラン）の取組の紹介等、継続的に体力向上プランの活用を図ります。
- 運動部活動を充実させるとともに、安全に、より専門性の高い指導を行うことができる外部指導者や部活動指導員等の活用に努めます。
- 関連団体と連携し、各種大会の円滑な運営に努めます。

用語解説

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成20年度から小学5年生、中学校2年生全員を対象に行われている。



(5) 食育の推進と心身の健康づくり

現状と課題

小児生活習慣病予防検診（小学校4年生）の二次検診受診者の改善率が40%程度と、一定の成果が現れており、肥満傾向の解消や症状の進行の抑制等の効果が見られています。しかし、中等度肥満以上の子どもの肥満状態の固定化が懸念されており、物質的に豊かで情報があふれている現代において、子どもが健康であるための検診等の対策及び望ましい食習慣や食事についての正しい理解を得るための対策として、計画的な「食に関する指導」が必要となっています。

また、令和3年度から実施される中学校の学習指導要領では、新たに「がん教育」を取り扱うことが明記され、その実施に際しては、外部講師を活用するなど、その充実に努める必要があります。

学校給食では、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進を図るとともに、健全な食習慣の形成と感謝の心を育むことや、安全で安心な食材の確保、そのチェック体制の強化が求められています。

対応方針

- 子どもの「食」に対する理解を深め、健全な食習慣を形成するとともに、「よい生活習慣」を身に付けることができる指導を目指します。
- 子どもが安全で安心して食べられるよう、おいしい給食を提供し、適切な栄養摂取による健康増進を目指します。

- 学校・家庭・地域や関係機関が連携し、学校の教育活動全体を通して健康教育を行い、子ども自らが、積極的に健康づくりを行うことを目指します。

施策内容

- 各園・学校の教育計画に「食に関する指導」の全体計画を位置付け、その中に子どもが学年段階に応じて自分でお弁当を作る「マイ・ランチの日」を設定するなど、子どもへの「食」に関する指導を充実します。
- 食材のチェックや衛生管理の徹底、食物アレルギー対応等に配慮した調理で、安全でおいしい給食を提供します。
- 子どもが地域の食文化や産業への理解を深めるため、学校給食における地産地消を推進します。
- 各学校への栄養教諭の派遣とともに、学校教育における食育の拠点として朝日新町学校給食センターを活用し、幼稚園等へ市費栄養士を派遣するなど食育推進の充実に努めます。
- 小学校4年生及び中学校1年生の抽出者を対象に、小児生活習慣病予防検診を実施し、所見がある子どもに対し、個別指導を行うなど、小児生活習慣病の予防に努めます。
- 「がん教育」を含め、健康教育についての理解を深めるとともに、指導力を高めるため、各種健康教育研修会の充実に取り組みます。



用語解説

○小児生活習慣病予防検診

児童生徒が自身の健康状態を知り、食事や運動、睡眠などにおける望ましい生活習慣を身に付け、将来にわたって健康に生活していくことを目的に、小学校4年生と中学校1年生の希望者（肥満度・腹囲から対象者抽出）を対象に実施。検診方法は、身体計測（身長、体重、腹囲、血圧）、採血（一般血液、肝機能、血糖、脂質など）及びアンケート調査（家族歴、生活習慣、出生体重など）。個別判定通知の後、要治療者・要観察者に栄養・運動面からの生活改善の指導を実施し、その後、病院での二次検診（再検診）の受診を促す。

○「食に関する指導の全体計画」

学校における食育推進のため、児童生徒が食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において作成する食に関する指導に係る全体的な計画

○「マイ・ランチの日」

「食」に関する指導の充実によって、「食」に対する理解を深めるほか「家族への感謝の心」や「食べ物を大切に思う心」を育むとともに、健全な食生活を形成するため、子どもたちが自分で考え、買い物や調理をするなど、弁当作りにかかわる取組

(6) 学校人権教育の推進

現状と課題

本市では、子どもの発達段階に応じ、学校教育全体を通じて人権意識を高め、一人一人を大切にした教育を進めています。また、「スマイルフェスティバル in たかまつ」の開催など諸事業の実施や、教職員の資質と指導力を高めるための、現職教育の支援や研修会のより一層の充実が求められています。

人権教育が知的理解にとどまることのないよう、子どもの人権感覚や、教職員の人権尊重理念に対する認識を更に高めることが課題となっています。

また、教育上の較差解消に向けて、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上に特別の配慮が必要と認められる事情を有する子どもへの学習支援・家庭支援も継続する必要があります。

さらに、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、人の多様性に対する人権課題に加え、情報化の進展など、社会情勢の変化に伴う人権課題に対応した取組も必要となっています。

対応方針

- 全ての教育活動を人権尊重の立場から推進し、人権に関する知的理解、豊かな人権感覚、人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を目指します。
- 家庭や地域、異なる学校種と連携し、取組の共通理解を図り、地域社会の実態を踏まえた人権教育の推進を目指します。
- 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針（平成28年3月改定）」に基づく人権教育施策・啓発の総合的・計画的な推進を目指します。

施策内容

- 学校・家庭・地域が連携して人権感覚が身に付けられるよう、人権意識の高揚を図るため、「スマイルフェスティバル in たかまつ」の開催など諸事業の実施や、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実に取り組みます。
- 教職員の資質と指導力、人権尊重意識の向上を図るため、人権尊重の視点に立った、豊かな人権感覚を身に付けられるよう、指導資料等の作成、現職教育の支援や研修会の充実に取り組みます。
- 障がい者や高齢者、外国人など人の多様性について学ぶ、多様性を尊重した教育に取り組みます。
- 社会情勢の変化に伴う人権課題に対応した取組を充実するために、各学校に配布した「超入門 先生のためのLGBT（平成30年3月協働作成）」や「先生のためのLGBT～ワタシの性～（DVD）（平成31年3月協働制作）」、「教職員のための児童虐待対応ガイドライン（平成31年4月策定）」の活用を推進します。

用語解説

○「スマイルフェスティバル in たかまつ」

人権をテーマとした講演会やパネル展、幼児・児童生徒、保護者等によるステージ発表などの各種イベ

ントを総合的に開催するもの

○LGBT

レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの頭文字をとった頭字語で性的マイノリティの総称の1つ



(7) 小中一貫・連携教育の推進

現状と課題

高松第一学園における小中一貫教育や平成24年度から28年度まで実施した小中連携教育推進校の実践研究を踏まえ、全ての小・中学校で小中連携教育を推進しています。

各校では、「9年間を見通した系統的な教育課程の編成」、「共通の視点で取り組む豊かな交流活動の充実」、「同じ義務教育の学校の教員という意識改革」を共通の視点にして、教育計画に位置付け、実践を行っています。

中1ギャップの解消や生きる力の育成に有効であることから、今後とも、積極的に小・中学校の連携による実践を行っていくことが必要となっています。

対応方針

- 全市立小・中学校において、地域の実態や課題に即した小中連携教育の推進を目指します。
- 義務教育9年間を見通した系統的な教育課程を工夫することで、より確かな学力の育成を目指します。
- 家庭・地域との連携の下、小・中学校が共通の視点を持って、子どもの交流活動や交流行事の充実を目指します。

施策内容

- 高松型学校運営協議会や中学校区の連絡会等において、連携の在り方が協議できるよう、小中連携教育の実践事例を紹介するなど、情報発信に努めます。
- 小中連携教育における、学習内容・教材等の情報交換や、小・中合同の交流活動・交流行事の推進に努めます。

用語解説

○小中一貫教育

学びの連続性を重視し、小・中学校9年間の一貫したカリキュラムや指導方法の工夫等を通して、一人一人の個性や能力をより一層伸ばすことを目的にした教育

○小中連携教育

小学校高学年と中学校の発達段階における共通点に配慮し、教員間交流や一貫性のある継続的な指導等を通して、小・中の円滑な接続を図ることを目的とした教育

○高松型学校運営協議会

I-3-(3) 学校評価の推進と学校運営の改善 参照

(8) ふるさと教育の推進

現状と課題

ふるさと高松の歴史や民俗、人物などについて学ぶサンクリスタル学習やこども未来館学習、老人会の人たちの協力を得て行う「昔の遊び」や「ふるさと学習」、子ども会・PTAとの共催で行う「稲作体験」や「もちつき大会」等、地域社会での豊かな体験の機会を増やし、地域の伝統や文化を大切にする心情を育て、ふるさとを愛し、ふるさとの良さを発信し、ふるさとをより良くしていこうとする態度の育成が求められています。

また、「寛学」では、郷土の偉大な作家、菊池寛の作品を読む時間を設け、読書意欲の向上を図るとともに、自己の生き方を深く考え、自らの夢と、高い志を育むなどの契機としています。

対応方針

- ふるさと高松の歴史、伝統・文化、自然、産業などについて、子どもが興味を持ち、楽しく学べるような教育活動を目指します。
- 「昔の遊び」や「稲作体験」など地域の伝統的な文化を始め、身近な芸術・文化に関する調査や施設見学等、体験活動の充実を目指します。
- 「寛学」の一層の推進をはじめ、地域ゆかりの偉人を学ぶ機会を設けます。
- ふるさとに主体的に関わる意欲と態度を育みます。

施策内容

- ふるさと高松やそれぞれの地域の歴史、伝統・文化、自然などに触れ、学び親しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習やこども未来館学習、総合的な学習の時間における体験学習等の充実を図るとともに、歴史資料館、菊池寛記念館、美術館等の常設展の無料（高校生以下）を継続します。
- 高松市教育文化祭の取組の充実に努めます。
- 「寛学」を一層充実させるとともに、地域ゆかりの偉人に関する学習を推進し、道徳教育、特別活動、総合的な学習と連携することで、夢や高い志を育む教育を推進します。
- 「高松子ども宣言」の朗唱や児童会・生徒会活動など学校の実態に合わせた取組を通して、ふるさと高松に貢献する人材を育成します。

用語解説

○「寛学」

郷土の作家である「菊池寛」の生き方に触れるとともに、その作品を読み親しむ活動を、一斉読書活動や学級活動の時間等を通して行い、自己の生き方を考え、自らの夢を育み、高い志をもつ機会とする活動

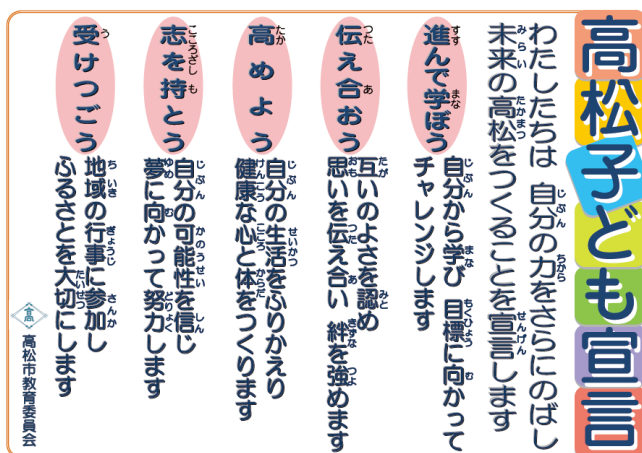
○「高松子ども宣言」

児童生徒が自他を尊重し、未来の高松をつくる担い手としての意識をもちながら、健やかに成長することを目指し、平成27年、各小・中学校の代表児童生徒が高松市子ども議会で話し合い作成した宣言文

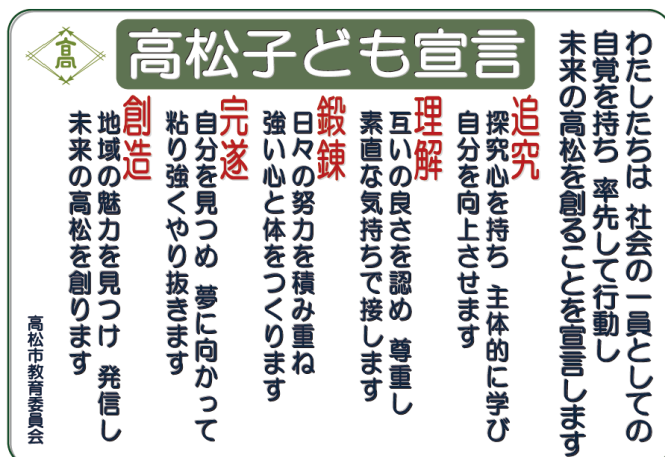
《高松子ども宣言》

児童生徒が、未来の高松をつくる担い手としての意識をもちながら、健やかに成長することを目指し、各小・中学校の代表児童生徒が高松市こども議会で宣言文を作成しました。小・中学校版ともに5つの内容からなり、本市の全児童生徒共通の行動指針として、学校の実態に合わせた取組を行っています。

- (1) 主体的な学びに関すること
- (2) なかまとの絆づくりに関すること
- (3) 健康な体づくり・生活に関すること
- (4) 将来の夢や自らの生き方など志に関すること
- (5) 地域や郷土とのかかわりに関すること



＜小学校版＞



＜中学校版＞

(平成27年作成)

(9) 読書活動の推進

現状と課題

「第5次高松市子ども読書活動推進計画（令和2年3月策定）」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。学校では、専門的な知識や資格を持つ学校図書館指導員を配置し、子どもの読書意欲の向上を図るとともに、学校図書館の環境整備に取り組んでいます。また、幼稚園・こども園・小学校・中学校において、読書習慣の形成や自ら学ぶ姿勢を身に付けることを目標として、心にゆとりをもたらし、ことにもつながる一斉読書活動を推進しています。さらに、一斉読書活動等の時間に郷土の偉大な作家、菊池寛の作品を読む時間「寛学」を設け、読書意欲の向上を図るとともに、自らの夢を育み、高い志を育むなど、自己の生き方を深く考える契機としています。

一方で、情報通信手段の普及により、子どもを取り巻く情報環境が多様化しており、読書活動に関する体験やレディネスの個人差が大きくなっています。

また、学校段階や個人により子どもの読書活動の状況に差があることに留意し、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を推進していく必要があります。

対応方針

- 学校図書館指導員を活用し、学校図書館教育の充実を図り、子どもの読書意欲の向上を目指します。
- 全ての子どもに読書習慣を形成するため、学校における一斉読書活動を推進します。
- 「寛学」の一層の推進を目指します。
- 読書への関心を高める取組の充実を目指します。

施策内容

- 学校図書館教育における学校図書館指導員の役割を明確にし、全ての小・中学校への配置に努めます。
- 全ての小・中学校で、学校・学年単位での一斉読書活動の充実努めます。
- 「寛学」と道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間を連携することで、夢や高い志を育む教育を推進します。
- 読書への関心を高めるため、読書会やビブリオバトル（書評合戦）等の充実努めます。
- 全ての幼稚園・こども園・保育所で、「高松市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、ブックリストを参考に絵本を活用した教育を推進します。



用語解説

○学校図書館指導員

児童生徒の豊かな読書活動を推進するとともに、学校図書館の環境整備をするために、本市が小・中学校に配置している指導員

○レディネス

何かを習得・学習する際、それに必要な条件や環境が学習者側に整っている状態

○読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動

○ビブリオバトル

発表者が面白いと思った本を一人 5 分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を 2～3 分程度行い、終了後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動

(10) 体験活動の推進

現状と課題

幼稚園・こども園・保育所・学校では、遠足や修学旅行、集団宿泊学習、職場体験学習等の学校行事と総合的な学習の時間において体験学習を行い、サンクリスタル高松の歴史資料館・菊池寛記念館・中央図書館の三館においては、歴史、文学、図書館学習を行うサンクリスタル学習を、また、美術館においてはそれに連携した美術館学習を実施しています。

また、こども未来館においては、科学やプラネタリウム、図工などの体験学習を行うこども未来館学習を実施しています。

子どもの心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、より良い生活や人間関係を築く自立的、実践的な態度を育てるには、様々な体験活動が必要とされていることから、学校教育と連携を図ることで、子どもの創造力を育み、科学や音楽、美術などの文化芸術に関心を持つきっかけづくりに、今後も、体験学習の充実や、サンクリスタル学習、こども未来館学習等への参加校の増加を図る必要があります。

対応方針

- 園・学校と地域が連携し、老人クラブの人たちが園・学校を訪問して行う「昔の遊び」や「ふるさと学習」など、体験活動や催しの充実を目指します。
- 学校との連携を図りながら、子どもが興味を持って学習できるよう、サンクリスタル学習、美術館学習及びこども未来館学習の内容を充実させるとともに、参加校の増加を目指します。
- 美術館は、誰もが将来にわたって楽しみ活用できる社会教育施設であり、子どもが文化芸術に触れる機会を等しく幅広く提供できるプログラムの充実を図ります。
- こども未来館は、子どもの創造力と探究心を育むような、多様な体験学習の機会の提供に努めます。
- 学校とアーティストや文化団体等が連携し、子どもの創造性を育めるよう、音楽やパフォーマンスなどに触れる機会の充実に努めます。

施策内容

- 総合的な学習の時間等で、地域の人材を活用して、学校での体験活動の充実を図ります。
- 歴史、文学、図書館教育を行うサンクリスタル学習、美術館学習及びこども未来館学習への参加校の増加に努めます。
- 学校等との更なる連携により、美術館の教育普及プログラムを充実します。
- こども未来館では、学校教育と連携した科学実験やプラネタリウム学習を実施し、学校では体験できない、子どもが楽しく学べるプログラムを提供していきます。
- 学校巡回芸術教室や高松国際ピアノコンクール推進事業などを活用しながら、学校での創造活動を充実します。

(11) 就学前教育の充実

現状と課題

少子化や核家族化、ライフスタイルの多様化、自然環境の減少等、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、人や自然と関わりにくい現状から、小学校以降の教育の基盤となる生きる力や人格形成の基礎を培う就学前教育の重要性への認識が高まってきています。

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、国は、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況や家庭環境の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の普及を目指しており、本市においても市立認定こども園8園（令和2年4月1日現在）を幼保連携型認定こども園として設置しています。

また、安心・安全に遊びこめる環境や、発達に応じた豊かな体験を保障し、一人一人の育ちを見通した質の高い教育・保育を、就学前の子どもに提供する必要があります。

しかしながら、近年、女性の就業状況の変化等により、市立保育所の入所希望児童数が増加する一方、市立幼稚園の園児数は減少しており、適正規模の集団生活に支障が生じる園が増加しています。

対応方針

- 園・地域の実態や小学校教育との接続を踏まえた教育課程の編成・評価を行い、豊かな学びを育む特色ある園運営を実施します。
- 幼児期の発達の特性を踏まえた組織的・計画的な指導・育成を行い、子どもの主体的・協同的な遊びを促す指導内容や方法の改善、環境や教材研究に努めます。
- 幼稚園・こども園・保育所全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するため作成された「高松っ子いきいきプラン（令和2年3月改訂）」を踏まえた教育・保育実践を推進します。
- 家庭と連携して子どもの生活リズムを整え、基本的な生活習慣の確立に努めます。
- 幼稚園・こども園・保育所と小学校の連携強化を目指します。
- 市立幼稚園において適正規模による集団生活の環境づくりを目指します。

施策内容

- 幼稚園・こども園・保育所・小学校は、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について理解を深めるため、連携や交流の機会の充実に努めます。また、発達と学びの連続性を確保するために、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にし、アプローチ・スタートカリキュラムの作成と実践に努めます。
- 幼児一人一人の発達を多面的に理解し、意図的・計画的な環境の構成と支援に努めます。
- 自然など身近な環境に関わり遊びこむ活動を通して、豊かな感性を育み、健康な心と体づくりに努めます。
- 幼児期の発達を踏まえ、同年齢・異年齢児との交流保育や地域の人などとの交流活動を推進し、子どものコミュニケーション能力や人間関係を結ぶ力等の育成に努めます。
- 芸術士派遣事業を踏まえ、子どもの創造性を育む指導や、援助の在り方についての取組を進めます。

- 0歳児から小学校1年生までの教育・保育の基本的な方向性を示す「高松っ子いきいきプラン」を活用し、教育・保育の質の向上と就学前教育から小学校教育への滑らかな接続となるよう役立てます。
- 保護者の就労状況にかかわらず質の高い教育・保育を一体的に提供できる、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。
- 市立幼稚園の適正規模による集団生活を実現するため、「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画（平成31年1月改定）」に基づき、園児・児童数の推移等を見据え、計画的に、市立幼稚園の閉園や、幼稚園・保育所の統合による幼保連携型認定こども園化を推進します。

用語解説

○子ども・子育て支援新制度

全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量の拡充」と「質の向上」を進めていくための制度。この制度のポイントは、幼稚園・保育園・認定こども園に対する財政支援の仕組みを統一し、施設の類型や規模にかかわらず安定した経営となるようにしたことや、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化するなど認定こども園制度を改善したことなどが挙げられる。

○アプローチ・スタートカリキュラム

就学前の児童が、安心感と自信をもって小学校へ入学し（アプローチ）、また、これまでの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己発揮し、新しい学校生活を作り出していく（スタート）ためのカリキュラム

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
全学級で道徳の授業を公開している学校の割合 (小・中学校)	54.9%	59.7%	100%
スクールソーシャルワーカーの配置人数 (中学校)	9名	13名	15名
教育支援センター通室生の中学校卒業後の進学・就職率	88.9%	94.0%	100%
ICTを活用した学習システムの申込者数	38人	50人	70人
学校評価平均評価得点(体力・運動能力の育成に関する こと) ※ 最高点4点 (小・中学校)	—	3.2点	3.5点
小児生活習慣予防検診における二次検診受診者の改善率 (小学校)	39.4%	37.6%	46%
小児生活習慣病予防検診における二次検診の受診率 (小学校)	56.6%	60.6%	70%
人権教育指導・研究資料の利用率 (小・中学校)	—	44%	90%
年間計画を作成し小中連携教育を推進している学校の割合	—	100%	100%
ふるさと教育として「高松市子ども宣言」を活用している学校の割合	—	100%	100%

学校図書館の児童生徒一人 当たりの年間貸出冊数	小学校 51.3冊 中学校 10.4冊	小学校 60.4冊 中学校 13.6冊	小学校 61冊 中学校 14冊
小学校との連携を実施して いる幼稚園・こども園・保育 所の割合	79%	100%	100%
芸術士派遣年間施設数 (幼稚園・こども園)	35か所	43か所	40か所

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

これからの社会で求められる教育の展開や学校現場の諸課題へ対応するため、教員に対する研修を充実させるほか、学校評価の推進による学校運営の自立的・継続的な改善に取り組みます。

また、教員の勤務の長時間化に対応するため、教員以外の専門スタッフや外部人材の活用などによる教育指導体制の充実に取り組むことにより、子ども一人一人に向き合う環境づくりを進めるとともに、地域住民・保護者と協働して開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組みます。

(1) 子どもに向き合う環境づくりと教職員の働き方改革

現状と課題

学校では、いじめ、不登校、校内暴力などの教育課題が、深刻化する傾向にあり、心身の発育の過程で、心理的に不安定になる子どもの増加も見られます。

本市では、様々な課題に対応するための教員や、少人数学級編制に伴う教員の配置を行うとともに、学校の教育活動に関わる外部講師や地域の人材の活用に努めており、今後も支援員等の継続的な配置が求められています。

子どもの学力定着を始めとして、教員が一人一人の子どもと向き合い、きめ細かな支援や対応をするためには、人的な配置とともに、日常的に子どもに接する立場にある教職員の心の健康の保持・増進を図ることも大切です。

一方、教職員の事務的な業務が増加する傾向にあり、負担軽減を図るため、校務支援システムを導入し、校務の効率化・簡素化を図ってきました。

しかしながら、国が実施した「教員勤務実態調査（平成28年度）」や本市の「教職員の勤務状況調査（平成29年6月実施）」の結果から看過できない勤務状況が改めて明らかになり、本市では、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン（平成30年4月策定）」に基づき、業務の適正化・効率化に向けて、専門スタッフの配置や留守番電話の設置を行うなど、人的配置や環境整備面の充実に努めています。

また、学校運営の改善や教職員の働き方に関する意識改革に向けて、出退勤時刻記録システムを導入したほか、適切な活動時間や休養日の設定等を示した「高松市部活動ガイドライン（令和元年12月策定）」を踏まえた部活動の負担軽減などに取り組んでいます。

対応方針

- 教員以外の専門スタッフや外部人材の活用に努め、教員が子どもと向き合う環境づくりの充実を目指します。
- 少人数学級指導を推進し、子どもに対するきめ細かな支援や対応ができる環境づくりを目指します。
- 特別支援教育支援員等の配置に努め、特別支援教育のより一層の充実を目指します。
- 教職員が生徒指導等の問題について相談しやすい職場環境づくりを目指します。
- 校務の効率化・簡素化を図るため、校務支援システムの効果的な活用を目指します。

- 幼稚園・こども園・保育所の教職員が幼児教育について、キャリアステージに応じた専門的な研修を受け、園内研修の充実を図り、資質向上を目指します。
- 教職員の心身の健康を保持し、これまで以上に子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、長時間勤務の解消を目指します。

施策内容

- 指導に配慮を要する子どもに適切に対応するため専門スタッフの配置に努めます。
- 子ども一人一人と向き合い、きめ細かな支援や対応をするため、少人数学級編制の工夫に努めます。
- 特別支援教育支援員の確保及び資質の向上を図り、特別支援教育を充実します。
- 問題等に対し、管理職を中心に複数で対応する体制づくりや、ストレスチェック、学校医への健康相談等の実施により、教職員の心の健康の保持・増進に努めます。
- 出退勤時刻記録システムの活用により、客観的に勤務時間を把握し、教職員自らがタイムマネジメント等、働き方の意識改革を進めるなど、学校現場において、勤務時間管理の徹底・適正化に努めます。
- 校務支援システムがより効果的に活用できるよう、また、管理職のマネジメント能力の向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修を充実します。
- 教員が授業改善の時間や児童生徒に接する時間を確保できるよう、スクールサポートスタッフ等の継続配置に努めます。
- 「高松市部活動ガイドライン」に基づき、適切な指導時間の設定や部活動休養日の拡大を行うとともに、中学校における部活動指導員の配置に努めます。
- 学校と地域が連携・協働する「高松型学校運営協議会」を通じて、働き方改革の重要性や方向性について、保護者や地域住民に理解を得るよう努めるとともに、登下校時の見守り活動や校内清掃の指導などについて、地域人材等の積極的な協力を求めています。

用語解説

○ストレスチェック

労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査。労働安全衛生法の一部改正により、常時使用する労働者が50人以上の事業場での実施が義務化された。

○スクールサポートスタッフ

授業準備や成績評価の補助、学習プリント等の印刷業務など、教員のサポートを担当するスタッフ

(2) 教員の資質向上

現状と課題

本市では、熟練教員の大量退職に伴い、若年教員が増加しており、中堅層のリーダーの育成と若年教員の指導力の向上が喫緊の課題となっています。

また、令和2年度実施の小学校の学習指導要領では、外国語科の導入やプログラミング教育の必修化等、新たな改善事項が示されるなど、教員には、これからの時代に必要となる高い学びの実現が求められているとともに、いじめ、不登校など、複雑化する教育課題に適切に対処するための指導力の向上も求められています。

対応方針

- 教職員のキャリアステージに応じた研修により、教職員の資質・能力の向上を目指します。
- 学校が直面している課題に適切に対処するため、学校現場の実態及びニーズに沿って、必要とされる知識・技能や実践力能力を身に付ける研修の推進を目指します。
- 各学校における校内研修の充実を目指します。

施策内容

- 「校長及び教員としての資質向上に関する指標（平成29年9月香川県教育委員会策定）」をもとに、各キャリアステージで求められる教員像の具現化につながる研修を実施します。
- 直面する教育課題の解決に焦点化した課題研修を実施することで、学校のニーズの適切な対応に努めます。
- 本市の教育施策の具現化を図るため、積極的にICTを活用し、実践的な研修の実施に努めます。
- 各学校に、指導主事等のほか、「香川大学教育学部と高松市教育委員会の連携協力に関する協定（平成31年3月締結）」に基づき、大学教員を派遣し、校内研修の充実に努めます。

用語解説

○「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」

目指すべき教員像を明確化するため、キャリアステージに応じて、校長及び教員が身に付けるべき必要な資質等の内容を定めたもの

(3) 学校評価の推進と学校運営の改善

現状と課題

各園・学校が自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、園・学校として組織的・継続的な改善を図っています。

高松型学校運営協議会（小学校、中学校）や学校関係者評価委員会（幼稚園、高松第一高等学校）において、適切な情報提供を行う中で、毎年度1回以上、評価を実施しており、平成30年度の園・学校の実施状況は、100%となっています。

市の教育方針と学校独自の教育内容の両者を効率的かつ効果的に評価できる評価項目の精選が課題となっています。

対応方針

- 高松型学校運営協議会や学校関係者評価委員会において、毎年度1回以上、評価を行い、評価内容を公表するとともに、園・学校の実施状況について、今後も100%の実施を目指します。
- 園・学校が学校評価を基に、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めるように、学校・家庭・地域が一体となった学校支援体制の充実を目指します。

施策内容

- 全ての園・学校で、高松型学校運営協議会及び学校関係者評価委員会の評価を適切に行うため、学校運営の評価が一面的なものにならないよう、評価項目の精選に努めます。
- 高松型学校運営協議会委員や保護者等を委員とした学校関係者評価は、学校運営の改善を図るうえで不可欠なものとして、その評価の報告を求め、その内容を整理・保存し、園・学校への指導・助言に努めます。

用語解説

○高松型学校運営協議会

市内の全小・中学校に設置しており、地域のコミュニティ協議会や関係団体の代表者、PTA役員、学校職員等により構成されている。学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、必要な支援について協議する組織

○学校関係者評価委員会

学校の自己評価結果について、保護者や地域住民等の学校関係者が、教育活動の視察や意見交換を通じて評価する組織

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
小学校5・6年生を対象に、本市独自の少人数学級編制を行うために教員を配置している校数	5校	8校	9校
市費講師の配置校数 (小・中学校)	14校	20校	17校
授業が分かりやすいと回答している児童・生徒の割合 (抽出調査)	—	—	小5 90% 中2 75%
時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合	—	—	0%
時間外勤務を25%以上削減した教職員の割合(平成29年6月調査比)	—	—	100%

Ⅱ 学校教育環境の整備

1 学校教育施設の整備

学校施設については、「高松市学校施設長寿命化計画（平成 30 年 5 月策定）」に基づき、計画的に長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、良好な教育環境を維持するほか、高松第一高等学校校舎等の全面改築を行うなど、総合的な学校施設整備に取り組みます。

また、老朽化した給食調理場の計画的な整備に取り組みます。

（1）学校教育施設の整備

現状と課題

小・中学校においては、施設の長寿命化に向けた老朽化対策が求められています。

また、自然との共生、環境負荷の軽減や環境・エネルギー教育への積極的な活用の観点から、環境に配慮した学校づくりが求められています。

高松第一高等学校の校舎等については、老朽化の著しい校舎等の改築整備を行っています。

学校給食調理場の経年劣化により大規模な施設整備や厨房機器の更新が集中することが見込まれること及び衛生管理を強化するため、既存の調理場については計画的な整備が必要となっています。

子どもの健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境を作ることが必要であり、そのための学校環境衛生活動は学校経営における重要な役割を担っています。昨今の社会環境の変化は著しく、健康に関する様々な学校環境衛生に関わる諸問題への対応が必要となっています。

対応方針

- 幼稚園・こども園・小学校・中学校及び高松第一高等学校の施設の老朽化した校舎を整備するほか、適切な維持管理に努め、安全・安心な学校づくりを目指します。
- 子どもの環境教育にも役立つ施設となるよう、環境に配慮した学校づくりへの積極的な取組を目指します。
- 学校給食調理場の老朽化した施設等の整備及び衛生管理の強化により、安全で、安心な給食の提供を目指します。
- 健康的で快適な学習環境の維持を目指します。
- 「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画（平成 31 年 1 月改定）」に基づき、幼保連携型認定こども園への移行を計画的に行います。

施策内容

- 小・中学校施設の長寿命化を図るため、「高松市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効果的な老朽化対策に取り組みます。
- 災害時には避難所の役割も担う小・中学校施設については、洋式化を含めたトイレ整

備やブロック塀の改修を計画的に行うなど、防災機能強化や教育環境の質的向上に努めます。

- 施設の緑化や太陽光発電設備の設置、雨水等の利用、節水型トイレの導入等、環境に配慮した学校づくりに努めます。
- 高松第一高等学校については、老朽化の著しい校舎等の改築整備を進めます。
- 「学校給食調理場整備計画（仮称）」を策定し、老朽化した調理場の計画的な整備に取り組みます。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校施設長寿命化の進捗率 ※学校施設長寿命化計画に基づく、令和5年度末の長寿命化整備工事計画棟数を100%とした場合の進捗率 (小・中学校)	—	10%	100%
幼保連携型認定こども園に移行している園数	0園	6園	11園

2 教育機能と就学支援の充実

I C T 機器の積極的活用や教員が子ども一人一人に向き合う時間、教材研究の時間の確保に取り組むとともに、教育に関する研究成果の蓄積・活用により、教育機能を充実させていきます。

また、就学について希望者のニーズに応じた各種支援を効果的に周知し、充実させていきます。

(1) 教材・図書の整備

現状と課題

令和元年度には2年度使用小学校教科用図書選定、2年度使用中学校教科用図書選定が、2年度には3年度使用中学校教科用図書選定がそれぞれ行われ、それに伴い、教師用教科用図書を始め、新しい教材の整備を進めています。

また、読み物としての図書の充実と調べ学習に必要な図書資料の両面の充実を図り、学校図書館図書標準の100%を達成しています。

令和2年度から順次実施される学習指導要領に対応する教材・図書の整備が課題となるとともに、全市立小・中学校において学校図書館図書標準の100%達成を維持した図書の更新を推進する必要があります。

対応方針

- 計画的に教材を整備し、学校教育環境の充実を目指します。
- 小・中学校において、図書及び図書館資料の充実を図り、子どもの意欲的な読書を支え、学習・情報センターとして機能する学校図書館を目指します。

施策内容

- 令和2年度から順次実施される学習指導要領に対応する教材を、計画的に整備します。
- 学校図書館図書標準の100%達成を維持した図書の更新を推進するとともに、学校図書館資料を活用した学習・情報センターとしての機能の充実を図ります。

(2) 学校の情報化の充実

現状と課題

本市では、各小・中学校及び関係機関を接続する専用回線の高松市教育情報通信ネットワークシステムを構築し、インターネット利用や教育情報の一元管理などに利用しています。

また、近年、教職員の事務的な業務が増加しており、校務の効率化・簡素化により負担軽減を図るため、校務支援システムの改善や効果的な活用のための研修を行う必要があります。

さらに、情報セキュリティの確保やＩＣＴ機器を有効に活用するための教員の情報リテラシーの向上が課題となっています。

今後、学校のＩＣＴ環境整備については、各教室で電子黒板やタブレットパソコンを活用した授業ができるように、計画的にＩＣＴ機器やネットワークの整備に取り組む必要があります。

対応方針

- 「第１期高松市ＩＣＴ教育推進計画（平成３０年７月策定）」に基づき、学校のＩＣＴ環境の充実を目指します。
- 「高松市立学校情報セキュリティ対策基準（平成２２年５月施行、平成３１年３月一部改正）」に基づき、適切な運用を行い、教職員の校務の効率化を図るとともに、個人情報等の紛失・漏えいの回避を図ります。
- ＩＣＴ機器を授業に有効に活用できるよう、教員のリテラシーの向上を目指します。

施策内容

- 教員を対象とした校務支援システム操作及び運用のための研修を実施します。
- ＩＣＴ機器を授業等で有効に活用できるよう、教員の情報リテラシー向上のための研修を実施します。
- 「第１期高松市ＩＣＴ教育推進計画」に基づき、全小・中学校の普通教室に電子黒板の整備を進めます。
- 多様な学習活動に対応できるよう、コンピュータ室のパソコンをタブレットパソコンに更新するとともに、ネットワークの整備やデジタル教材の充実に努めます。
- 教育の情報化に関して、学校現場の意見を聴く機会を設け、学校のニーズに応じたＩＣＴ環境整備に努めます。

用語解説

○情報リテラシー

コンピュータやネットワークの基礎的な理解、コンピュータやソフトウェアの操作、情報検索能力等

○電子黒板

デジタルテレビ、モニター又はプロジェクター等の大型提示装置で、コンピュータや実物投影装置（書画カメラ）と接続して教科書や教材等を大きく映す機能や、画面に直接触っての操作、書き込み、保存等を可能とする機能がある。（写真①）

○タブレットパソコン（可動式パソコン）

薄い板状（本体）の液晶画面に直接触って操作が可能なパソコンで、独立したキーボードと接続が可能

となっているものや、キーボードを分離してタブレットパソコンとして使用できるノートパソコン（写真②）

○デジタル教材

電磁的記録をした教材で、学習者用デジタル教科書（紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した教材）もその一つ



（電子黒板を使用した授業風景 写真①）



（タブレットパソコン 写真②）

（３）教育に関する研究成果の蓄積・活用

現状と課題

高松市の教育課題の解決や、授業改善に向けた調査研究に取り組んでいます。

調査研究を進めるに当たって、大学教員等を指導者とした研究委員会を設置したり、学校に大学教員を派遣したりして、学校を支援するとともに、様々な機会を捉え、実践の成果を各園・学校、関係機関に発信しています。

調査研究のテーマを設定する際には、学校のニーズと一致するよう努めるとともに、調査研究の成果を広く保護者や地域に普及・啓発するための手立てを工夫する必要があります。

対応方針

- 各校から調査研究委員を選出し、学習指導、子ども理解などに関する調査研究を行い、教育課題の解決を目指します。
- 学校現場の教育課題や発達段階に対応した調査研究に学校と共同して取り組み、その成果を蓄積するとともに、優れた実践事例の活用を促進することにより、教育活動の充実を目指します。
- 研究成果を教職員に限らず保護者や地域に広く発信し、「開かれた教育行政」を目指します。

施策内容

- 研究協力校等での調査研究の結果について、研究成果発表会、公開授業等を開催することにより、成果の蓄積と活用を図ります。
- 蓄積した研究成果を学校や幼稚園・こども園が活用できるように、研究成果のデータベース化を図ります。

- 研究成果を研修会で活用するとともに、教育行政を紹介する「教育フォーラム in 高松」の開催等を通じて、広く保護者や地域にも発信します。

用語解説

○「教育フォーラム in 高松」

高松市教育委員会の人権、幼児、英語、情報、保健体育、図書館等に関わる取組を、体験ブースや展示コーナーで、市内の子どもたち、保護者及び教職員並びに市民に紹介するもの

(4) 奨学金事業等の推進

現状と課題

経済的理由で就学が困難な子どもについては、その保護者を対象として、就園奨励・就学援助や奨学金の支給など、教育費の負担軽減を図っていますが、経済事情や家庭環境の多様化から、その制度を活用する保護者の割合は、依然として高い傾向にあり、今後も経済的負担の軽減を図る必要があります。

対応方針

- 経済的理由により教育を受けることが困難な子どもの、教育の機会均等を目指します。

施策内容

- 経済的理由で就学が困難な子どもの保護者に対して就園奨励・就学援助や保育料等の補助に努めます。
- 経済的理由で高等学校等への進学が困難な者に対して、奨学金の支給や入学準備金の貸付けなどに努めます。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校図書館図書標準を達成した学校の割合 (小・中学校)	100%	99%	100%
ICTを活用した授業を行っている教員の割合	—	小 48.1% 中 26.6%	小 100% 中 100%

Ⅲ 子どもの安全確保

1 子どもの安全対策の推進

スクールガード・リーダーの市立幼稚園・こども園・小学校への派遣や不審者情報メールの配信、子どもに関する相談体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組みます。

また、防災に関する基礎的・基本的な知識・技能を習得させるなど、防災教育を充実させます。

(1) 子どもの安全対策

現状と課題

昨今、子どもが被害に遭う事件や事故が多発しているほか、不審者の子どもへのつきまといや声かけなど、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの安全を確保するための対策が求められています。

また、東日本大震災以降、地震・津波等の災害に対する児童生徒等の安全確保がより一層求められているとともに、学校施設が避難所としての役割を担っていることを踏まえ、大規模災害発生の際、一定期間、教職員が施設管理面から避難所運営に協力することが求められています。

児童虐待については、相談対応件数が増加し、内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。身体的暴力など重篤なケースもあり、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの自立に向けた支援が必要となっています。

対応方針

- 不審者等からの被害に遭わないように警察や関係団体等と連携し、より一層、子どもの見守り体制の充実を目指します。
- 危機管理マニュアルと安全マップの作成や災害時を想定した避難訓練等により、非常災害からの子どもたちの安全確保と、大規模災害発生後における円滑な避難所運営により早期の学校再開を目指します。
- 子どもが防災に関する基礎的・基本的な知識・技能を習得すること、また、それらを活用して、自分の命は自分で守る能力の育成、さらに、地域と連携し、地域防災の担い手となる子どもたちの育成を目指します。
- 安全上の諸課題に対応できる教職員の拡充を目指します。
- 教職員の児童虐待についての責務を認識し、早期発見等、適切な対応を行います。

施策内容

- 登下校時や不審者侵入時の子どもの安全・安心を確保するため、スクールガード・リーダーの配置の拡充や効果的な活用に努めます。
- 警察や学校等との連携をより一層密にし、積極的な不審者情報等の提供を促すとともに、不審者情報メール配信先の拡充に努めます。

- 小学校の下校時間帯を中心とした安全パトロールに取り組むほか、重大な不審者事案等が発生した場合には臨時巡回を実施する等、子どもの被害防止に努めます。
- 学校安全管理研修会等を開催し、学校を巡る安全上の諸課題に対応できる教職員の育成に努めるとともに、全ての幼稚園・こども園・小学校・中学校・高松第一高等学校において危機管理マニュアルと安全マップを作成し、定期的に見直しを行います。
- 大規模災害時の学校における「避難所運営マニュアル」作成支援のため、教職員の役割分担や施設の利用計画など、各学校において必要な避難所運営方策の検証・整備を図ります。
- 児童虐待防止への取組を推進するため、関係機関相互の連携を深めるとともに、広報・啓発活動に努めます。
- 「教職員のための児童虐待対応ガイドライン（平成31年4月策定）」を各園・学校に配布し、早期発見と速やかで適切な対応に努めます。
- 消防署や気象台の職員など、防災の専門家を学校に派遣することにより、災害が起こる原因や災害発生時の行動など、災害時対応の基礎的知識を習得させるとともに、学校での防災学習や地域と連携した防災訓練など実践的な取組を実施することにより、防災教育の充実を図ります。



用語解説

○危機管理マニュアル

危険等発生時において、教職員がとるべき措置の具体的内容や手順を定めたもの。危険の対象によって「防犯マニュアル」、「不審者対応マニュアル」、「防災マニュアル」等と呼ばれている。学校保健安全法の規定により、各学校が、その実情に応じた内容で作成

○安全マップ

交通安全や防犯・防災などの観点から、通学路等校区内の危険箇所における注意すべきポイントを地図上に表記したもの。学校保健安全法の規定により、各学校は、学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項についての計画（学校安全計画）を策定し、実施しなければならない。

○スクールガード・リーダー

学校を巡回して、スクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して、より良い防犯活動を行うための専門的な指導・助言を行う者

○「避難所運営マニュアル」

開設準備の方法、運営体制、活動内容などをまとめたもので、各地域がその実情に応じて作成。学校における避難所運営マニュアル作成に際しては、各学校が、避難所として使用できる教室や区域、避難所運営業務のうち教職員が実施できる範囲などを明確にする必要がある。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
子ども人口千人当たりの不審者情報メール配信先件数	7.6件	9.4件	9.1件
スクールガード・リーダーの年間派遣回数 (小学校1校当たり)	9.2回	10.8回	10回

2 子どもの交通安全対策の推進

通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進することにより、子どもを交通事故の危険から守ることを目的として、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組みます。

(1) 子どもの交通安全対策

現状と課題

昨今、子どもが登下校中に被害に遭う事故が多発し、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの交通ルールに対する意識の高揚、交通安全についての正しい知識と技術の習得や通学路の安全確保のための対策が求められています。

対応方針

- 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、子どもが安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ります。
- 子どもの交通ルールに対する意識、交通安全についての正しい知識と技術を身に付けることで、交通事故の未然防止を図ります。

施策内容

- 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の定期合同点検を計画的に実施するほか、臨時、緊急合同点検を必要に応じて実施します。
- 交通ルールに対する意識の高揚、交通安全についての正しい知識と技術を身に付けるために、交通安全教室を開催します。
- 自転車通学許可生徒がいる中学校及び高松第一高等学校で、自転車点検を実施し、整備が必要な自転車を持つ生徒への指導・整備確認を行うとともに、中学校においては、登下校時等におけるヘルメット着用の徹底を図り、生徒の安全と安全意識の向上を図ります。

用語解説

○「高松市通学路交通安全プログラム」

警察、道路管理者、市、教育委員会、学校、PTA その他必要な者で構成される推進体制による通学路の安全点検（合同点検）の検討・実施や、点検結果に基づく対策の実施など、通学路の安全確保に向けた取組の基本的方針を定めたもの

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
通学路合同点検計画における達成率	64%	80%	100%

Ⅳ 青少年の健全育成

1 子どもの体験活動の充実

子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体と連携し、日常では体験できない活動の場や機会を提供します。

(1) 放課後や週末の体験・交流活動の場づくり

現状と課題

遊びや体験活動は、子どもの心身の成長にとって重要な役割を担っており、子ども会等の市民団体が、子どもが遊びの中から、自発的、自然発生的に様々な体験ができるよう、自然を活用した体験や子ども会活動を行っていますが、子どもの自立した大人への成長を支えるためには、成長段階に応じた多様な学習機会の提供が求められています。

今後も、子どもの創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな人間に育てるために、こうした体験活動を、充実させる必要があります。

対応方針

- 子ども向けの体験型学習活動を行う市民団体や高松型学校運営協議会等を支援し、子どもの創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな人間の育成を目指します。
- 子どもが、安全な環境の中で、成長段階に応じた遊びや体験学習ができるよう、多様な学習機会の提供を目指します。

施策内容

- 体験活動を行う子ども会等、市民団体や高松型学校運営協議会の支援に努めます。
- 子どもに多様な学習機会を提供するため、コミュニティセンターや生涯学習センター、図書館において子ども向けに、体験学習や地域との交流を深める講座、子どもの学ぶ意欲を高め、生きる力を育む講座等の開催に努めます。

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
子ども会の加入率	59.1%	68.1%	73%
高松市ホームページにある子ども向けサイトへのアクセス数	45,161件	65,222件	70,000件

2 青少年の健全育成の推進

多くの市民が青少年の非行防止と健全育成に関心を持ち、理解と協力を得るために、効果的な情報提供、啓発に取り組むとともに、地域や関係機関等との連携をより一層密にし、補導、相談、環境浄化活動など、総合的な健全育成活動に取り組めます。

また、情報モラルの向上を含め、「ネット・ゲーム依存」、インターネット利用に係る非行及び犯罪被害の防止対策に子どもの発達段階に応じて取り組めます。

(1) 子どもが安心できる場所づくり

現状と課題

本市においても、都市化、核家族化、少子化の進行などに伴い、地域社会の人間関係が希薄になるとともに、遊びの空間や時間、仲間が減少しており、子どもが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりのため、放課後等に子どもが安心して過ごせる場所の確保が求められています。

子どもの安全で安心な居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、体験活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を、34小学校区で開設しています。

今後は、地域コミュニティ・学校等、地域全体の理解・協力を得る中で、市内の全小学校区での実施を図る必要がありますが、人材や活動場所の確保が課題となります。

また、小学校の余裕教室等を利用し、保護者が労働等により昼間家庭に居ない小学生を対象として実施している放課後児童クラブは、異なる学年の児童や支援員との交流の場ともなっていますが、今後は、運営内容の充実や放課後子ども教室と連携した総合的な放課後対策、利用希望者の受入態勢の整備が課題となります。

対応方針

- 放課後子ども教室事業の拡充を図るため、地域全体の理解と協力を得るとともに、人材を育成する機会の充実を目指します。
- 放課後児童クラブの事業内容の充実を図るため、支援員の研修を始め、定員増に対応した施設整備の充実を目指します。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、又は連携した実施を目指します。

施策内容

- 放課後子ども教室事業を実施していないコミュニティ協議会などへ今後とも働きかけるとともに、コーディネーター、教育活動サポーター、教育活動推進員等、地域の人材を育成するため、研修会の実施に努めます。
- 放課後児童クラブの拡充を図るとともに、待機児童の解消に努めます。
- 一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施校区数の拡充に努めます。

(2) 青少年の非行防止活動の推進

現状と課題

子どもの非行防止・健全育成のため、警察や関係団体等と連携し、補導活動や少年相談、各種啓発活動など様々な対策を講じており、年々、警察に検挙・補導される子どもは減少傾向にあります。しかし、依然として少年非行に占める万引きの割合が高いことや非行の低年齢化が危惧されています。

また、急速にインターネットが普及したことにより、携帯電話やスマートフォンを中心としたインターネット利用に伴うトラブルが多発しており、対応が求められています。

対応方針

- 万引きや喫煙等の非行防止のために、警察や関係団体との連携を深め、子どもの実態に即した補導活動の充実を目指します。
- 学校・家庭・地域及び関係機関等がより一層連携し、子どもの非行防止・健全育成に取り組むため、多様な広報啓発に努め、市民意識の高揚を目指します。
- 万引きやインターネットに係るトラブルの未然防止のため、小学校段階からの規範意識の醸成を目指します。

施策内容

- 警察や関係団体と連携し、下校時間帯を中心とした通常補導を実施するほか、長期休業中や高松まつりなどの子どもが集まる行事の際には特別補導を実施し、子どもの実態に即した効果的な補導に努めます。
- 関係団体と連携して青少年健全育成作品展の開催や街頭キャンペーンを実施し、非行防止・「ノーメディアデー（ウィーク）」の取組も含めた健全育成に係る広報啓発に努めます。
- 各種保護者啓発リーフレットの配布や小学生を対象とした出前授業により、小学校段階からの非行の未然防止に努めます。

(3) 情報モラル教育とネット・ゲーム依存対策の推進

現状と課題

著しい情報技術や機器の発達を背景に、様々な場所で、様々な機器を用いてインターネット接続が可能となっており、SNS、コミュニティサイト等を利用した、いじめや性的な被害などが増加するとともに低年齢化が進んでいます。

また、スマートフォンやゲーム機等の長時間利用による生活習慣の乱れに加え、WHO（世界保健機関）が「ゲーム障害」を新たな依存症に認定するなど「ネット・ゲーム依存」対策は、喫緊の課題となっています。そのため、子どもに情報モラルを育成するとともに、子どもが被害者にも加害者にもならないように、家庭を巻き込んだ取組が求められています。

対応方針

- 子どもを取り巻く大人への研修・啓発を進めることで、家庭でのルールづくりを始め、

子どもが適切にインターネットを利用できる環境づくりを目指します。

- インターネット利用の低年齢化を踏まえ、小学校段階からの情報モラル教育の推進に加え、未就学児の保護者に情報機器の適切な利用について周知啓発し、その一層の充実を目指します。

施策内容

- 未就学児から学齢期までの保護者を対象とした情報モラルに関する啓発活動に努めます。
- 小学校3・4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルールづくりを始め、インターネットに触れ始める時期の指導の充実に努めます。
- 医療機関などの関係機関と連携して最新の情報を提供するなど、学校で情報モラルの指導や保護者への助言が適切に実施できるよう支援します。
- 児童生徒を対象に家庭の協力のもと、各学校・各家庭の状況に応じてメディア（インターネット、ゲーム機、テレビ等）の利用を休止又は制限をする「ノーメディアデー（ウィーク）」を全小・中学校で設定するとともに、「ネット依存等防止啓発チラシ」を全児童生徒に配布し、「ネット・ゲーム依存」の防止や自己管理能力の育成を図ります。

用語解説

○情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどの内容であり、これを学校や地域、家庭で身に付けさせること（情報モラル教育）が重要となっている。



【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
少年人口千人当たりの補導人数	21人	5.0人	4.5人
児童の情報モラルについての理解度 出前授業後のアンケート評価	—	94.5%	95%

V 家庭・地域の教育力の向上

1 学校・家庭・地域の連携強化

学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる活動を展開します。

子ども、教職員、保護者、地域住民が協力して、挨拶や声のかけ合い、また、共に活動することを通して、「礼儀」、「思いやり」、「将来の夢」等、豊かな心を育み、学校・家庭・地域の活性化を目指します。

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

現状と課題

園・学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもを育てる活動の一環として、「スマイルあいさつ運動」、「掃除教育 ぴかぴかデー」を展開しています。子ども、教職員、保護者、地域住民が連携協力して、挨拶運動や清掃活動、声をかけ合うことを通して、「礼儀」、「思いやり」、「社会貢献」等、豊かな心を育み、学校・家庭・地域社会の活性化を目指しています。

また、小・中学校においては、平成30年度より高松型学校運営協議会を核とした高松型コミュニティ・スクールを導入して、保護者及び地域住民の学校経営への参画や連携強化を進めており、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいます。

高松型コミュニティ・スクールの運営や家庭・地域連携の取組について、学校間での情報交換・情報共有の場が少なく、体制や取組の充実が課題となっています。

対応方針

- 園・学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもを育てる活動の一環として、学校や地域の実態に応じた継続的な取組の充実を目指します。
- 高松型学校運営協議会等、学校を支援する組織を充実させ、地域の教育力をいかにしながら、学校運営の改善と子どもの健全育成を目指します。

施策内容

- 「スマイルあいさつ運動」を継続的に実施するとともに、小中合同で行うなど、工夫した取組に努めます。
- 「掃除教育 ぴかぴかデー」などの清掃活動や挨拶運動の実施に当たっては、保護者や地域コミュニティ協議会等と連携した取組となるよう努めます。
- 学校・家庭・地域が一体となった高松型学校運営協議会の体制の充実に努めるとともに、優れた実践を紹介するなど、より効果的な運用に向けて環境整備に努めます。
- 小・中学校における問題行動の減少及び落ち着きのある学習環境を保障するため、地域の人材を活用して実施しているハートアドバイザーの有効活用や、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に努めます。
- 幼稚園・こども園・保育所が保護者からの相談の機会を増やすとともに、様々な行事

や保護者会等を通して、子育て支援の充実に努めます。

- 地域に開かれた幼稚園づくり推進事業等の実施により、家庭・地域との連携による子育て支援の充実に努めます。



用語解説

○高松型学校運営協議会（再掲）

市内の全小・中学校に設置しており、地域のコミュニティ協議会や関係団体の代表者、PTA役員、学校職員等により構成されている。学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、必要な支援について協議する組織

○高松型コミュニティ・スクール

国の「学校運営協議会」における権限である「学校運営の基本方針の承認」、「教育委員会への学校運営についての意見具申」、「教職員の任用に関する意見具申」を有しない「高松型学校運営協議会」を核に、学校や地域の教育課題を共有し、共通の目標・ビジョンの下、学校と家庭・地域が一体となって教育活動を推進していく学校

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校評価平均評価得点（家庭や地域との連携・協働に関すること）※最高得点4点 （小・中学校）	—	3.49点	3.6点

2 家庭及び地域の教育力向上の推進

家庭教育学級、子どもを中心にした地域交流事業などの実施により、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

また、多くの保護者が集まる機会を活用した規則正しい生活習慣づくりのための啓発や生活リズムチェックシートを配布するなど、保護者や子どもたちへの啓発にも取り組みます。

(1) 家庭の教育力の向上

現状と課題

家庭教育は、子どもの健全な成長、人格の形成にとって大変重要な役割を担っていますが、少子化、核家族化、都市化、地縁関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会環境が変化し、子育てに不安や悩みを持つ保護者の増加が見られ、家庭における教育力の低下が指摘されています。

また、成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠である適切な運動や、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして問題視されています。

このようなことから、個々の家庭の問題として見過ごすのではなく、社会全体の問題として捉え、学校・地域と連携した家庭教育への支援が求められています。

核家族化の進行や生活習慣、保護者の価値観等が多様化する中、保護者に対して、子育てや家庭教育を学習する機会の拡充を図るほか、子どもの規則正しい生活習慣づくりの啓発に継続的に取り組む必要があります。

対応方針

- 家庭や地域の教育力を高め、子どもの健全育成を図るため、PTAや地域の婦人団体等が家族の役割や子育てについて自主的に学習できる機会を充実させ、家庭教育に関する情報の提供の活発化を図ります。
- 子どもの生活リズムを向上させ、学習やスポーツ・読書など、様々な活動に生き生きと取り組むことのできる子どもを育成するため、「早寝早起き朝ごはん運動」の普及・啓発を図ります。

施策内容

- 市が講座等を開催するほか、関係団体と協力し、子育てについて学習する機会を充実するとともに、家庭教育情報テレビ事業の実施や家庭教育学級等の開催により家庭教育・子育て支援に関する情報の提供に努めます。
- 複雑・多様化する子育て相談に適切に対応するため、相談員のスキルアップのほか、関係機関との連携強化に努めます。
- 「早寝早起き朝ごはん運動」については、就学時健康診断実施時や「生活リズムチェックシート」の配布など様々な機会を捉え、より一層の普及・啓発に努めます。
- 子どもの基本的な生活習慣の確立には、家庭が果たす役割は大きく、保護者に対する

普及・啓発が重要であることから、保護者が集る様々な機会を捉え、普及・啓発に努めます。

用語解説

○「早寝早起き朝ごはん運動」

子どもたちの健やかな成長には、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切で、子どもの基本的生活習慣の確立を目指して、平成18年から始まった運動

○「生活リズムチェックシート」

基本的な生活習慣について目標を立て、1週間実施した結果を記録するシート。全市立小・中学校の児童・生徒を対象に配布し、子どもたちが自らの生活習慣を見直すきっかけづくりを行っている。

(2) 地域の教育力の向上

現状と課題

都市化や核家族化の進行などにより、地域における人と人とのつながりが希薄になり、地域の教育力の基盤となる相互扶助機能の低下が懸念されています。

また、子どもや保護者の交流範囲が学校や職場、家庭に偏る傾向にあり、地域住民と関わる機会が少なくなっています。

地域における人間関係の希薄化やコミュニケーションの減少が進む中、地域と家庭、学校が連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てることが必要とされています。

対応方針

- 地域ぐるみで子どもを守り育てる活動を支援し、地域の教育力の向上を目指します。
- 子どもの健全育成に取り組む地域組織活動を育成・支援し、子どもの健全育成を目指します。

施策内容

- 地域の教育力の向上を図るため、園・学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる連携体制の構築に努めます。
- 地域全体で子育て支援ができるよう、高齢者や子育て経験者等、より多くの住民参画を図り、幼児から小学生はもとより、中・高校生も参加できる各種行事・講座等の開催を始め、人材発掘・育成や情報交換、子どもを中心にした地域交流事業の実施を支援する等、相互交流の機会づくりなど活動内容の充実に努めます。
- 各種団体間の情報交換や相互交流を支援し、地域における子育て支援ネットワークづくりを推進します。

用語解説

○子どもを中心にした地域交流事業

家庭と地域の教育力の向上を図ることを目的に地域の子ども会やPTAなど、複数の団体等で構成された実行委員会等が実施する、子どもと保護者、地域の大人が交流する事業

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
朝ごはんを食べている子どもの割合（小6） （高松市「早寝早起き朝ごはん」生活リズムチェックシート調査による）	85.6%	86.5%	91%
「子どもを中心にした地域交流事業」を実施している地域の割合	—	43.2%	100%

Ⅵ 生涯学習の推進

1 学習機会の充実

生涯学習センターや地域のコミュニティセンター等で開催する講座を充実させ、市民の学習ニーズに応えるとともに、学習成果をいかすことができる環境づくりに取り組みます。

（１）多様なニーズに応じた学習機会の充実

現状と課題

市民一人一人が、社会の中で豊かな人生を送るためには、社会の変化や多様化に常に対応できるよう生涯にわたり学び続けることが求められています。また、市民が求める生涯学習の内容は、性別・年代等で違い、広範囲にわたるため生涯学習に対するニーズは多様化しており、幼年期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた学習活動を支援し、生涯にわたって学ぶ意欲・意識の醸成が求められています。

そのため、市民が必要な情報をスムーズに入手できるよう、学習機会についての幅広い情報を提供することが重要となっています。

対応方針

- 市民一人一人の生きがいづくりや市民主体の地域活動を推進するために、幼年期から高齢期までのそれぞれの学習ニーズを把握し、生涯学習センターやコミュニティセンターを中心に、様々な学習機会の提供を目指します。
- 高齢者、障がい者を含め、全ての人が、生涯を通じて学べる機会の充実を目指します。
- 生涯学習センター等において、市民団体・NPO法人・民間事業者等の参画を得て、現代的・社会的な課題に対応した講座等を実施するなど、学習内容の充実を目指します。
- 市民の学習意欲の向上や学習への参加を促すため、広報紙やホームページを始めとする各種情報媒体を有効活用し、効果的な学習情報の発信を目指します。

施策内容

- 「生涯学習カレッジ事業」、「コミュニティセンター講座」等のほか、「知的障がい者青年教室」等の実施により、多様な学習ニーズに応じた学びの機会を提供します。
- 民間事業者、他団体等の協力を得ながら、学びの機会を充実します。
- 広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、学習情報の発信を行います。

用語解説

○「生涯学習カレッジ事業」

生涯学習センターにおいて環境や少子高齢化、情報化など現代的課題や専門的なテーマに関する講座を開催する事業

(2) 学習成果をいかせる環境づくり

現状と課題

人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

生涯学習を通じた個人の生きがいづくりや仲間同士の活動を、まちづくりや地域の活性化等につなげていく仕組みづくりが今後重要で、そのためには、活動の核となる人材の発掘や養成とともに、多彩な知識や技能を持つ人々を効果的に活用する方策の充実が求められています。

対応方針

- 学習の成果を地域や社会でいかすことのできる環境を整えるため、学習成果を活用し、活躍できる場や機会の充実を図ります。
- 学びの核となる人材の育成に取り組むとともに、ボランティア活動や市民活動など、地域の人づくりやまちづくりにつながる活動を支援します。

施策内容

- 「高松市まちづくり学校事業」や「協働企画提案事業」等により、地域づくりの担い手となる人材を育成し、学びの成果をいかした地域活動への支援を行います。
- 「学習成果発表の場事業」等の実施により、学びの成果を発表する場や機会の充実を図ります。
- 「生涯学習コーディネーター養成講座」、「コミュニティセンターリーダー養成講座」等の実施により、学びの核となる人材育成の推進を図ります。
- 市民活動センターにおいて、様々な市民活動・ボランティア活動の情報提供や各種講座を実施するとともに、市民活動への支援を行います。

用語解説

○「高松市まちづくり学校事業」

高松市自治基本条例に掲げる、市民主体のまちづくりを推進するため、既存の市民活動団体やまちづくりに取り組む個人の知見を活かし、熱意や問題意識を持った人の思いを高め、実際に活動を始めるための助言を与えることで、地域やまちづくりを担える人材（団体）を育成する事業

○「協働企画提案事業」

市民活動団体等の専門性・先駆性・迅速性などの特性を生かした企画提案を募集し、高松市との協働で事業を実施することにより、一層の市民サービスの向上及び市民活動団体等のスキルアップを目指す事業

○「学習成果発表の場事業」

市民がこれまで培ってきた知識や技術の成果を生涯学習の分野で生かす機会として、学習成果の発表の場を提供することにより、市民の多様な学習活動を支援する事業

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
まなびCAN及びコミュニティセンターの講座の延参加者数	609,561人	580,021人	637,000人
「学習成果発表の場」事業の開催講座回数	—	28 講座	40 講座

2 学習施設・機能の充実

市民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習センターやコミュニティセンターの充実を図るほか、図書館においては、資料の充実や、専門職員によるレファレンス・サービスの充実等に取り組みます。

(1) 学習施設・機能の充実

現状と課題

近年、社会情勢が変化する中、人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたって学び活躍することができるよう、生涯学習センターやコミュニティセンター、図書館等の生涯学習施設の充実・活用を通じ、市民の生涯学習の推進や、地域の課題解決を支援していくことが求められています。

対応方針

- 全市的な生涯学習の拠点施設として、民間教育施設では対応が困難な現代的課題に関する講座や他団体との事業連携を通じ、生涯学習センターのより効果的な活用を目指します。
- 地域の生涯学習の活動拠点となるよう、コミュニティセンターに生涯学習推進員を配置するとともに、施設の整備・充実を図るなど、魅力のある学習事業や地域の課題を解決する取組を展開します。
- 図書館資料とレファレンス・サービスの充実等により、市民や地域の様々な課題解決のための支援に努めます。

施策内容

- 生涯学習センターのより効果的な活用を図るため、「センター利用促進事業」等を実施するほか、講座の充実に取り組みます。
- コミュニティセンターでの生涯学習活動を促進するため、「コミュニティセンター講座」等の講座の充実に向けた支援を行います。
- 図書館資料・情報を幅広く、また、ニーズに合わせて収集し、その情報を積極的に広報し、活用を促進します。
- 図書館と庁内各部署や外部の専門機関等との連携を深め、レファレンス機能を強化します。

用語解説

○生涯学習推進員

地域の生涯学習をコーディネートするキーパーソンとして、「まなび」で「人」や「地域」を「つなぐ」、また、地域の力を創造する役割を担う者

○レファレンス・サービス

何らかの資料や情報を求めている図書館利用者に対して、その必要性とする情報又は情報源を効率よく入手できるように援助する図書館職員によるサービス

○「センター利用促進事業」

生涯学習センターに親しんでもらうため、市民の参加しやすい講座や集客を意識した映画上映会等を開催する事業

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
市民一人当たりの図書館図書貸出冊数	6.4冊	6.9冊	8.2冊
レファレンス年間件数	—	12,704件	13,200件

計画の推進

1 計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、児童・生徒・保護者・教員及び一般市民を対象としたアンケート調査などにより、ニーズをきめ細かく把握するとともに、計画の進捗状況やその成果について把握しながら進行管理を行うことが必要となります。

そのため、各施策を実施するに当たっては、PDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action））による進行管理を行い、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況、施策目標の達成状況等について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育行政の点検・評価を行い、その結果を報告・公表することにより市民への説明責任を果たすとともに、教育の一層の充実と向上に努めます。

なお、社会情勢の変化や国の制度改正等により、新たに対応すべき課題が生じた場合や、毎年度の評価の結果等に基づき、計画年度中であっても必要に応じて適時、見直しを図ります。

2 関係部局、関係機関との連携

就学前教育の充実や家庭の教育力の向上、地域の教育力の向上など、教育委員会と関係部局を始め、企業や大学等の関係機関が連携して取り組むことで、より一層の効果が期待できる施策については、相互に連携し、積極的に事業を実施します。

施策の目標

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校評価平均評価得点 (確かな学力の育成に 関すること) ※ 最高点4点 (小・中学校)	3.16点	3.25点	3.5点
教育課程において、「思考力・判断力・表現力」 を重点項目として取り 組んでいる学校数	小学校 39校 中学校 17校	全小・中学校	全小・中学校
キャリア教育のカリキュラムを作成している 学校の割合 (小学校)	92%	97%	100%
中学校英語の授業にお いて、発語の50%程度 以上を英語で行ってい る教員の割合 (中学校)	93.6%	100%	100%
総合的な学習の時間で 環境学習に取り組んで いる学校の割合	-	小学校89.4% 中学校47.8%	小学校100% 中学校 50%
新入学児童生徒の内、障 がいのある子どもや保 護者への教育相談等の 回数 (小・中学校)	5回	7回	8回
アシスト教室利用者の 満足度 (小・中学校)	-	-	3.5点
情報モラル教育を実施 している教員の割合	小 73.5% 中 59.0%	小 73.5% 中 59.0%	小 100% 中 100%

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
全学級で道徳の授業を公開している学校の割合 (小・中学校)	54.9%	59.7%	100%
スクールソーシャルワーカーの配置人数 (中学校)	9名	13名	15名
教育支援センター通室生の中学校卒業後の進学・就職率	88.9%	94.0%	100%
ICTを活用した学習システムの申込者数	38人	50人	70人
学校評価平均評価得点 (体力・運動能力の育成に関すること) ※ 最高点4点 (小・中学校)	—	3.2点	3.5点
小児生活習慣予防検診における二次検診受診者の改善率 (小学校)	39.4%	37.6%	46%
小児生活習慣病予防検診における二次検診の受診率 (小学校)	56.6%	60.6%	70%
人権教育指導・研究資料の利用率 (小・中学校)	—	44%	90%
年間計画を作成し小中連携教育を推進している学校の割合	—	100%	100%
ふるさと教育として「高松市子ども宣言」を活用している学校の割合	—	100%	100%

学校図書館の児童生徒 一人当たりの年間貸出 冊数	小学校 51.3冊 中学校 10.4冊	小学校 60.4冊 中学校 13.6冊	小学校 61冊 中学校 14冊
小学校との連携を実施 している幼稚園・こども 園・保育所の割合	79%	100%	100%
芸術士派遣年間施設数 (幼稚園・こども園)	35か所	43か所	40か所

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
小学校5・6年生を対象 に、本市独自の少人数学 級編制を行うために教 員を配置している校数	5校	8校	9校
市費講師の配置校数 (小・中学校)	14校	20校	17校
授業が分かりやすいと 回答している児童・生徒 の割合(抽出調査)	—	—	小5 90% 中2 75%
時間外勤務が月80時 間を超える教職員の割 合	—	—	0%
時間外勤務を25%以上 削減した教職員の割合 (平成29年6月調査比)	—	—	100%

Ⅱ 学校教育環境の整備

1 学校教育施設の整備

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校施設長寿命化の進捗率 ※学校施設長寿命化計画に基づく、令和5年度末の長寿命化整備工事計画棟数を100%とした場合の進捗率 (小・中学校)	—	10%	100%
幼保連携型認定こども園に移行している園数	0園	6園	11園

2 教育機能と就学支援の充実

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校図書館図書標準を達成した学校の割合 (小・中学校)	100%	99%	100%
ICTを活用した授業を行っている教員の割合	—	小 48.1% 中 26.6%	小 100% 中 100%

Ⅲ 子どもの安全確保

1 子どもの安全対策の推進

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
子ども人口千人当たりの不審者情報メール配信先件数	7.6件	9.4件	9.1件
スクールガード・リーダーの年間派遣回数 (小学校1校当たり)	9.2回	10.8回	10回

2 子どもの交通安全対策の推進

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
通学路合同点検計画における達成率	64%	80%	100%

Ⅳ 青少年の健全育成

1 子どもの体験活動の充実

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
子ども会の加入率	59.1%	68.1%	73%
高松市ホームページにある子ども向けサイトへのアクセス数	45,161件	65,222件	70,000件

2 青少年の健全育成の推進

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
少年人口千人当たりの補導人数	21人	5.0人	4.5人
児童の情報モラルについての理解度 出前授業後のアンケート評価	—	94.5%	95%

V 家庭・地域の教育力の向上

1 学校・家庭・地域の連携強化

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校評価平均評価得点 (家庭や地域との連携・協働に関すること) ※ 最高得点4点 (小・中学校)	—	3.49点	3.6点

2 家庭及び地域教育力向上の推進

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
朝ごはんを食べている 子どもの割合(小6) (高松市「早寝早起き朝 ごはん」生活リズムチェ ックシート調査による)	85.6%	86.5%	91%
「子どもを中心にした 地域交流事業」を実施し ている地域の割合	—	43.2%	100%

VI 生涯学習の推進

1 学習機会の充実

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
まなびCAN及びコミ ュニティセンターの講 座の延参加者数	609,561人	580,021人	637,000人
「学習成果発表の場」事 業の開催講座回数	—	28講座	40講座

2 学習施設・機能の充実

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
市民一人当たりの図書 館図書貸出冊数	6.4冊	6.9冊	8.2冊
レファレンス年間件数	—	12,704件	13,200件

資 料

1. 高松市教育委員会主要計画等の策定状況

平成 7 年 6 月	高松市生涯学習基本計画
平成 15 年 8 月	新高松市生涯学習基本計画（いきいき高松まなびプラン）
平成 16 年 4 月	高松市人権教育・啓発に関する基本指針
平成 16 年 8 月	高松市子ども読書活動推進計画
平成 20 年 2 月	第 5 次高松市総合計画 「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」
平成 20 年 3 月	いきいき高松まなびプランⅡ ー高松市生涯学習基本計画ー
平成 21 年 3 月	新高松市子ども読書活動推進計画
平成 21 年 3 月	学校跡地・跡施設利用基本計画
平成 22 年 3 月	学校跡地・跡施設利用実施計画
平成 22 年 3 月	高松市教育振興基本計画 学校が好き 高松が好き 夢にむかう子どもたち
平成 25 年 3 月	いきいき高松まなびプランⅢ ー高松市生涯学習基本計画ー
平成 26 年 3 月	新高松市子ども読書活動推進計画【改訂版】
平成 27 年 4 月	高松市いじめ防止基本方針
平成 28 年 3 月	第 6 次高松市総合計画
平成 28 年 3 月	第 2 期高松市教育振興基本計画
平成 29 年 3 月	新高松市子ども読書活動推進計画【第 2 次改訂版】
平成 30 年 4 月	高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン
平成 30 年 5 月	高松市学校施設長寿命化計画
平成 30 年 7 月	第 1 期高松市 I C T 教育推進計画
令和元年 12 月	高松市部活動ガイドライン
令和 2 年 3 月	第 2 期高松市教育振興基本計画（令和 2 年度改定版）
令和 2 年 3 月	第 5 次高松市子ども読書活動推進計画

2 改定前の目標指標の実績値一覧

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

※本一覧は中間年改定後の施策目標に合わせて一部移動しています。

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校評価平均評価得点(確かな学力の育成に関すること) ※ 最高点4点(小・中学校)	3.2点	3.5点	3.16点	3.15点	3.24点	3.25点
教育課程において、「思考力・判断力・表現力」を重点項目として取り組んでいる学校数	全小・中学校	全小・中学校	小学校 39校 中学校 17校	全小・中学校	全小・中学校	全小・中学校
キャリア教育のカリキュラムを作成している学校の割合(小学校)	100%	100%	92%	97%	97%	97%
中学校英語の授業において、発語の50%程度以上を英語で行っている教員の割合(中学校)	100%	100%	94%	100%	100%	100%
総合的な学習の時間で環境学習に取り組んでいる学校数	—	小学校100% 中学校 50%	—	—	—	小学校89.4% 中学校47.8%
新入学児童生徒の内、障がいのある子どもや保護者への教育相談等の回数(小・中学校)	6回	8回	5回	6回	7回	7回
アシスト教室利用者の満足度(小・中学校)	—	3.5点	—	—	—	—
情報モラル教育を実施している教員の割合	小 80.0% 中 80.0%	小 100% 中 100%	小 73.5% 中 59.0%	小 97.8% 中 73.8%	小 84.3% 中 77.3%	小 73.5% 中 59.0%

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全学級で道徳の授業を公開している学校の割合(小・中学校)	100%	100%	54.9%	59.7%	67.1%	59.7%
スクールソーシャルワーカーの配置人数(中学校)	15名	15名	9名	12名	12名	13名
教育支援センター通室生の中学校卒業後の進学・就職率	—	100%	—	—	—	94.0%
ICTを活用した学習システムの利用者数	—	70人	—	—	—	50人
学校評価平均評価得点(体力・運動能力の育成に関すること) ※ 最高点4点(小・中学校)	3.2点	3.5点	—	3.23点	3.2点	3.2点
小児生活習慣予防検診における二次検診受診者の改善率(小学校)	45%	46%	39.4%	36.5%	37.8%	37.6%
小児生活習慣病予防検診における二次検診の受診率(小学校)	—	70.0%	—	—	—	60.6%
人権教育指導・研究資料の利用率(小・中学校)	75%	90%	—	69%	49%	44%
年間計画を作成し小中連携教育を推進している学校の割合	100%	100%	—	100%	100%	100%
ふるさと教育として「高松市子ども宣言」を活用している学校の割合	100%	100%	—	98.6%	100%	100%
学校図書館の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校55冊 中学校12冊	小学校 61冊 中学校 14冊	小学校 51.3冊 中学校 10.4冊	小学校 55.7冊 中学校 13.6冊	小学校 58冊 中学校 13.3冊	小学校60.4冊 中学校13.6冊
小学校との連携を実施している幼稚園・こども園・保育所の割合	100%	100%	79%	100%	100%	—
芸術士派遣年間施設数(幼稚園・こども園)	40か所	40か所	35か所	40か所	40か所	43か所

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校5・6年生を対象に、本市独自の少人数学級編制を行うために教員を配置している校数	8校	9校	5校	8校	8校	8校
市費講師の配置校数(小・中学校)	15校	17校	14校	21校	20校	18校
授業が分かりやすいと回答している児童・生徒の割合(抽出調査)	—	小5 90% 中2 75%	—	—	—	—
時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合	—	0%	—	—	—	—
時間外勤務を25%以上削減した教職員の割合 (平成29年6月調査比)	—	100%	—	—	—	—

II 学校教育環境の整備

1 学校教育施設の整備

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校施設長寿化の進捗率 ※学校施設長寿化計画に基づく、令和5年度末の長寿化整備工事計画棟数を100%とした場合の進捗率(小・中学校)	15%	100%	—	※	※	10%
幼保連携型認定こども園に移行している園数	6園	11園	0園	5園	6園	6園

※平成30年度からの事業であるため、進捗度を計ることができない

2 教育機能と就学支援の充実

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校図書館図書標準を達成した学校の割合(小・中学校)	100%	100%	100%	96%	100%	99%
ICTを活用した授業を行っている教員の割合	—	小 100% 中 100%	—	—	—	小 48.1% 中 26.6%

III 子どもの安全確保

1 子どもの安全対策の推進

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども人口千人当たりの不審者情報メール配信先件数	8.4件	9.1件	7.6件	8.3件	8.6件	9.4件
スクールガード・リーダーの年間派遣回数(小学校1校当たり)	9.5回	10回	9.2回	9.5回	10.5回	10.8回

2 子どもの交通安全対策の推進

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通学路合同点検計画における達成率	84%	100%	64%	72%	76%	80%

Ⅳ 青少年の健全育成

1 子どもの体験活動の充実

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども会の加入率	69%	73%	59.1%	68.2%	68.0%	68.1%
高松市ホームページにある子ども向けサイトへのアクセス数	58,000件	70,000件	45,161件	125,276件	200,594件	65,222件

2 青少年の健全育成の推進

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
少年人口千人当たりの補導人数	18.7人	4.5人	21人	13人	8.4人	5.0人
児童の情報モラルについての理解度 出前授業後のアンケート評価	90%	95%	—	88.2%	87.1%	94.5%

Ⅴ 家庭・地域の教育力の向上

1 学校・家庭・地域の連携強化

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校評価平均評価得点(家庭や地域との連携・協働に関すること) ※ 最高得点4点(小・中学校)	—	3.6点	—	—	—	3.49点

2 家庭及び地域教育力向上の推進

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
朝ごはんを食べている子どもの割合(小6) (高松市「早寝早起き朝ごはん」生活リズムチェックシート調査による)	89%	91%	—	85.2%	83.9%	86.5%
「子どもを中心にした地域交流事業」を実施している地域の割合	90%	100%	—	27.3%	36.4%	43.2%

Ⅵ 生涯学習の推進

1 学習機会の充実

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
まなびCAN及びコミュニティセンターの講座の延参加者数	625,000人	637,000人	609,561人	596,952人	613,571人	580,021人
「学習成果発表の場」事業の開催講座回数	32講座	40講座	—	—	—	28講座

2 学習施設・機能の充実

施策目標の項目	中間目標値 令和元年度末数値	最終目標値 令和5年度末数値	年度別実績値			
			平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民一人当たりの図書館図書貸出冊数	8.0冊	8.2冊	6.4冊	6.8冊	6.9冊	6.9冊
レファレンス年間件数	12,900件	13,200件	—	—	—	12,241件

3. 改定経過

年 月 日	会 議 等	協 議 内 容 等
令和元年6月17日	検討懇談会	・会長・副会長の選任 ・本市教育の現状と課題について ・第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）骨子（案）について
令和元年8月29日	総合教育会議	・第2期高松市教育振興基本計画の中間見直しについて
令和元年10月24日	教育委員会定例会	・第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）の素案について
令和元年11月12日	検討懇談会	・第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）の素案について
令和元年11月18日	教育民生調査会	・第2期高松市教育振興基本計画中間見直し（令和2年度改定版素案）について
令和元年11月28日～ 令和元年12月27日	パブリックコメント	・第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）素案に対するパブリックコメントの実施 ・コメント件数 11件
令和2年1月23日	教育委員会定例会	・第2期高松市教育振興基本計画案（令和2年度改定版）について
令和2年2月 5日	検討懇談会	・第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）素案に対するパブリックコメントの実施結果について ・第2期高松市教育振興基本計画案（令和2年度改定版）について
令和2年2月20日	総合教育会議	・第2期高松市教育振興基本計画案（令和2年度改定版）について
令和2年2月27日	教育委員会定例会	・第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）について

4. 設置要綱

(1) 高松市教育振興基本計画中間見直しに係る検討懇談会設置要綱

(設置)

第1条 高松市教育振興基本計画の中間見直しに当たり、広く市民の意見を聴くため、高松市教育振興基本計画中間見直しに係る検討懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、懇談会の目的を達成する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局は、教育局総務課職員、学校教育課職員、生涯学習課職員及び中央図書館職員のうちからそれぞれの所属長の指名する職員で構成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月19日から施行する。

2 この要綱は、懇談会の目的を達成した日限り、その効力を失う。

3 この要綱による最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

高松市教育振興基本計画中間見直しに係る検討懇談会委員名簿

役 職	氏 名	団体名等・役職名
会 長	清國 祐二	香川大学 地域連携・生涯学習センター長
副会長	澤田 文男	高松大学 副学長
委 員	青木 弘之	高松市子ども会育成連絡協議会副会長
	岩井 秀樹	高松市中学校長会会長
	上原 加代江	高松市PTA連絡協議会相談役
	喜多 敬三	高松市コミュニティ協議会連合会副会長
	永見 三智子	市民公募
	長谷川 絵里	高松市小学校長会会計次長
	平野 キャサリン	市民公募

会長・副会長以外は五十音順。 団体名等・役職名は、検討懇談会設置時点のもの。

第2期高松市教育振興基本計画のキャッチフレーズ

「学校が好き 高松が好き 夢にむかう子どもたち」

本計画では、この第1期計画のキャッチフレーズを継承し、子どもたちが毎日元気に楽しく学校に通い、子どもたちを身近で支えている教職員も生き生きとし、そして、将来、夢をつかんだ子どもたちが、学校で学んだことをいかして、自分の街である故郷高松で、また世界中で活躍してほしいと願うものです。